

第 2 次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和 6 年 3 月

朝倉市 東峰村 筑前町 大刀洗町
甘木・朝倉・三井環境施設組合

<目 次>

第1章 策定の目的.....	1
第1節 計画の意義と目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の区域.....	2
第4節 計画期間.....	3
第5節 ごみの発生概念.....	3
第6節 ごみ処理行政の動向.....	4
1. 廃棄物・リサイクル関係法令.....	4
2. 国及び福岡県の計画等.....	9
第7節 基本方針.....	10
第2章 ごみ処理の現況と課題.....	11
第1節 ごみ処理の現況.....	11
1. ごみ処理体系.....	11
2. ごみの排出量・排出原単位.....	14
3. ごみの減量化・資源化の取組み.....	27
4. ごみ処理システムの評価.....	30
5. ごみ処理の課題.....	35
第2節 中間処理施設の現況.....	39
1. 既存施設の概要.....	39
2. 中間処理の実績.....	41
3. 最終処分の実績.....	43
4. ごみ処理に係るコスト解析.....	43
5. 組合圏域のごみ処理状況.....	44
6. 可燃ごみの性状.....	46
7. 中間処理における課題.....	46
第3節 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測.....	47
1. 朝倉市.....	47
2. 東峰村.....	49
3. 筑前町.....	51
4. 大刀洗町.....	53
5. 組合圏域.....	55
第3章 ごみ処理基本計画.....	57
第1節 減量化・資源化の目標.....	57
1. 朝倉市.....	57
2. 東峰村.....	59
3. 筑前町.....	61
4. 大刀洗町.....	63
5. 組合圏域.....	65

第2節	ごみ処理に関する取組み体系図.....	67
1.	ごみ処理に関する取組み体系図	67
2.	重点施策の実施計画	70
第3節	ごみ処理体制.....	75
1.	維持・管理体制	75
第4節	分別収集計画.....	76
第5節	収集運搬計画.....	76
1.	収集運搬に関する基本方針	76
2.	収集区域の範囲	76
3.	収集運搬体制	76
4.	収集運搬方法	76
第6節	中間処理計画.....	77
1.	中間処理に関する基本方針	77
2.	管理主体	77
3.	中間処理の方法及び目標年次における対象量	77
第7節	最終処分計画.....	80
第8節	計画の進行管理.....	80

資料編

第1章 策定の目的

第1節 計画の意義と目的

ごみ問題は、近年の我が国の高度経済成長に伴って発生した廃棄物問題・環境問題等に対応するための廃棄物処理、リサイクルに関する法体系の確立と相まって、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、3Rや循環型社会という言葉も浸透しつつあります。また、他の環境問題と複雑に関連していることから、低炭素社会・自然共生社会への取組みと統合、地域循環圏の形成が推進されています。

国では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下、「廃棄物処理法の基本方針」とする。)」(平成28年1月環境省告示)、コスト分析手法や有料化の進め方、適正な処理システム構築の考え方を示した「三つのガイドライン」の見直し(平成25年4月)を行いました。

また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月)を策定し、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成の推進、災害廃棄物対策について示しています。

そのほか、上記に示す廃棄物処理法の基本方針(平成28年1月)及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第3条第1項の規定に基づく基本方針の変更(平成27年7月)に伴い、「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月)」を改訂しています。

このような状況の中で、甘木・朝倉・三井環境施設組合及び組合を構成する朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町では、地域住民と行政の協働によって、廃棄物の減量化及び資源化を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び廃棄物処理における循環型社会の構築を目指し、平成31年3月に『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「当初計画」とする。)]』を策定しました。

当初計画策定後の社会情勢の変化として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年10月)の施行や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和4年4月)の施行、廃棄物処理法の基本方針(令和5年6月)の改定などが挙げられ、今後は廃棄物の減量化及び資源化をさらに推進することが求められています。

本計画では、令和5年度に当初計画の中間目標年を迎えることから、近年の社会情勢の変化や組合圏域の廃棄物処理情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行うことを目的とします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法第6条第1項」の規定に基づき「一般廃棄物処理計画」として策定するものであり、組合圏域共通の計画として、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針とするものです。本計画の位置付けを図1-2-1に示します。

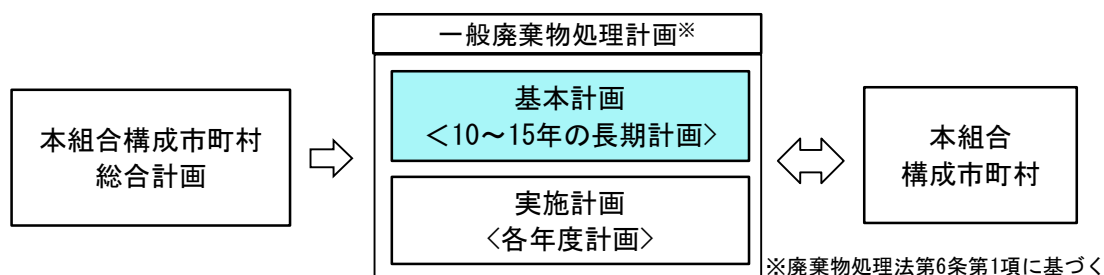


図1-2-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の区域

本計画において対象とする区域は、甘木・朝倉・三井環境施設組合を構成する朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町の行政区域全域（以下「組合圏域」という。）とします。

組合圏域は、福岡県のほぼ中央に位置し、組合圏域を東西に大分自動車道が走り、筑後川が貫流しています。組合圏域の位置を図1-3-1に示します。

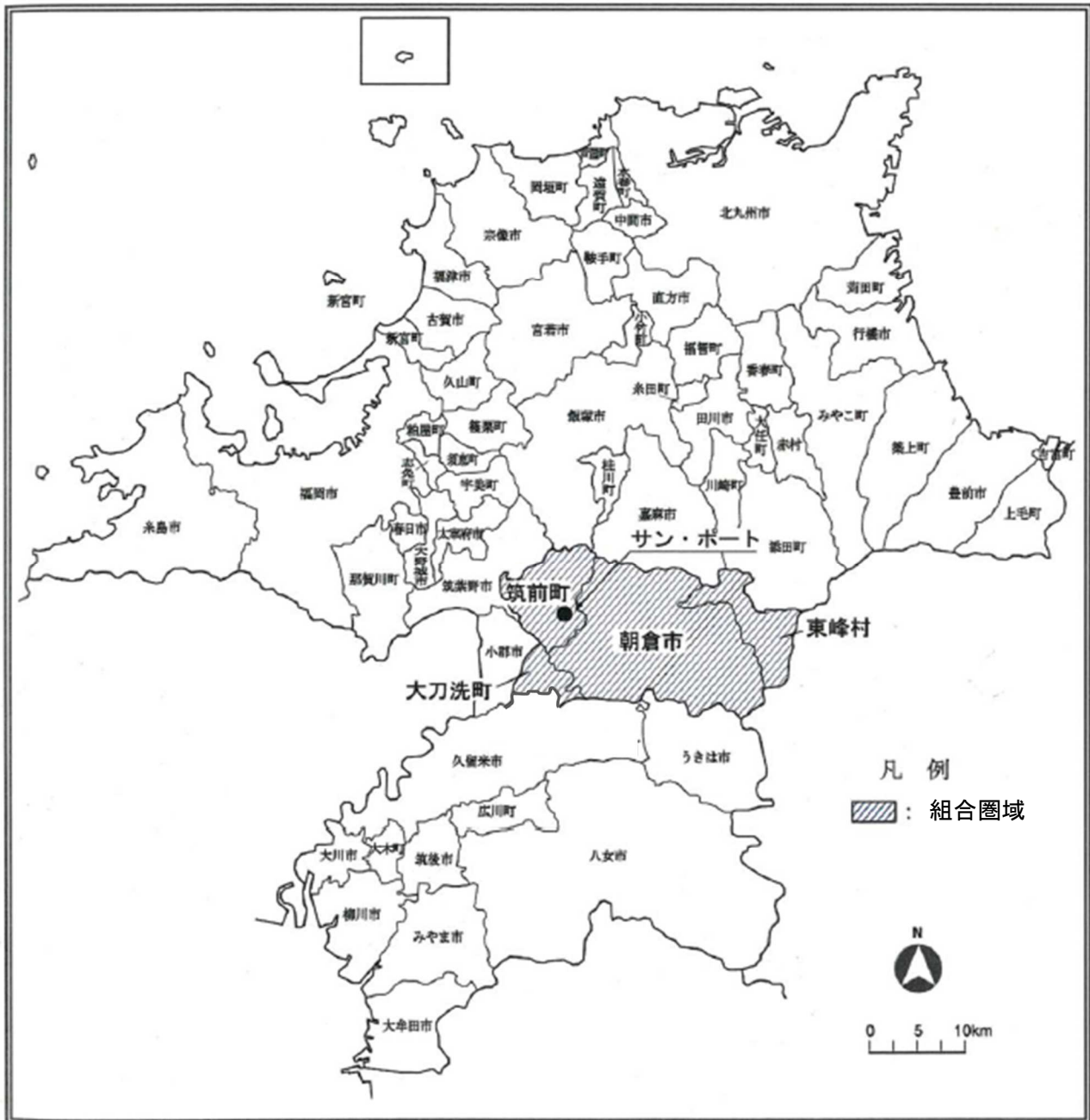


図1-3-1 組合圏域の位置

第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針」によると「『一般廃棄物処理基本計画』は10年から15年の長期計画とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行うことが適切である」とあります。

本計画は、平成31年3月に策定した当初計画の中間見直しであり、令和5年度を起点とし、5年後の令和10年度を中間目標年度、10年後の令和15年度を目標年度とします。

本計画の計画期間について、図1-4-1に示します。

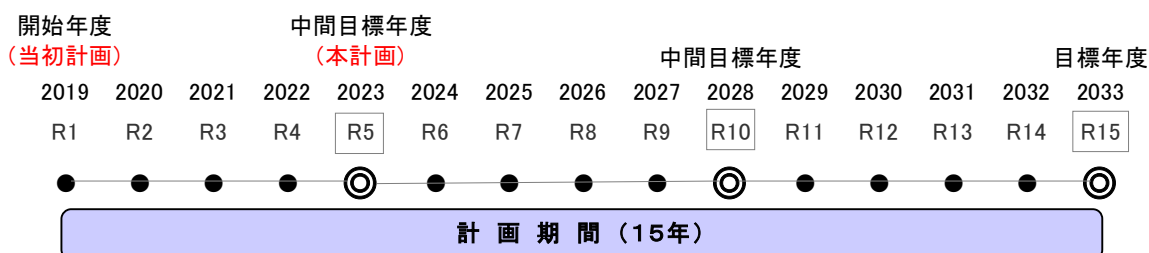


図1-4-1 計画期間

第5節 ごみの発生概念

一般廃棄物は、住民の生活活動に伴って発生する「生活系ごみ」と生産・流通・販売等の事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分けられます。

一般的には、家庭から発生したごみ及び事業所から発生したごみは自治体及び自治体が委託・許可した収集運搬業者が収集して、「収集ごみ」(一部は直接搬入される)として処理施設に搬入されます。処理施設に搬入される他に、住民・事業者が自ら処理を行う「自家・自社処理ごみ」や、ごみや資源として処理施設に搬入される前に住民や事業者から直接民間業者に引き渡されて資源化が行われるもの(集団回収、自主回収等)があります。

なお、自家処理・自社処理ごみについては実態が把握されていないことから、本計画では、行政が処理を行う生活系及び事業系ごみの量、及び行政が把握している集団回収・自主回収等による資源化量について述べます。ごみ発生の概念図を図1-5-1に示します。

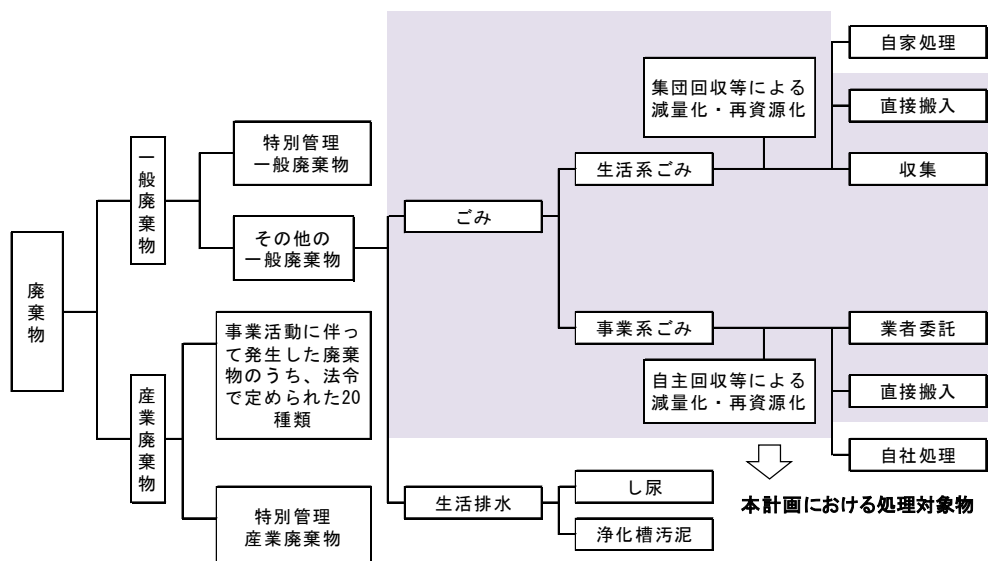


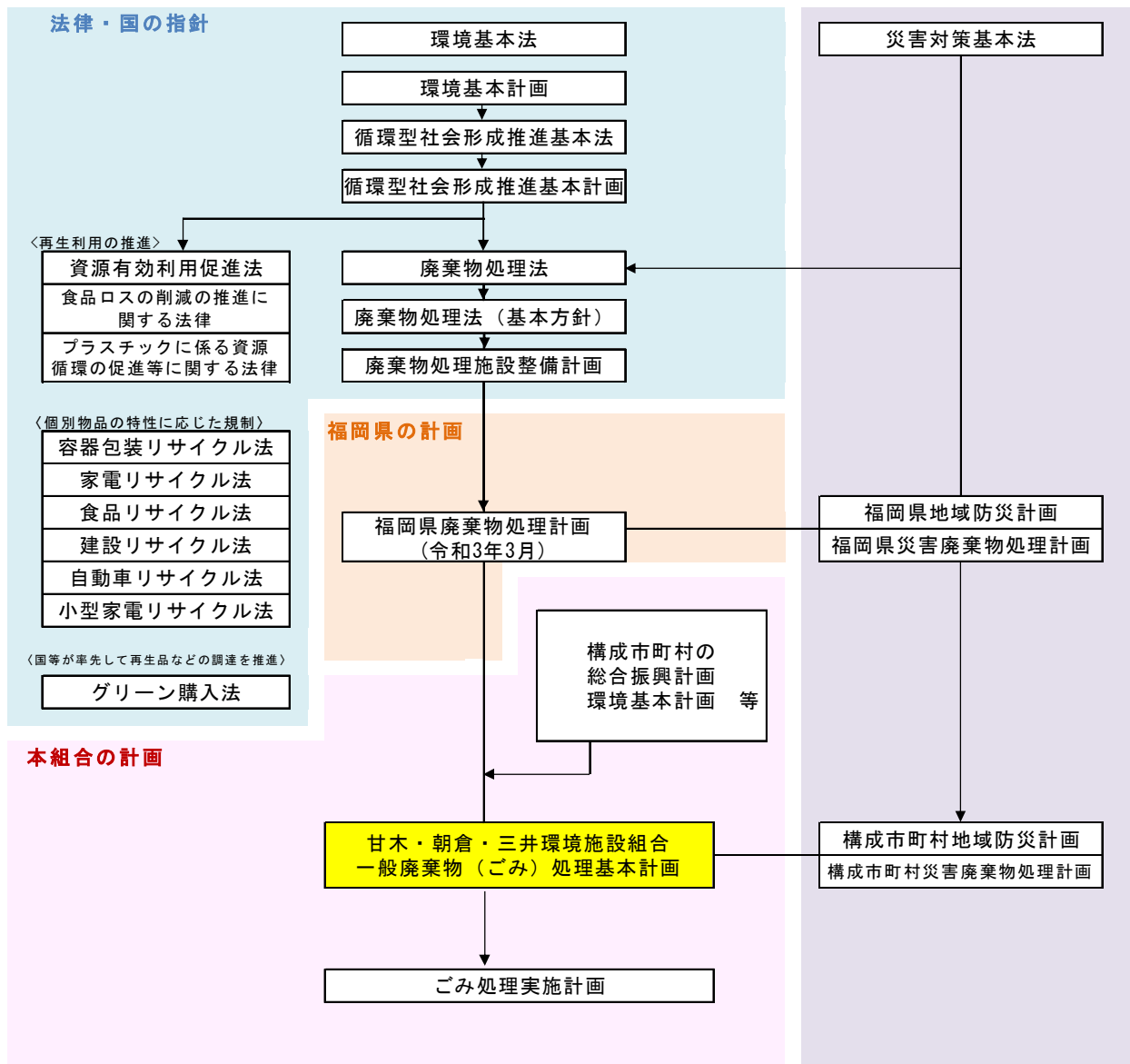
図1-5-1 ごみ発生の概念図

第6節 ごみ処理行政の動向

1. 廃棄物・リサイクル関係法令

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする必要があります。また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要です。

廃棄物・リサイクル関連法体系を図1-6-1に示します。



参考：ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）に加筆

図1-6-1 廃棄物・リサイクル関連法体系

1) 環境基本法の概要

環境基本法は、環境保全について基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境基本計画の概要を図1-6-2に示します。

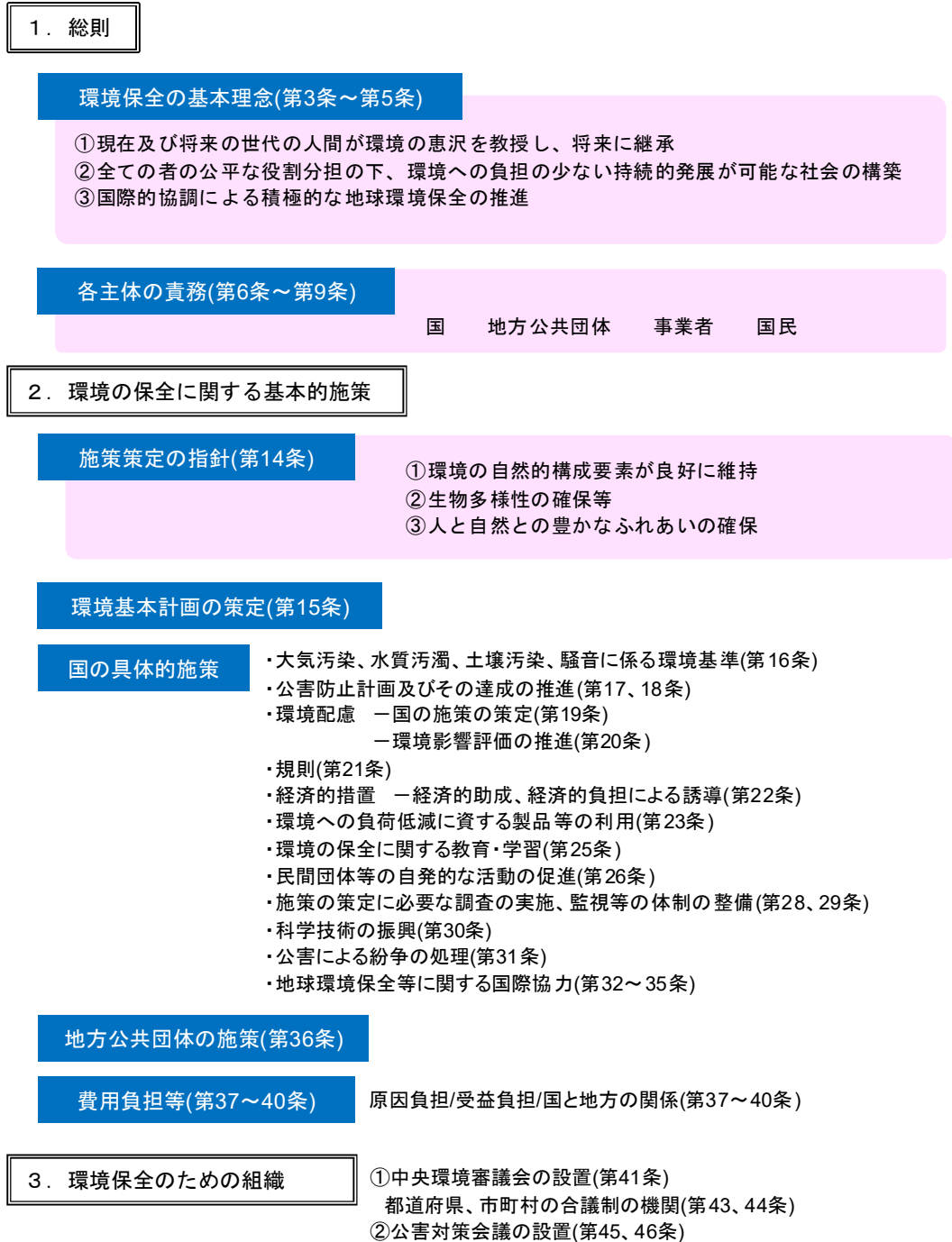


図1-6-2 環境基本法の概要

2) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会形成推進基本法とは、環境基本法の理念に則り、循環型社会をつくるための基本原則を定めた法律です。国、地方公共団体、事業者及び国民の役割・責務を明記し、循環型社会形成推進基本計画を策定するなどし、循環型社会形成を推進します。

なお、この法律において「循環型社会」とは、環境への負荷ができる限り少ない以下のような社会をいいます。廃棄物の発生を抑え（リデュース）、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収等により循環資源として適正に循環的に利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される社会です。

循環型社会形成推進基本法の概要について、図1-6-3に示します。

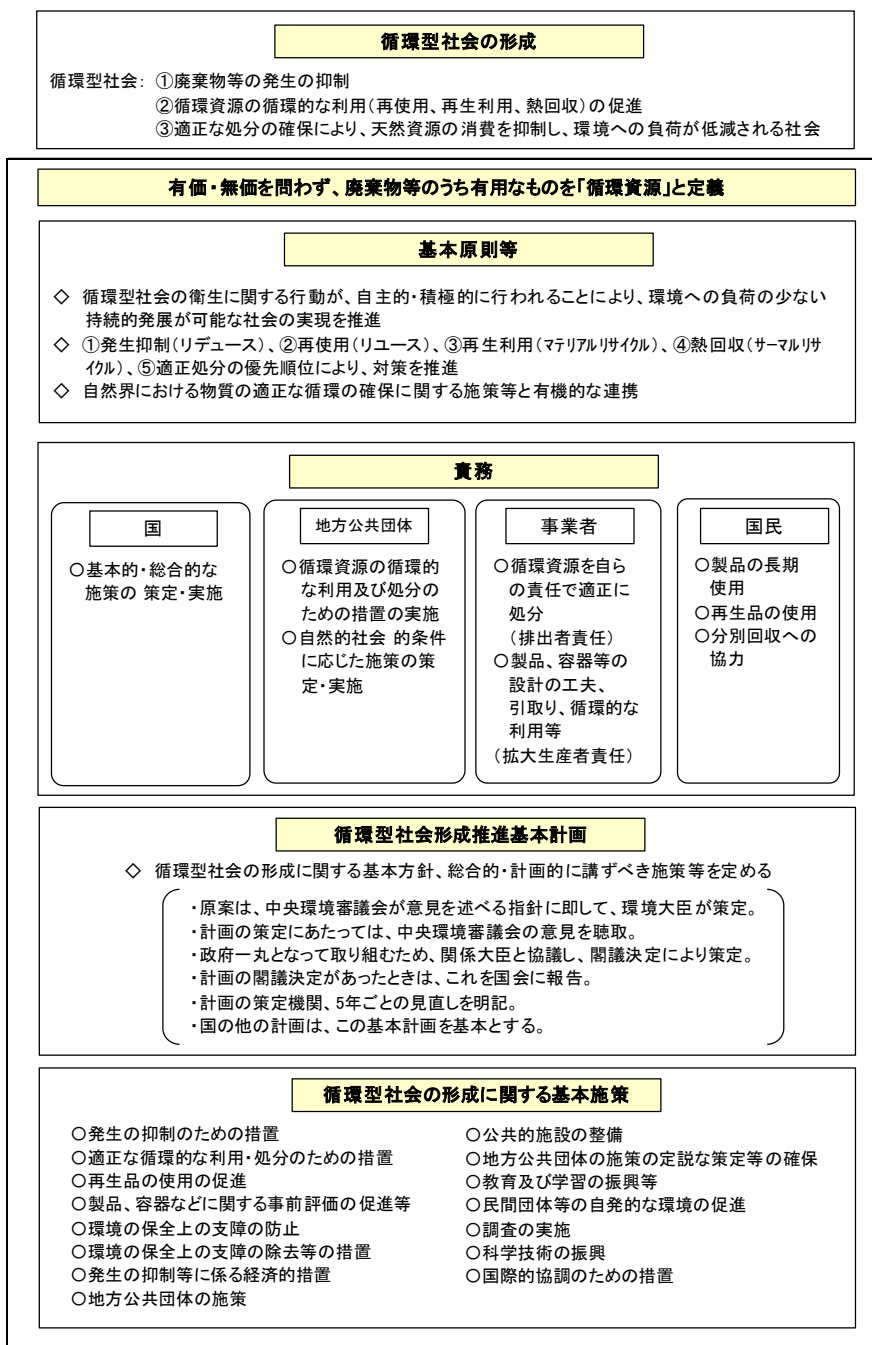
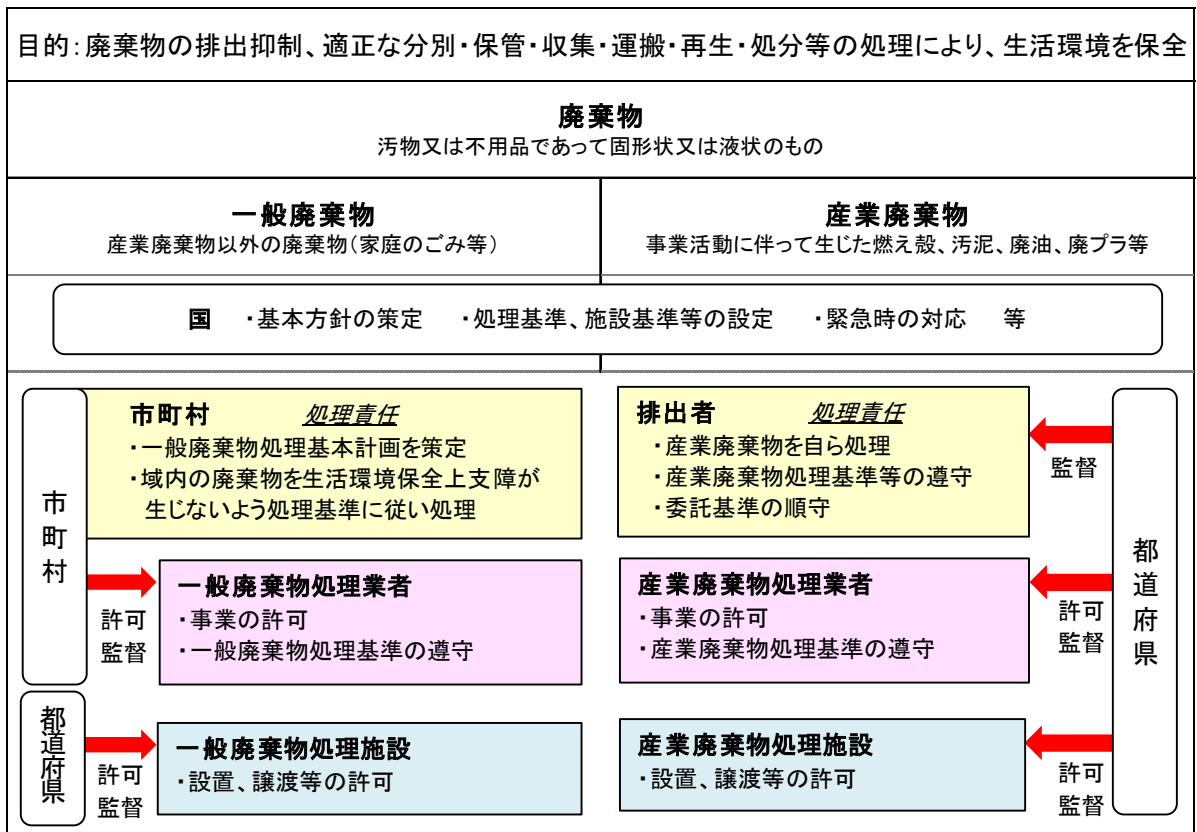


図1-6-3 循環型社会形成推進基本法の概要

3) 廃棄物処理法

廃棄物処理法とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称であり、廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を進めることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。廃棄物処理法は、昭和40年代に、経済の高度成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が深刻化したことを背景として、従来の「清掃法」を全面的に改める形で昭和45年に制定され、その時々が生じた廃棄物問題の解決のために、これまでも改正が行われてきました。

廃棄物処理法の概要について、図1-6-4に示します。



出典：廃棄物処理法の概要（環境省）

図1-6-4 廃棄物処理法の概要

4) 災害対策基本法

災害対策基本法は、災害対策に関する日本の法律です。1959年（昭和34年）に愛知県、岐阜県、三重県及び紀伊半島一帯を中心として全国に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機に制定されました。

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

災害対策基本法の概要を、図1-6-5に示します。

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。
1. 防災に関する責務の明確化 ○国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 - 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等 ○住民等の責務 - 自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等
2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進 ○国：中央防災会議非常（緊急）災害対策本部 ○都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部
3. 防災計画—計画的防災行政の整備・推進 ○中央防災会議：防災基本計画 ○指定行政機関 ○都道府県・市町村：地域防災計画
4. 災害対策の推進 ○災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定 →市町村に避難の指示、警戒区域の設定応急公用負担等の権限を付与 <市町村は防災対策の第一次的責務を負う>
5. 財政金融措置 ○【原則】実施責任者負担 ○【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等 →激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
6. 災害緊急事態 ○災害緊急事態の布告 →緊急災害対策本部の設置 ○緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受け入れに係る緊急政令の制定）

出典：災害対策基本法の概要（内閣府防災）

図1-6-5 災害対策基本法の概要

2. 国及び福岡県の計画等

1) 廃棄物処理法の基本方針（令和 5 年 6 月）

国は、「廃棄物処理法」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、一般廃棄物の減量化に関して、令和 7 年度を目標に排出量、1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量及び最終処分量、令和 9 年度を目標に再生利用量の目標を個別に設定しています。

2) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生、などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

また、循環型社会形成に関する取組指標として一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されています。

3) 福岡県廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月）

福岡県廃棄物処理計画では、基本方針として「資源の消費抑制」、「資源循環利用の推進」、「廃棄物の適正処理による環境負荷の低減」を掲げ、ごみ総排出量、1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量、再生利用率、最終処分量の目標が定められています。

ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標を表 1-6-1 に示します。

表 1-6-1 ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標

項目	国（環境省）		福岡県
	廃棄物処理法の基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	福岡県廃棄物処理計画
策定年月	令和 5 年 6 月	平成 30 年 6 月	令和 3 年 3 月
基準年度	平成 24 年度	2015 年度	平成 30 年度
目標年度	①・②・④令和 7 年度 ③令和 9 年度	2025 年度	令和 7 年度
排出ごみ量の目標	①総ごみ排出量：約 16%削減 ②1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：約 440g/人・日 ③再生利用率：約 28% ④最終処分量：約 31%削減	①1 人 1 日当たりのごみ排出量：約 850g/人・日（2015 年度：939g/人・日） ②1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：約 440g/人・日 ③最終処分量：約 13 百万トン（2000 年度から約 77%減）	①総排出量の増減率：5%減 ②1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量：516g ③再生利用率：22% ④最終処分量の増減率：6%減

※家庭系ごみ：資源ごみを除く生活系ごみ排出量

第7節 基本方針

循環型社会を形成していくためには、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物になったものについては不適正処理の防止、その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、適正な循環的な利用が行えないものについては、適正な処分を行うことが必要です。

このため、以下の事項を基本方針として取り組んでいくものとします。

- 1 3R（排出抑制・再使用・再生利用）の推進
- 2 適正処理の推進

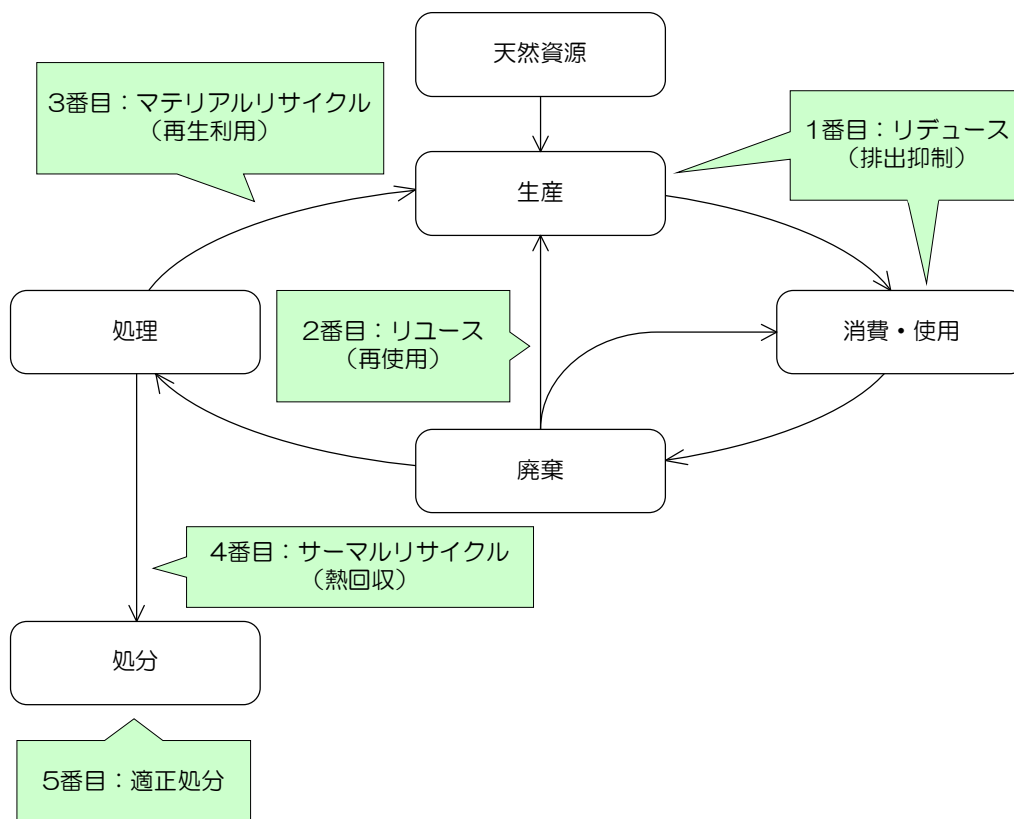


図1-7-1 本計画の基本方針

第2章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

本組合圏域から排出される収集ごみ及び直接搬入ごみは、甘木・朝倉・三井環境施設組合が所管する廃棄物再生処理センター「サン・ポート」で処理しています。

また、各市町村から排出される一部の資源ごみ及び集団回収は、民間業者にて資源化を行っています。

組合圏域のごみ処理状況(令和4年度実績)について、図2-1-1～図2-1-5に示します。

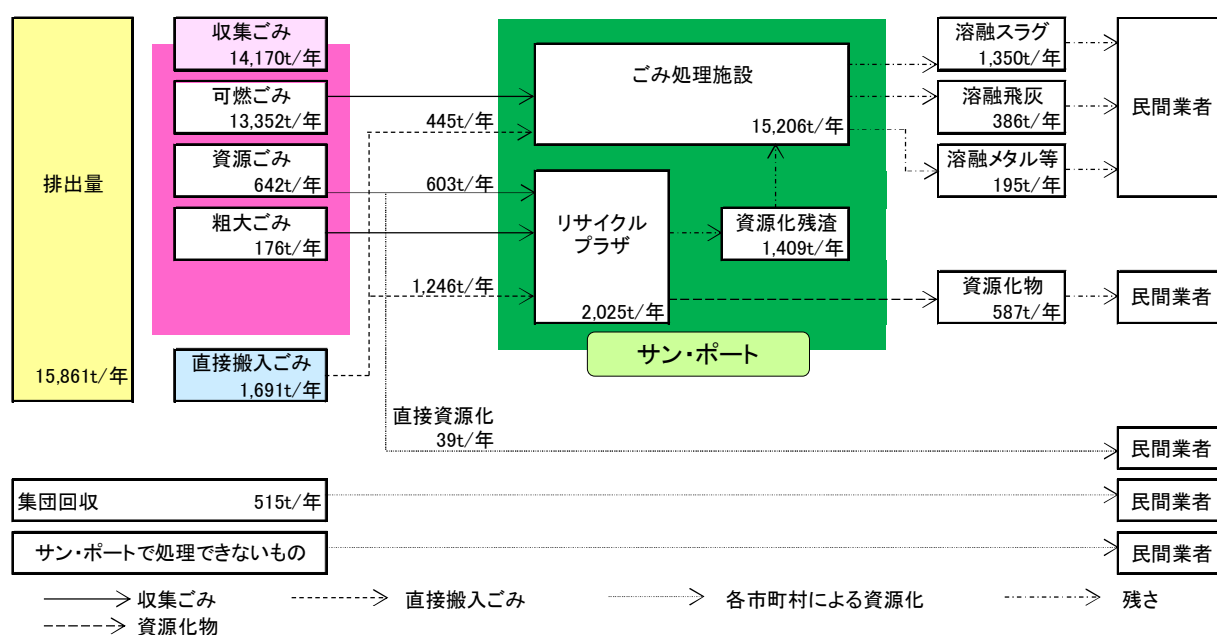


図2-1-1 朝倉市 ごみ処理状況(令和4年度実績)

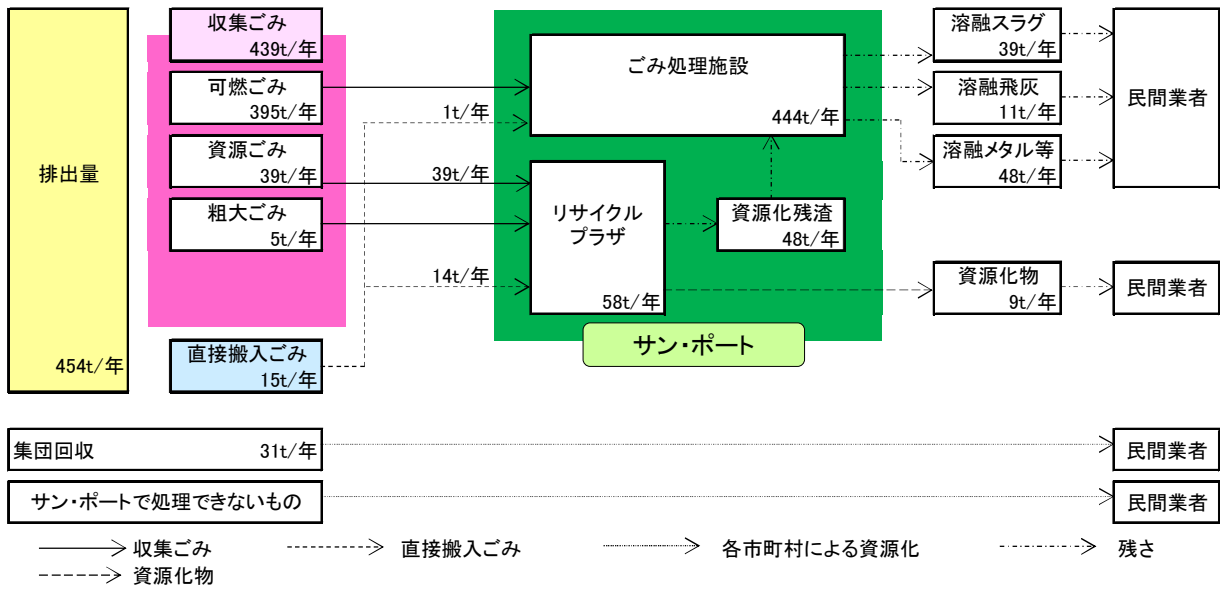


図2-1-2 東峰村 ごみ処理状況(令和4年度実績)

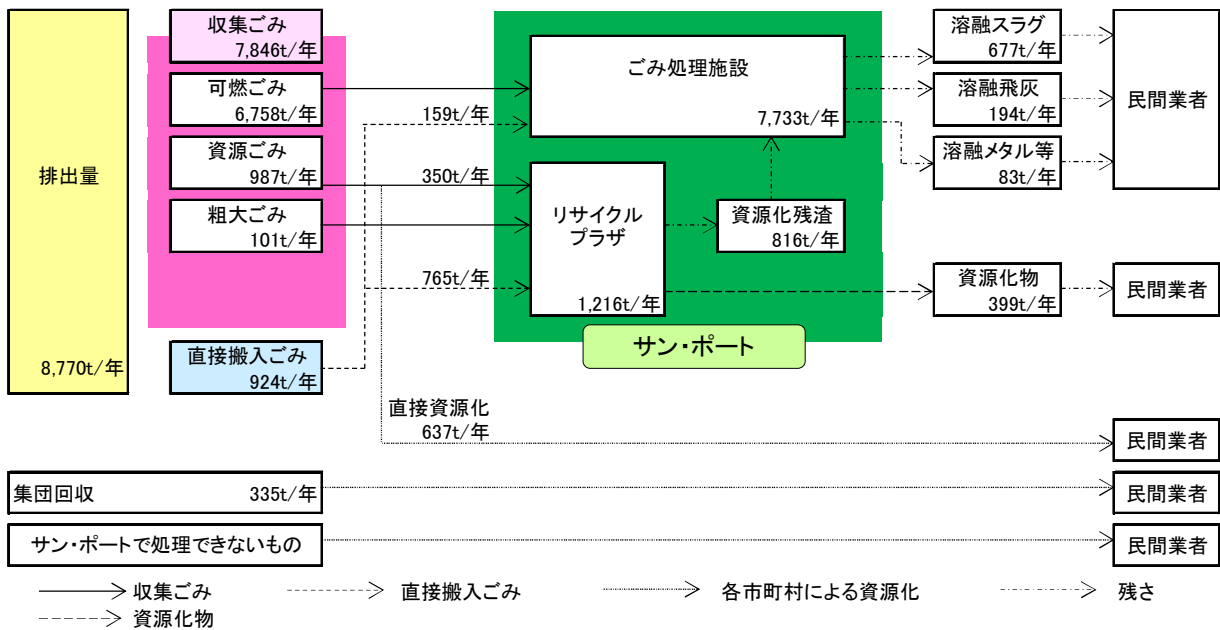


図2-1-3 筑前町 ごみ処理状況(令和4年度実績)

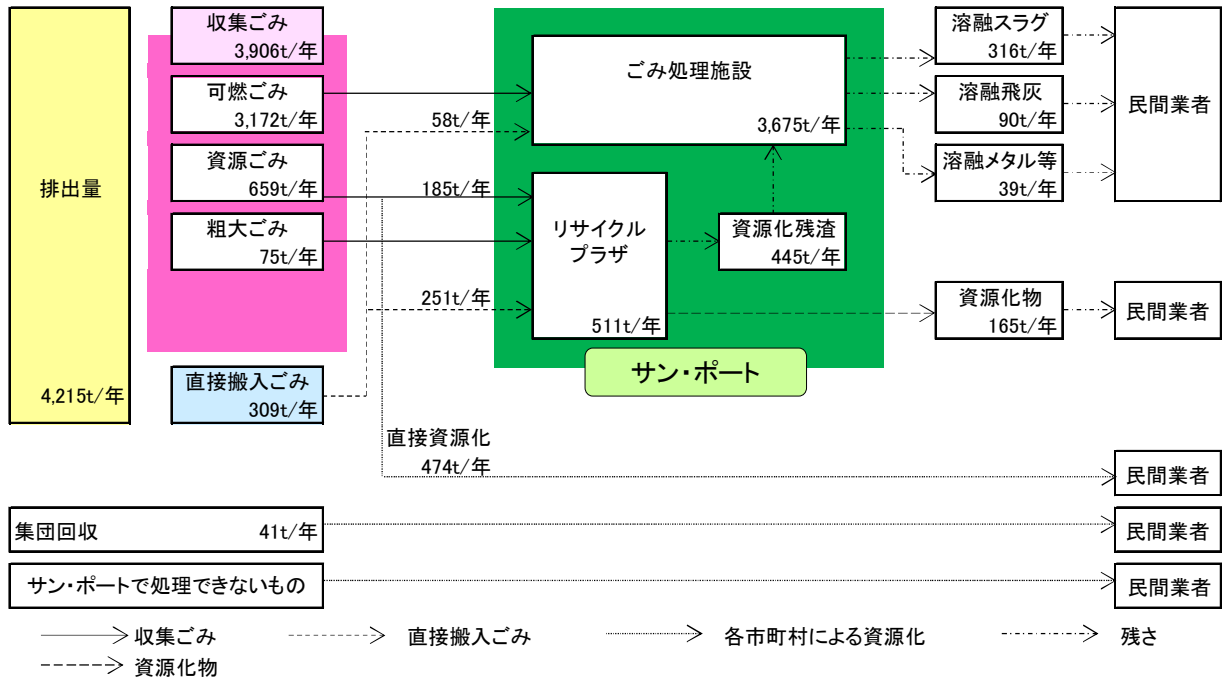


図2-1-4 大刀洗町 ごみ処理状況(令和4年度実績)

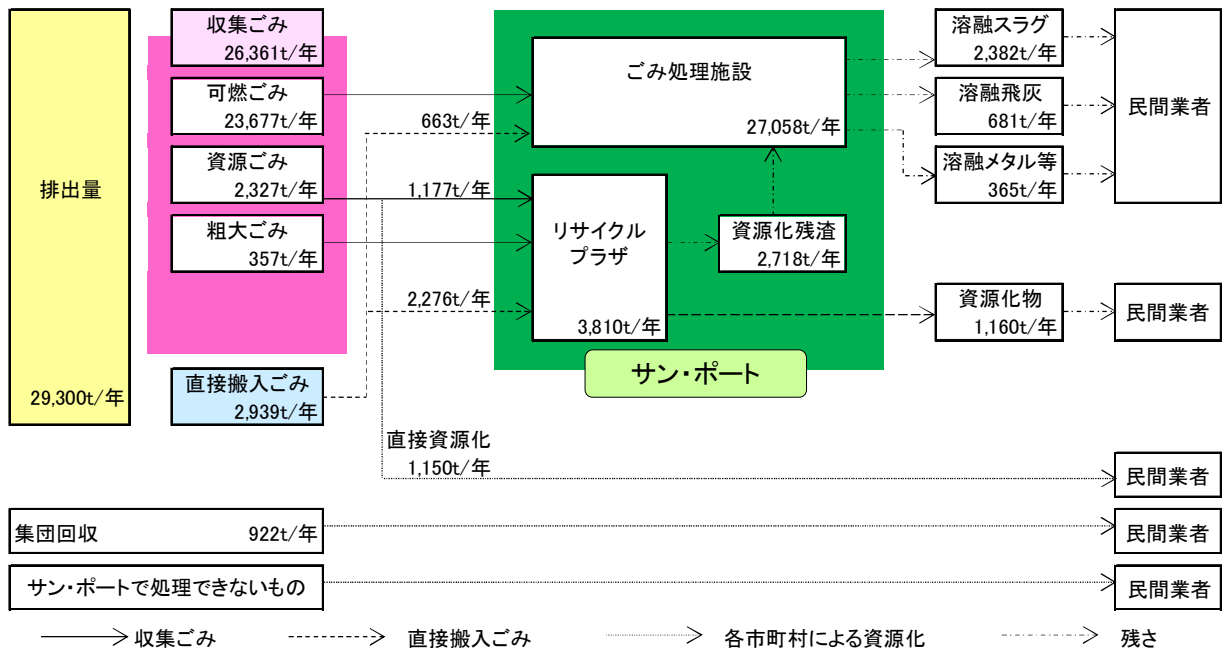


図2-1-5 組合圏域(各市町村計) ごみ処理状況(令和4年度実績)

2. ごみの排出量・排出原単位

1) 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位

組合圏域のごみ排出量・排出原単位について、図2-1-6～図2-1-10に示します。

(1) 朝倉市

朝倉市のごみ排出量は、過去5か年において約4%減少しています。

収集可燃ごみ量は減少傾向、収集資源ごみ及び粗大ごみ量は概ね一定で推移しており、直接搬入ごみ量は、令和2年度以降減少傾向にあります。

また、排出原単位は増減を繰り返しながら概ね一定で推移しています。

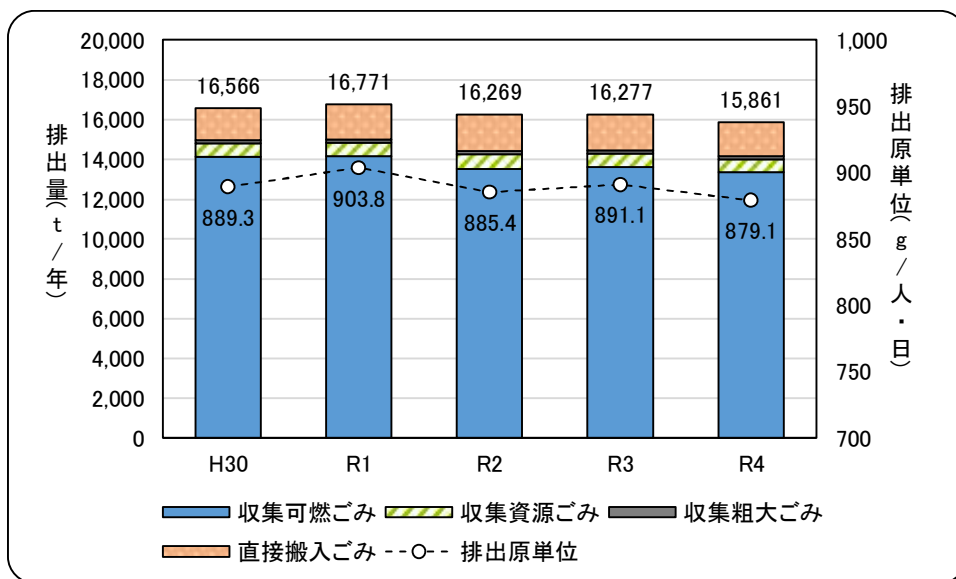


図2-1-6 朝倉市 ごみ排出量・排出原単位の推移

(2) 東峰村

東峰村のごみ排出量は、過去5か年において約6%減少しています。

収集可燃ごみ量及び収集粗大ごみ量は概ね一定で推移しており、収集資源ごみ量及び直接搬入ごみ量は、令和2年度以降減少傾向にあります。

また、排出原単位は増加傾向で推移しています。

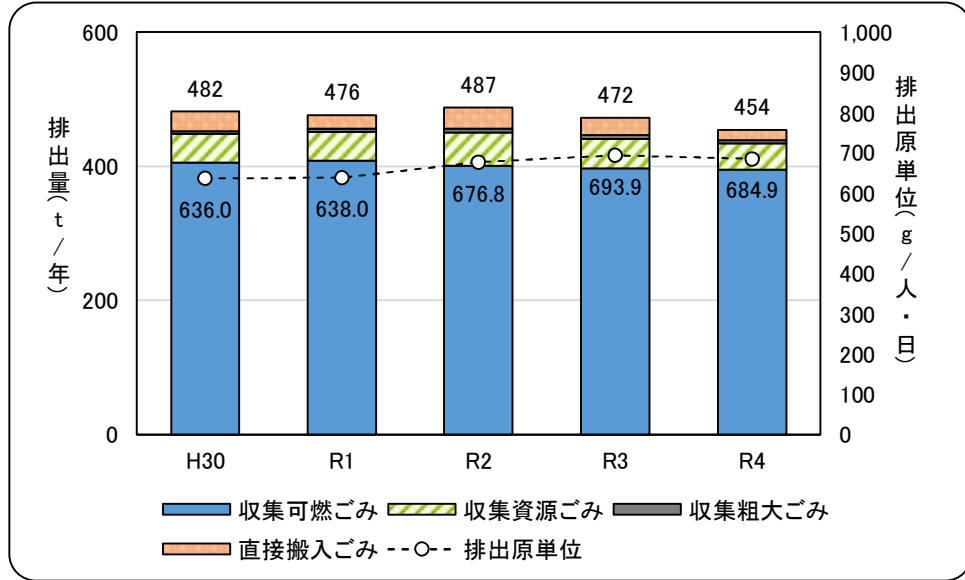


図2-1-7 東峰村 ごみ排出量・排出原単位の推移

(3) 筑前町

筑前町のごみ排出量は、過去5か年において約2%減少しています。

収集可燃ごみ量は令和元年度以降微減傾向、収集資源ごみ及び収集粗大ごみは減少傾向で推移しており、直接搬入ごみは令和2年度以降減少傾向にあります。

また、排出原単位は令和元年度以降減少傾向にあります。

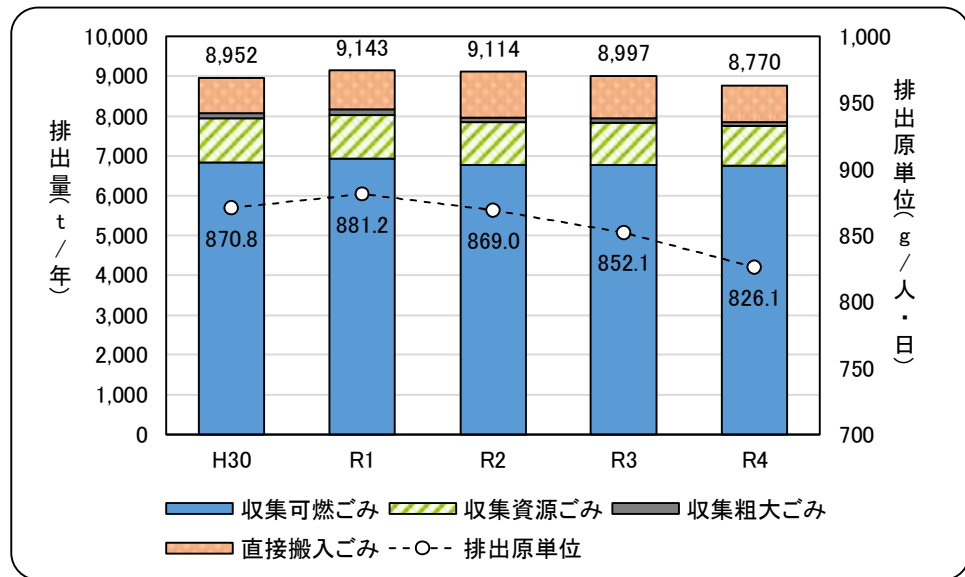


図2-1-8 筑前町 ごみ排出量・排出原単位の推移

(4) 大刀洗町

大刀洗町のごみ排出量は、過去5か年において約3%増加しています。

収集可燃ごみ量は令和元年度以降概ね一定、収集資源ごみは概ね一定で推移しており、収集粗大ごみは令和2年度以降減少傾向、収集直搬ごみは令和3年度まで増加していましたが令和4年度は減少に転じています。

また、排出原単位は令和2年度以降減少傾向にあります。

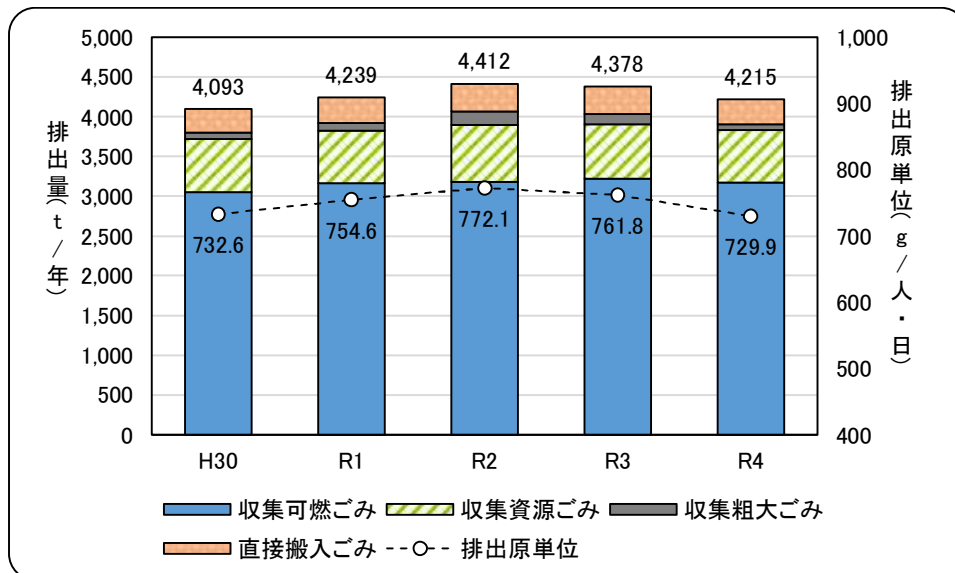


図2-1-9 大刀洗町 ごみ排出量・排出原単位の推移

(5) 組合圏域

組合圏域のごみ排出量は、過去5か年において約3%減少しています。

収集可燃ごみ量は令和元年度以降減少傾向に、収集資源ごみ量、収集粗大ごみ量及び直接搬入ごみ量は令和2年度以降減少傾向にあります。

また、排出原単位は令和元年度以降減少傾向にあります。

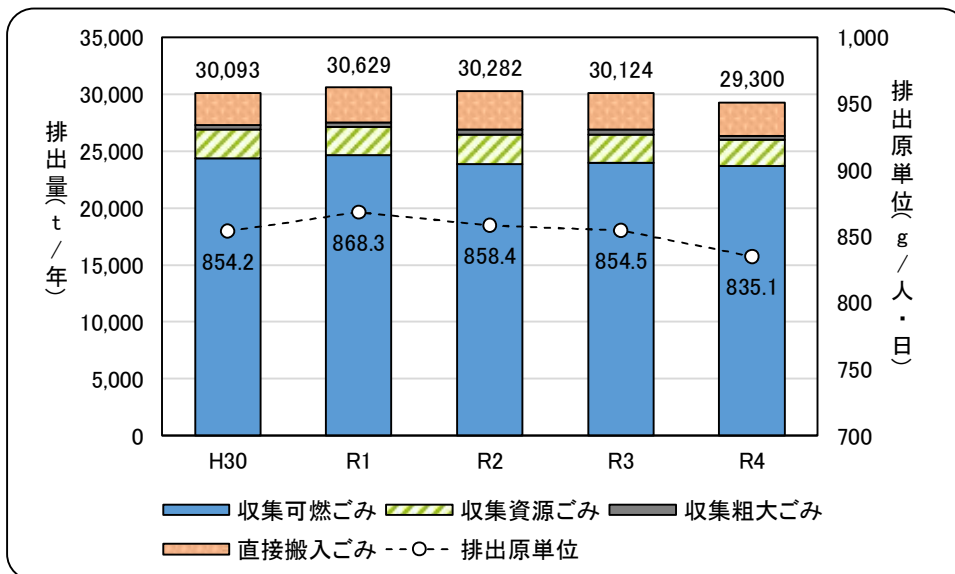


図2-1-10 組合圏域(各市町村計) ごみ排出量・排出原単位の推移

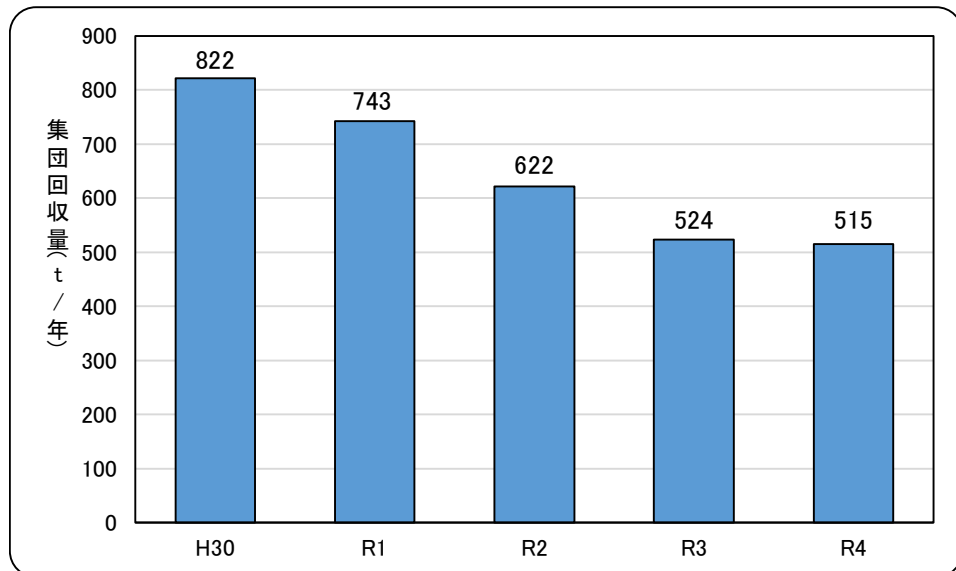
2) 集団回収量

組合圏域の集団回収量について、図2-1-11～図2-1-15に示します。

(1) 朝倉市

朝倉市では、紙類、布類及びガラス瓶の集団回収を行っています。

令和4年度の回収量は515t/年であり、減少傾向にあります。



※集計方法変更のため、令和4年度の高紙回収量(市庁舎回収分)は、集団回収量として計上している。
(図2-1-16参照)

図2-1-11 朝倉市 集団回収量の推移

(2) 東峰村

東峰村では、紙類及び布類の集団回収を行っています。

令和4年度の回収量は31t/年であり、令和3年度以降大きく増加しています。

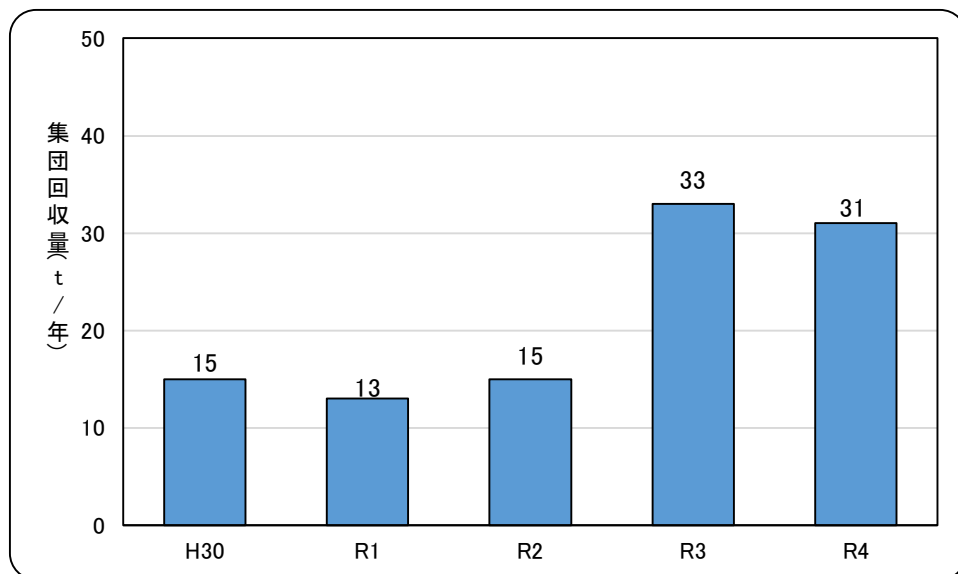


図2-1-12 東峰村 集団回収量の推移

(3) 筑前町

筑前町では、紙類、紙パック及び布類の集団回収を行っています。

令和4年度の回収量は335t/年であり、減少傾向にあります。

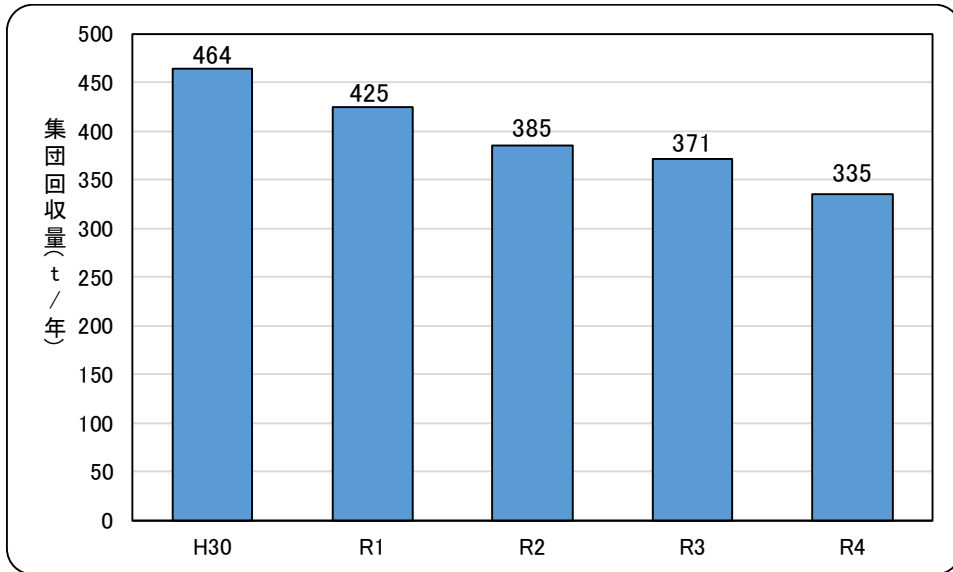


図2-1-13 筑前町 集団回収量の推移

(4) 大刀洗町

大刀洗町では、紙類、紙パック及び布類の集団回収を行っています。

また、令和3年度より町内小中学校から排出される牛乳パックの集団回収も行っています。

令和4年度の回収量は41t/年であり、令和2年度に大きく減少*して以降は微増傾向にあります。

※新型コロナウイルスの影響により、集団回収の実施回数が減少したため。

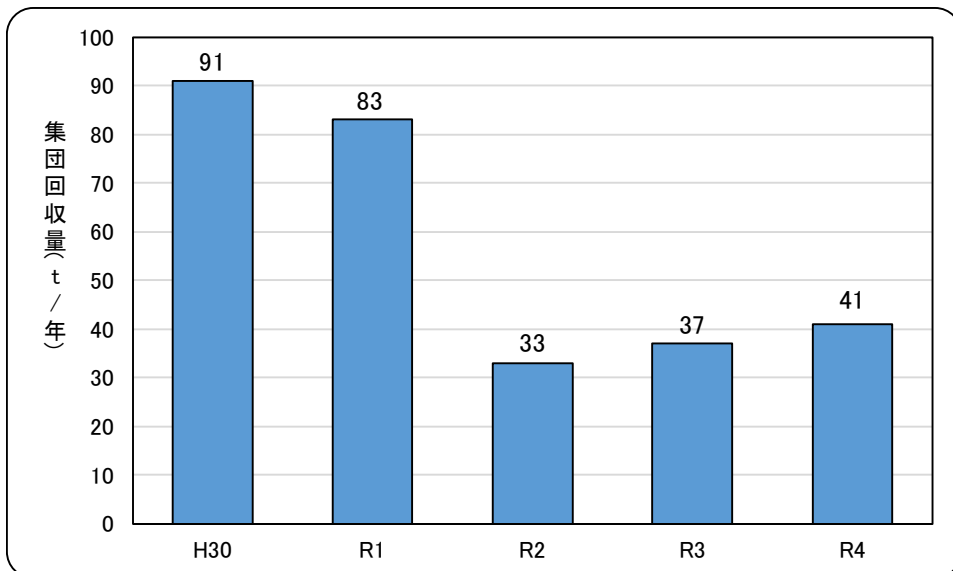


図2-1-14 大刀洗町 集団回収量の推移

(5) 組合圏域

組合圏域では、令和4年度の集団回収量は922t/年であり、減少傾向にあります。

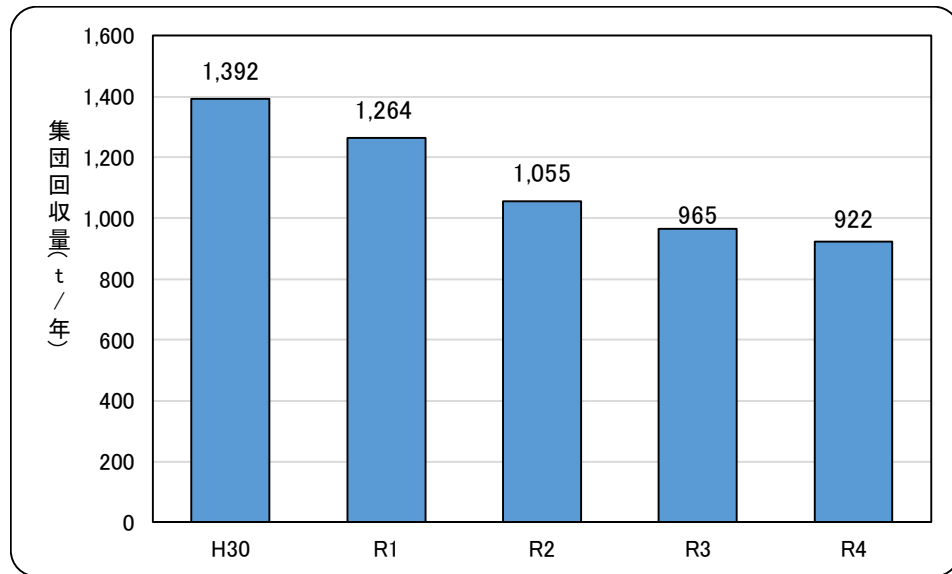


図2-1-15 組合圏域(各市町村計) 集団回収量の推移

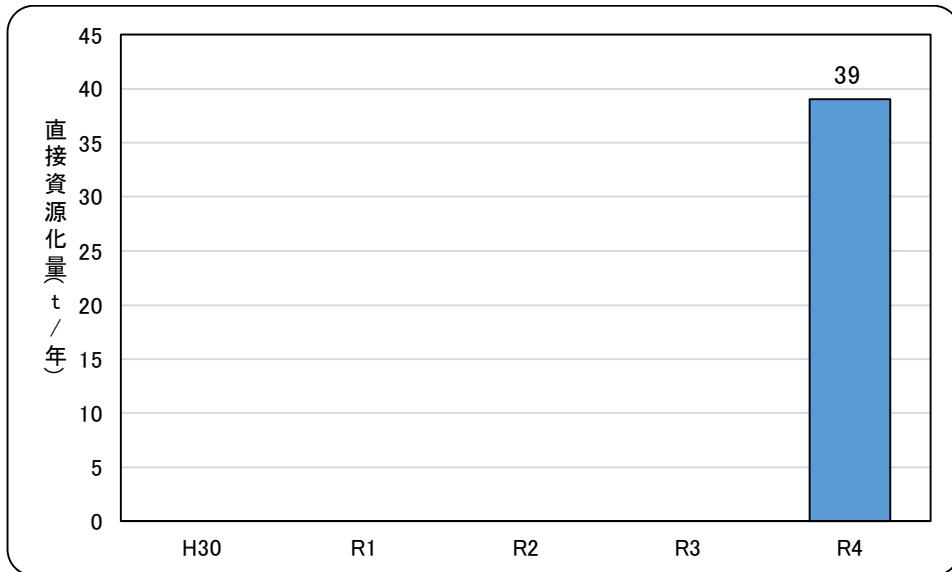
3) 直接資源化量

組合圏域の直接資源化量について、図2-1-16~図2-1-19に示します。

(1) 朝倉市

朝倉市では、市庁舎より排出される古紙について、直接資源化を行っています。また、令和4年度より、市内小中学校から排出される牛乳パックの直接資源化も行っています。

令和4年度の直接資源化量は、39t/年です。



※集計方法変更のため、令和3年度以前の古紙回収量(市庁舎回収分)は、集団回収量として計上している。(図2-1-11参照)

図2-1-16 朝倉市 直接資源化量の推移

(2) 東峰村

東峰村では、直接資源化を行っている資源ごみはありません。

(3) 筑前町

筑前町では、家庭より排出される紙類、紙パック、白色トレー、布類及び廃食用油について、直接資源化を行っています。また、令和3年度より、町内小中学校から排出される牛乳パックの直接資源化も行っています。

令和4年度の直接資源化量は637t/年であり、減少傾向で推移しています。

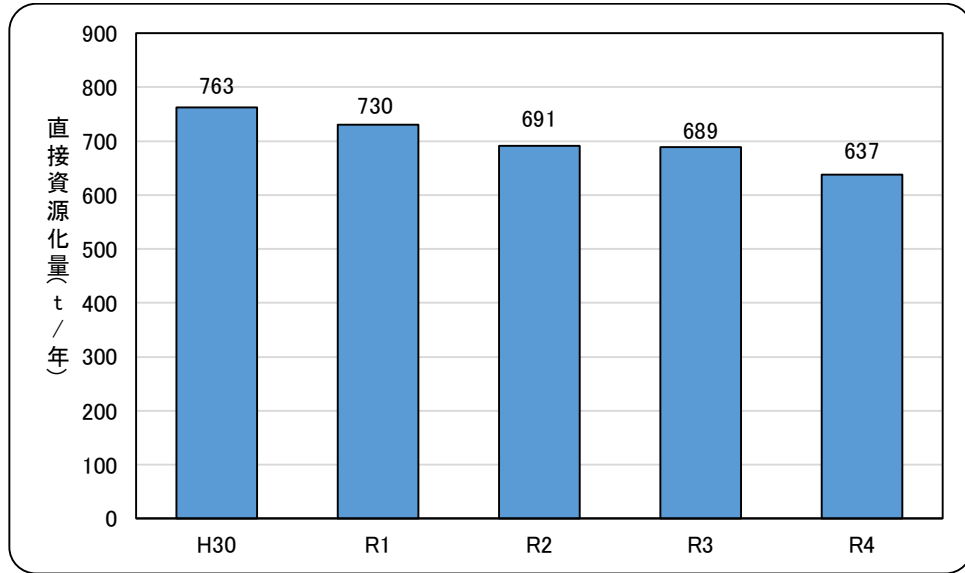


図2-1-17 筑前町 直接資源化量の推移

(4) 大刀洗町

大刀洗町では、家庭より排出される紙類、紙パック、食品トレー、布類及び廃食用油について、直接資源化を行っています。また、令和元年度より、町役場にプラスチック製品の回収ボックスを設置し、直接資源化を行っています。

令和4年度の直接資源化量は474t/年であり、増減を繰り返しながら概ね一定で推移しています。

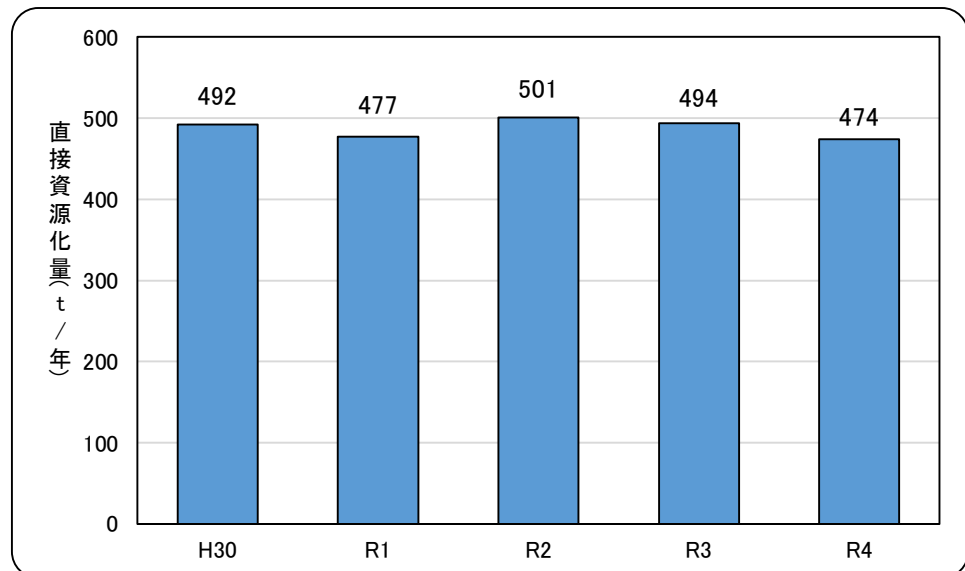


図2-1-18 大刀洗町 直接資源化量の推移

(5) 組合圏域

組合圏域では、令和4年度の直接資源化量は1,150t/年であり、減少傾向にあります。

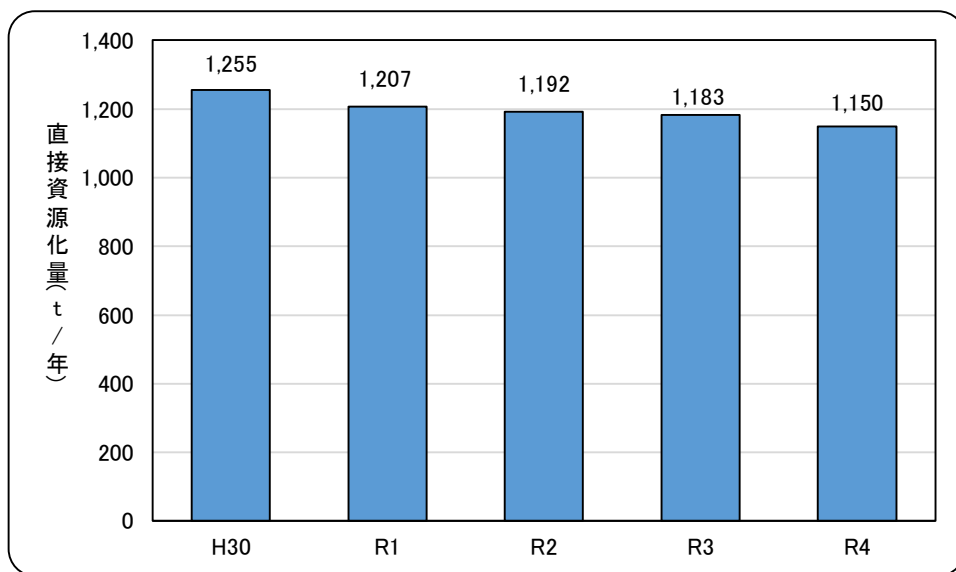


図2-1-19 組合圏域(各市町村計) 直接資源化量の推移

4) 資源化量と資源化率

組合圏域の資源化量・資源化率について、図2-1-20～図2-1-24に示します。

(1) 朝倉市

朝倉市の資源化実績について、令和4年度の資源化量は3,072/年であり、過去5か年において減少傾向にあります。

また、令和4年度の資源化率は18.8%であり、令和2年度以降減少傾向にあります。

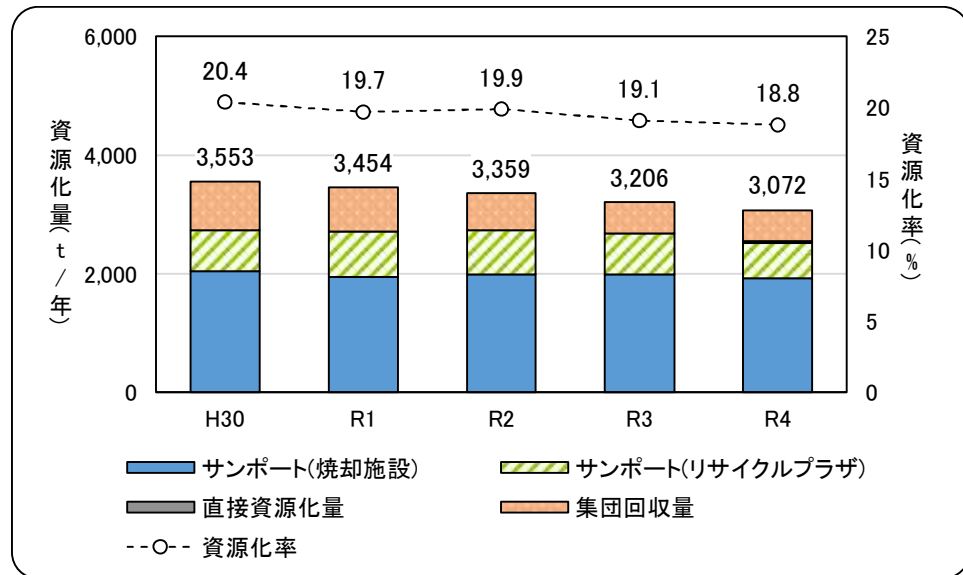


図2-1-20 朝倉市 資源化量・資源化率の推移

(2) 東峰村

東峰村の資源化実績について、令和4年度の資源化量は138t/年であり、令和元年度以降増加傾向にあります。

また、令和4年度の資源化率は28.5%であり、令和元年度以降増加傾向にあります。

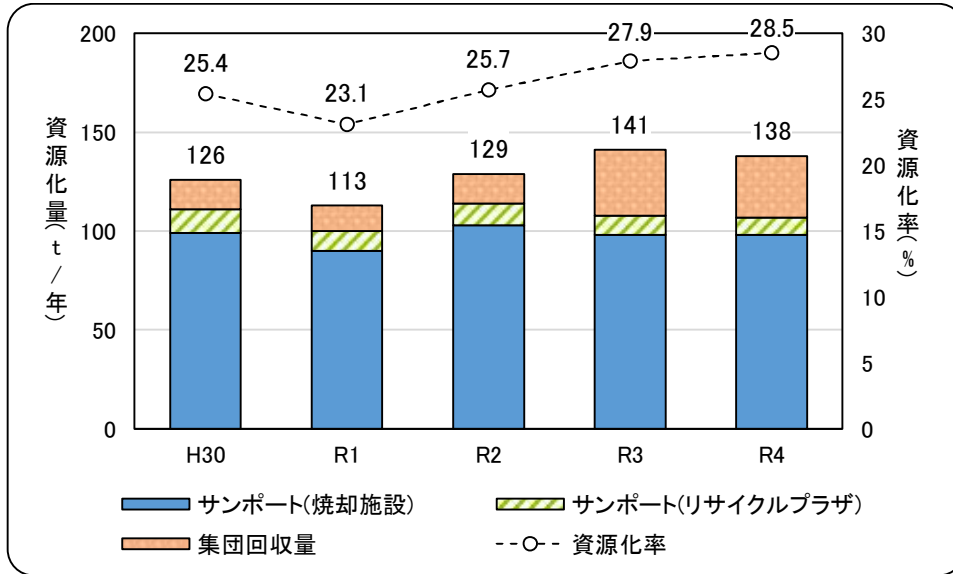


図2-1-21 東峰村 資源化量・資源化率の推移

(3) 筑前町

筑前町の資源化実績について、令和4年度の資源化量は2,325t/年であり、過去5か年において減少傾向にあります。

また、令和4年度の資源化率は25.5%であり、令和3年度以降減少傾向にあります。

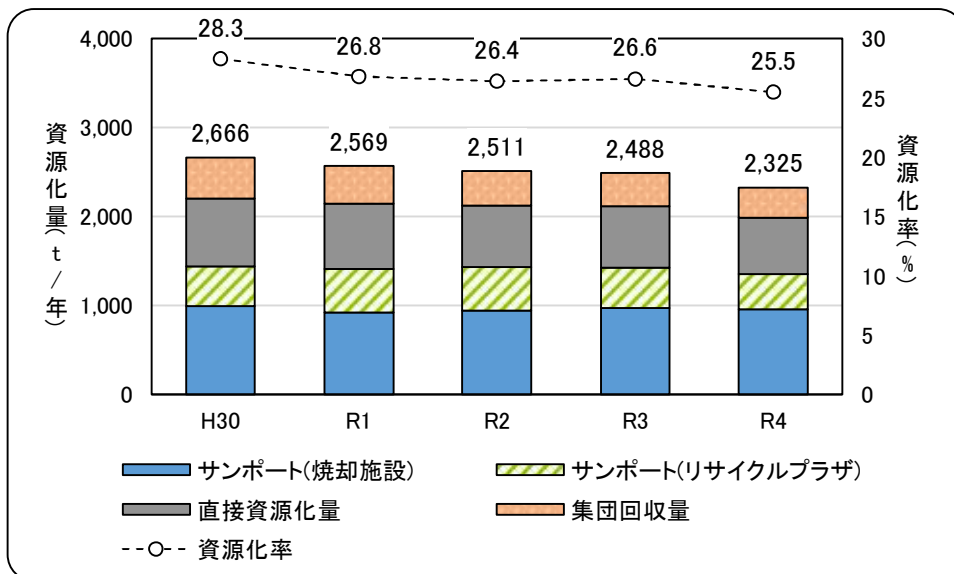


図2-1-22 筑前町 資源化量・資源化率の推移

(4) 大刀洗町

大刀洗町の資源化実績について、令和4年度の資源化量は1,125t/年であり、令和2年度以降減少傾向にあります。

また、令和4年度の資源化率は26.4%であり、微減傾向にあります。

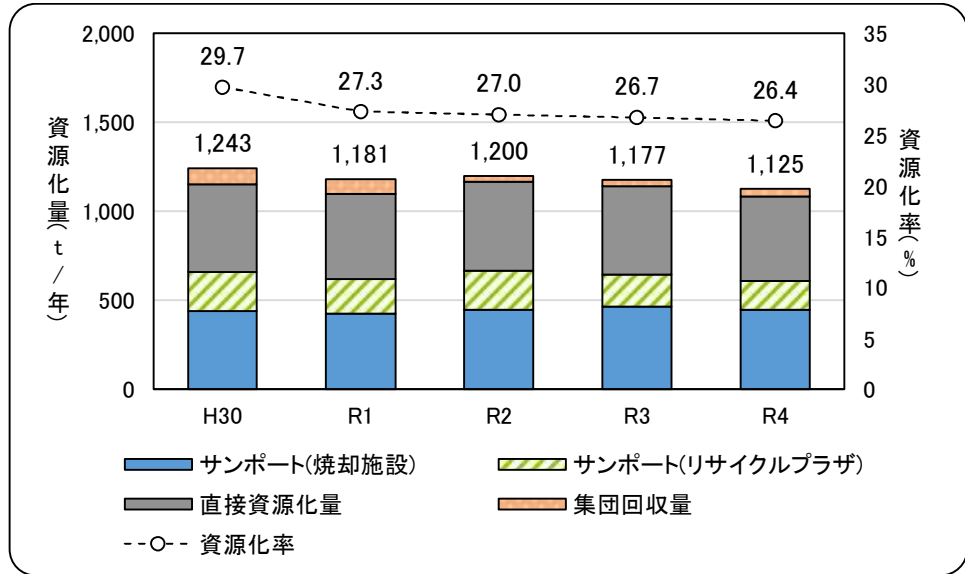


図2-1-23 大刀洗町 資源化量・資源化率の推移

(5) 組合圏域

組合圏域の資源化実績について、令和4年度の資源化量は6,660t/年であり、過去5か年において減少傾向にあります。

また、令和4年度の資源化率は22.0%であり、令和2年度以降減少傾向にあります。

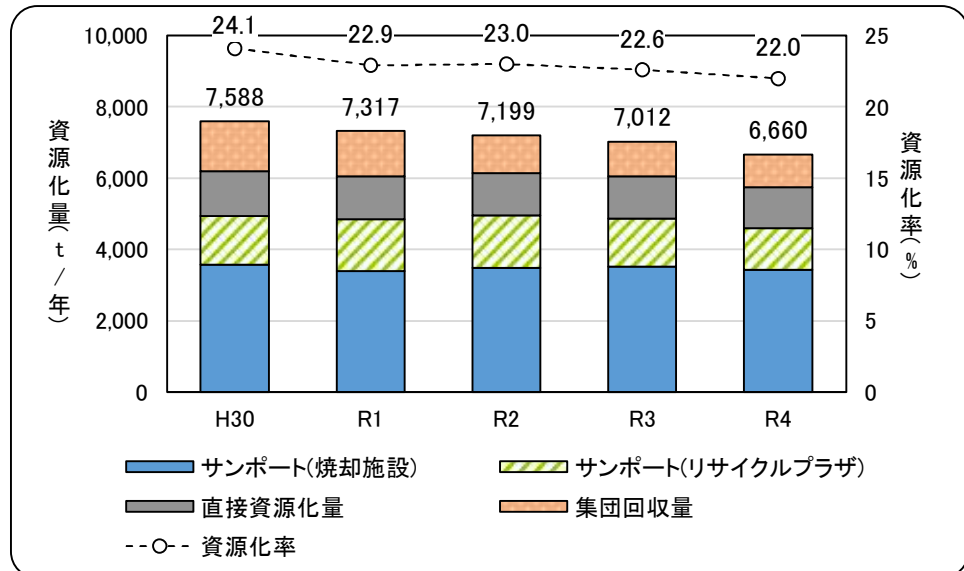


図2-1-24 組合圏域(各市町村計) 資源化量・資源化率の推移

5) 最終処分量

本組合圏域では、ごみ処理施設での中間処理(ガス化溶融処理)を行っており、処理に伴い発生するスラグ、メタル、溶融飛灰等の残渣物を民間業者において資源化しているため、最終処分は行っていません。

3. ごみの減量化・資源化の取組み

各市町村のごみ減量化・資源化の取組みについて、以下に示します。

1) 朝倉市

◆広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみ減量化のキーワードとして「4R」について掲載し、リフューズ（Refuse：不要物の不購入）、リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）について啓発を行っています。

◆ごみの収集日、分別方法の周知

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」や「資源物収集日程表」の配布を行い、ホームページにおいても各地区の収集日を掲載し、適正排出の推進を図っています。また、分別区分や資源ごみの出し方について周知を図っています。

◆紙類の資源化推進

紙類の分別方法やリサイクルによるごみの減量、エネルギーの節約について啓発を行っています。

◆生ごみの水切り推進

広報等において、生ごみの水切りや乾燥を呼びかけ、ごみの減量化を推進しています。

2) 東峰村

◆広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみの減量化やリサイクルの推進について、広報等により啓発を行っています。また、観光客に対しても啓発を行い、衛生的な環境づくりに努めています。

◆ごみの収集日、分別方法の周知

「資源ごみ・燃えないごみの正しい分け方、出し方」、「燃えるごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集日」を配布し、また、ホームページにおいても、ごみの出し方を掲載し、適正排出の推進を図っています。

◆古紙等集団回収奨励金の交付

古紙等の集団回収を行う団体に対し、奨励金を交付し、集団回収を推進しています。

また、交付要綱の概要について、表2-1-1に示します。

表2-1-1 東峰村 古紙等集団回収奨励金交付要綱の概要

項目	内容
対象	古紙(新聞・段ボール・雑誌・紙パック類)及び古布
奨励金	集団回収量1キログラム当たり7円を乗じた額から、業者買い取り金額を差し引いた額を交付。 (ただし、業者への負担額が生じる場合は、基準額に負担額を上乗せした額を交付する。)

3) 筑前町

◆広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみの減量化やリサイクルの推進について、広報等による啓発を行うとともに、環境美化推進員制度を活用した分別の徹底を図っています。

また、令和3年度及び令和4年度に生ごみ減量モニター事業を実施し、計150世帯(令和3年度：50世帯、令和4年度：100世帯)に生ごみ処理機の貸し出しやアンケート調査を実施しました。

◆ごみの収集日、分別方法の周知

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」や「家庭ごみの収集計画表」の配布を行い、ホームページにおいても分別区分を掲載し、適正排出の推進を図っています。

◆生ごみ処理機等購入費補助金の交付

家庭用生ごみ処理機及び容器の購入に要する経費について補助金を交付し、ごみの減量を推進しています。

また、交付要綱の概要について、表2-1-2に示します。

表2-1-2 筑前町 生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の概要

項目	内容
対象	生ごみ処理機・生ごみ処理容器
補助基数	生ごみ処理機は1世帯1基、生ごみ処理容器は1世帯2基以内
補助金額	本体購入価格の3分の2以内。 補助金の上限は、生ごみ処理機は7万円、生ごみ処理容器は3万円。

◆古紙等集団回収奨励金の交付

古紙等を集団により回収を行う町民団体に奨励金を交付し、集団回収を推進しています。

また、交付要綱の概要について、表2-1-3に示します。

表2-1-3 筑前町 古紙等集団回収奨励金交付要綱の概要

項目	内容
対象	新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、紙管、古布
奨励金	古紙等回収量1キログラムにつき7円を乗じて得た金額とする。

4) 大刀洗町

◆広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみの減量化やリサイクルの推進について、広報誌等による啓発を行っています。

また、生ごみの水切りや家庭における資源ごみの分け方を紹介し、啓発を行っています。

◆ごみの収集日、分別方法の周知

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布を行い、ホームページにおいても分別区分、ごみ収集カレンダーを掲載し、適正排出の推進を図っています。

◆生ごみ処理機等購入費補助金の交付

生ごみ減量化のため、個人で購入された家庭用生ごみ処理機に対して補助金を交付しています。

また、交付要綱の概要について、表2-1-4に示します。

表2-1-4 大刀洗町 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付の概要

項目	内容
対 象	個人で購入した家庭用生ごみ処理機
補助基数	町予算の範囲内で電動式生ごみ処理機は1世帯1機、コンポストは1世帯2個まで補助
補助金額	購入金額の40%(ただし、25,000円を上限とする)

◆資源回収ステーションの設置

家庭からの資源回収を推進するため、プラスチック製品回収事業を実施し、町役場にプラスチック製品の回収ボックスを設置しています。

そのほか、町内の各校区センターに資源ごみの回収ステーション(MEGURU STATION)を設置し、資源ごみの無料回収を行っています。

4. ごみ処理システムの評価

各市町村のごみ処理システムについて、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を活用して評価を行いました。

本ツールでは、人口規模や産業構造が類似した類似市町村を表2-1-5に示す流れで抽出し、表2-1-6に示す評価項目について、比較評価を行います。

各指標は偏差値による評価を行っており、ごみ処理システムとして優れている場合に数値が大きくなります。

本計画では、各指標の評価にあたり、偏差値 65 以上で「平均より高い」、55 以上 65 未満で「平均よりやや高い」、45 以上 55 未満で「ほぼ平均」、35 以上 45 未満で「平均よりやや低い」、35 未満で「平均より低い」と整理しました。

各市町村のごみ処理システムについて、次頁以降に評価結果を示します。

表2-1-5 類似市町村の抽出方法

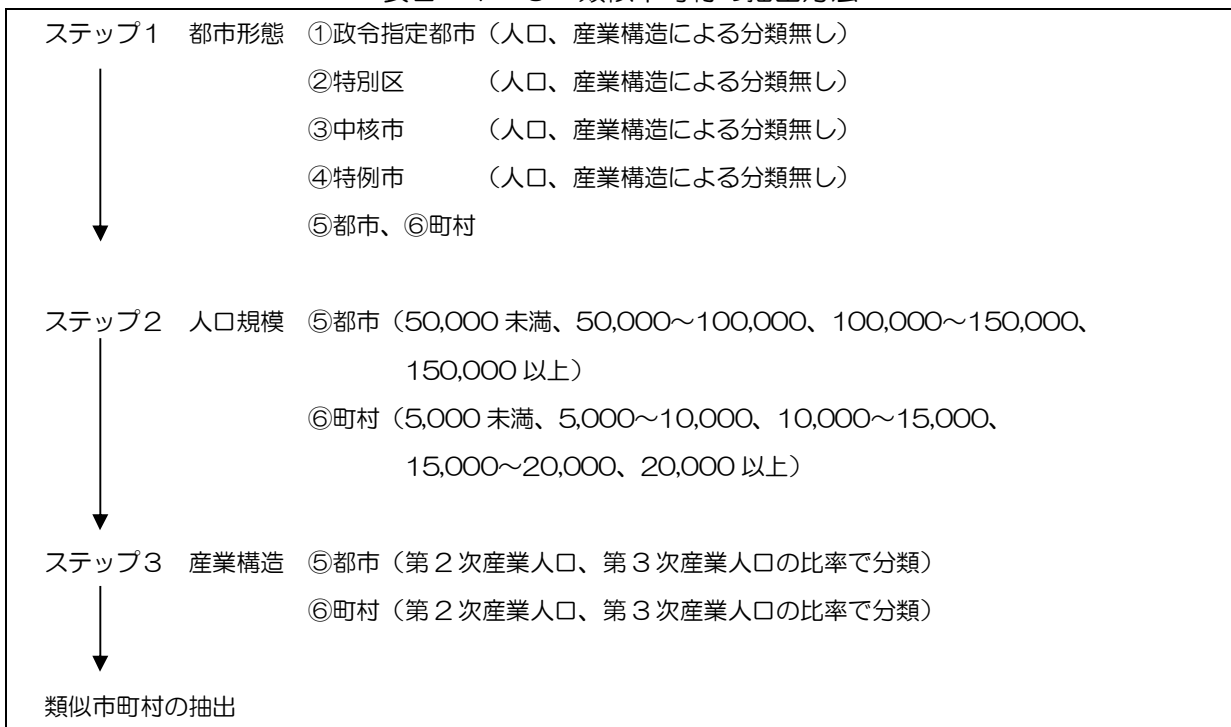


表2-1-6 標準的な評価項目の算出方法

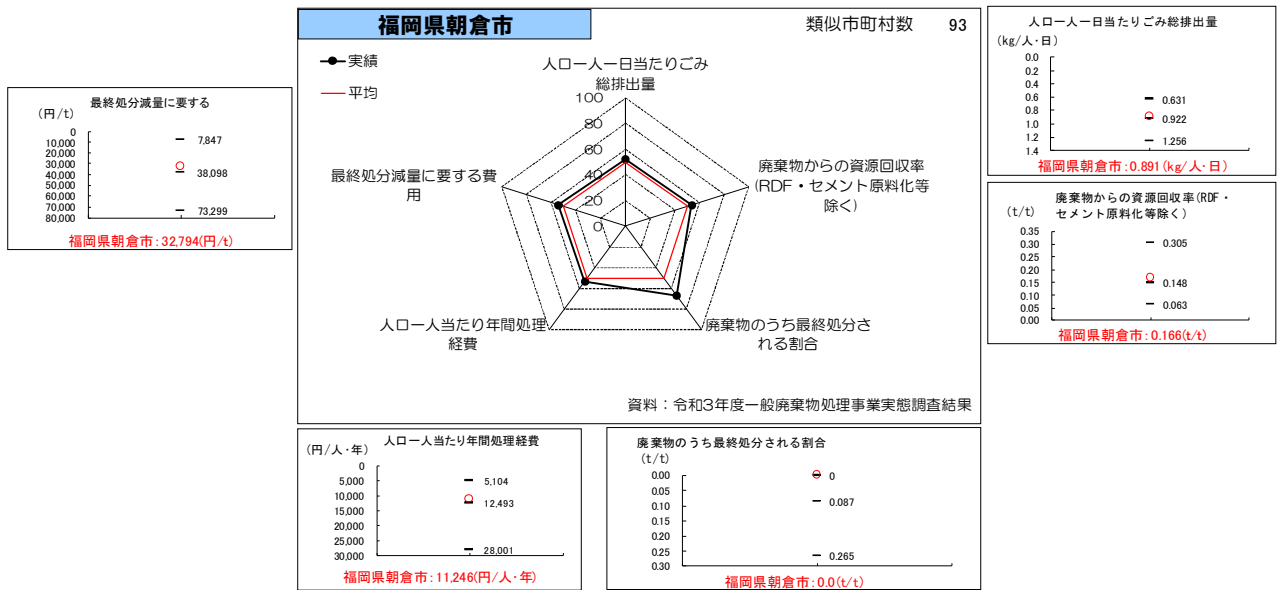
標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$
	最終処分減量に要する費用	$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

出典：環境省 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度実績版）

1) 朝倉市のごみ処理システム評価結果

市町村名	福岡県朝倉市	人口	51,653人		
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	85.0%	Ⅲ次人口比率

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ 総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・ セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.922	0.148	0.087	12,493	38,098
最大	1.256	0.305	0.265	28,001	73,299
最小	0.631	0.063	0	5,104	7,847
標準偏差	0.128	0.049	0.053	4286	12783
当該市町村実績	0.891	0.166	0	11,246	32,794
偏差値	52.4	53.7	66.4	52.9	54.1
評価	ほぼ平均	ほぼ平均	平均より高い	ほぼ平均	ほぼ平均



【評価】

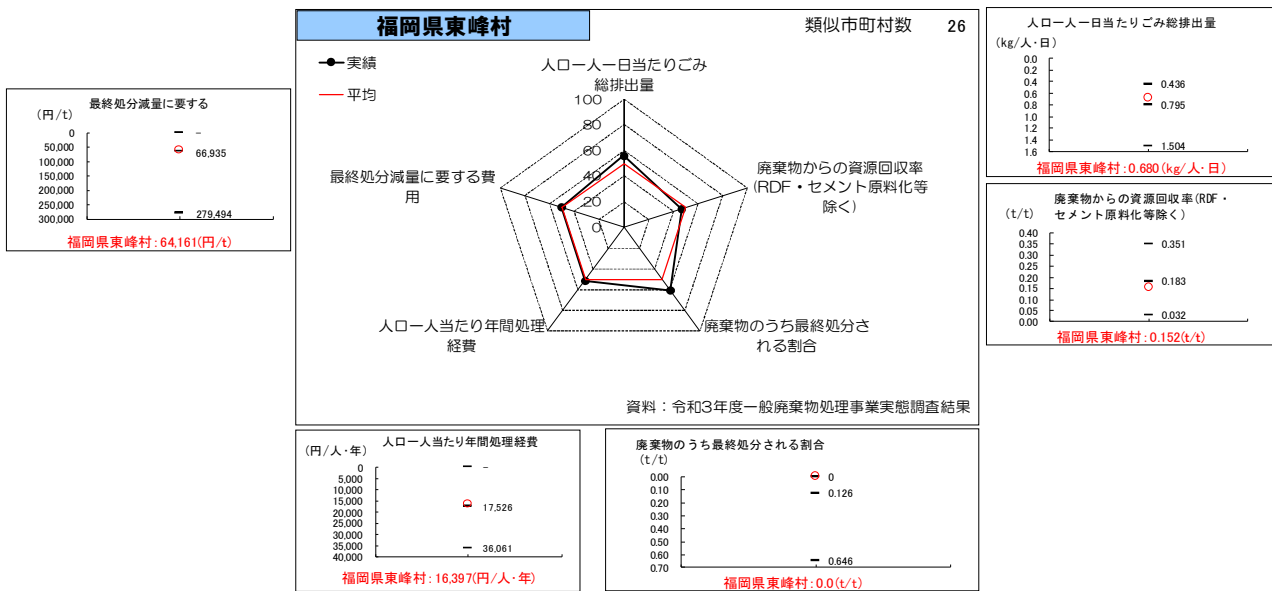
廃棄物のうち最終処分される割合の評価は平均より高く、そのほかの項目の評価については、ほぼ平均となっています。

2) 東峰村のごみ処理システム評価結果

市町村名	福岡県東峰村	人口	1,994 人		
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	80.9%	Ⅲ次人口比率

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	I	5,000 人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%未満

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.795	0.183	0.126	17,526	66,935
最大	1.504	0.351	0.646	36,061	279,494
最小	0.436	0.032	0	0	0
標準偏差	0.203	0.088	0.124	7316	48321
当該市町村実績	0.68	0.152	0	16,397	64,161
偏差値	55.7	46.5	60.2	51.5	50.6
評価	平均よりやや高い	ほぼ平均	平均よりやや高い	ほぼ平均	ほぼ平均



【評価】

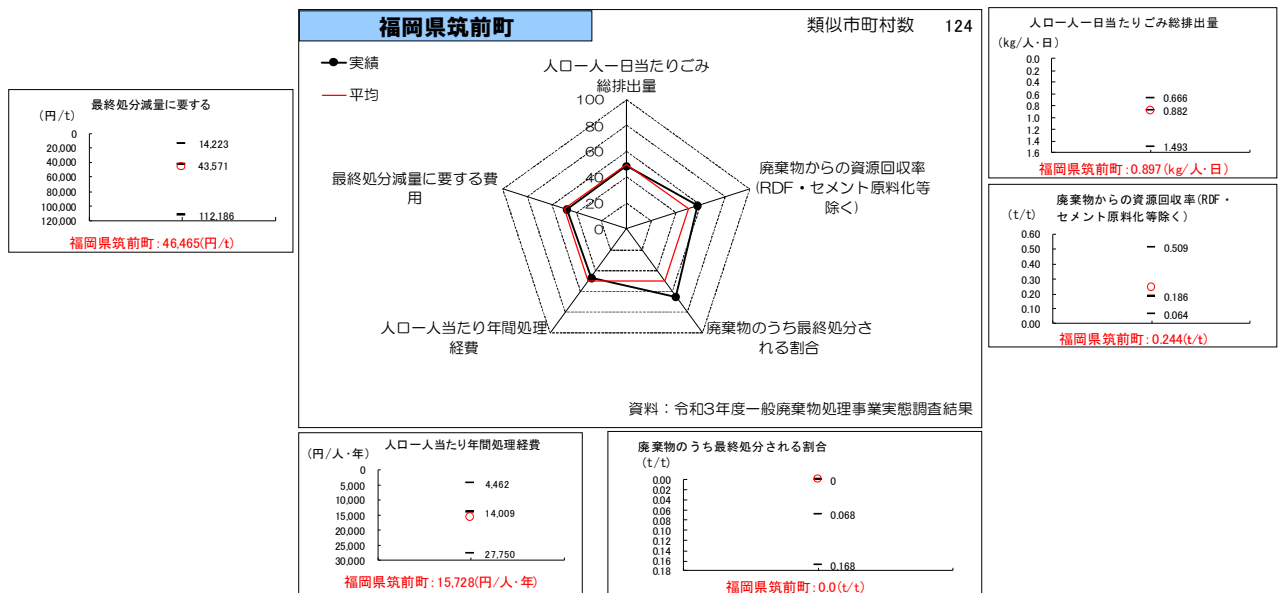
人口一人一日当たりごみ総排出量及び廃棄物のうち最終処分される割合の評価は平均よりやや高く、そのほかの項目の評価については、ほぼ平均となっています。

3) 筑前町のごみ処理システム評価結果

市町村名	福岡県筑前町	人口	30,121 人		
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	91.9%	Ⅲ次人口比率

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	V	20,000 人以上
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.882	0.186	0.068	14,009	43,571
最大	1.493	0.509	0.168	27,750	112,186
最小	0.666	0.064	0	4,462	14,223
標準偏差	0.15	0.075	0.047	4956	16245
当該市町村実績	0.897	0.244	0	15,728	46,465
偏差値	49.0	57.7	64.5	46.5	48.2
評価	ほぼ平均	平均よりやや高い	平均よりやや高い	ほぼ平均	ほぼ平均



【評価】

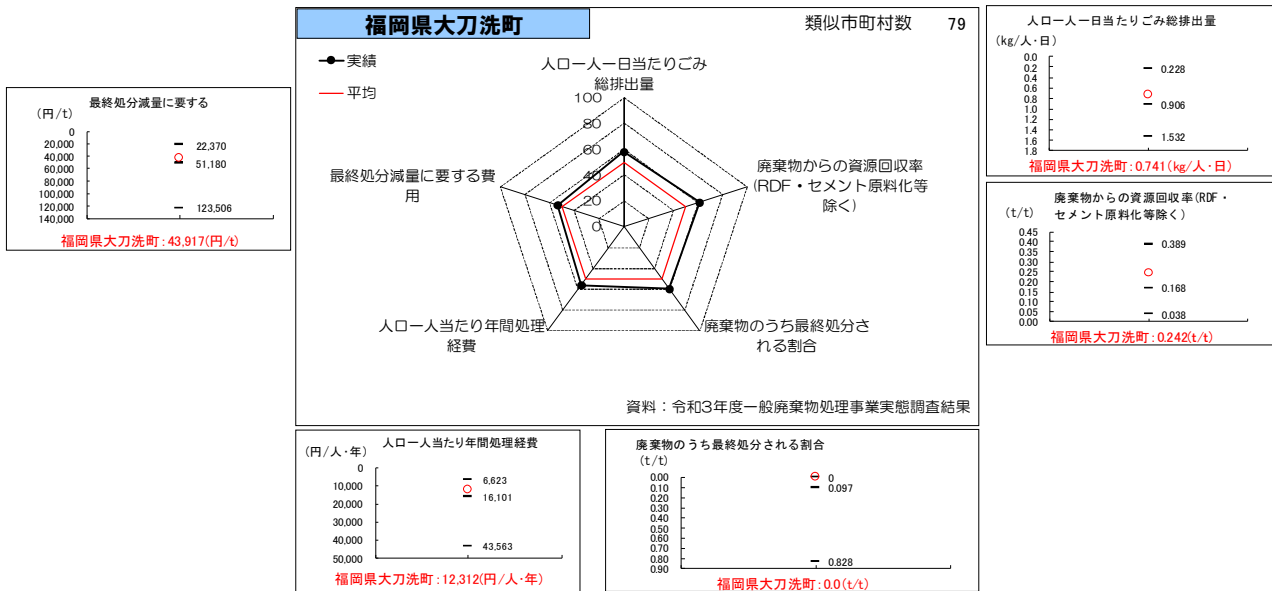
廃棄物からの資源回収率及び廃棄物のうち最終処分される割合の評価は平均よりやや高く、そのほかの項目の評価については、ほぼ平均となっています。

4) 大刀洗町のごみ処理システム評価結果

市町村名	福岡県 大刀洗町	人口	15,877人		
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	85.9%	Ⅲ次人口比率	62.1%

類型都市の概要	都市形態	町村		
	人口区分	Ⅳ	15,000人以上～20,000人未満	
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上	

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ 総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・ セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.906	0.168	0.097	16,101	51,180
最大	1.532	0.389	0.828	43,563	123,506
最小	0.228	0.038	0	6,623	22,370
標準偏差	0.197	0.067	0.101	6873	20303
当該市町村実績	0.741	0.242	0	12,312	43,917
偏差値	58.4	61.0	59.6	55.5	53.6
評価	平均より やや高い	平均より やや高い	平均より やや高い	平均より やや高い	ほぼ平均



【評価】

最終処分減量に要する費用の評価はほぼ平均であり、そのほかの項目の評価については、平均よりやや高くなっています。

5. ごみ処理の課題

各市町村及び組合圏域におけるごみ処理の課題について、以下に示します。

1) 朝倉市

◆ごみの減量化・資源化について

朝倉市のごみ排出量は、過去 5 か年において約 4%減少していますが、排出原単位は概ね一定で推移していることから、減量化・資源化に向けた施策について、今後も継続して実施する必要があります。

また、今後新たな品目の資源化を検討する場合、収集量の確保や収集体制・処理体制の構築が必要なことから、その際は、組合及び他の構成市町村と連携を図り、処理・資源化の検討を進める必要があります。

◆収集運搬について

収集運搬体制については、当面の間現在の収集運搬体制を継続しますが、今後、ごみ分別区分の見直し等を実施する際は、必要に応じて収集運搬体制の見直しを検討する必要があります。

また、ごみ処理施設への搬入が特定の日に集中し、周辺環境や施設内の渋滞・安全低下を招くことを防止するため、繁忙期(年末など)のごみ搬入について、時期を分散して計画的に行っていただくなど、今後も継続して住民への呼び掛けを図る必要があります。

◆野焼き、不法投棄等について

野焼きによるごみの不適正処理、周辺環境への臭い・煙等の影響を防ぐため、広報等による啓発を継続し、野焼きの禁止（例外規定は除く）について周知を図る必要があります。

また、タイヤやボンベ、バッテリー等の不法投棄を防止するため、職員や環境美化推進委員によるパトロール・回収、広報・チラシでの啓発を継続し、防止に努める必要があります。

◆事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。

朝倉市では、朝倉市バイオマス産業都市構想(平成 31 年 3 月策定)に基づき、生ごみの一部飼料化、廃食用油の一部 BDF 化、刈草・選定枝の一部堆肥化を検討していることから、これらのバイオマス系廃棄物について、減量化・資源化を図る必要があります。

2) 東峰村

◆ごみの減量化・資源化について

東峰村のごみ排出量は、過去5か年において約6%減少していますが、排出原単位は増加傾向で推移していることから、減量化・資源化に向けた施策について、今後も継続して実施する必要があります。

また、今後新たな品目の資源化を検討する場合、収集量の確保や収集体制・処理体制の構築が必要なことから、その際は、組合及び他の構成市町村と連携を図り、処理・資源化の検討を進める必要があります。

◆収集運搬について

収集運搬体制については、当面の間現在の収集運搬体制を継続しますが、今後、ごみ分別区分の見直し等を実施する際は、必要に応じて収集運搬体制の見直しを検討する必要があります。

また、ごみ処理施設への搬入が特定の日に集中し、周辺環境や施設内の渋滞・安全低下を招くことを防止するため、繁忙期(年末など)のごみ搬入について、時期を分散して計画的に行っていただくなど、今後も継続して住民への呼び掛けを図る必要があります。

◆不法投棄等について

ごみの不法投棄等を防止するため、環境美化巡視員による月2回の定期巡回について、今後も継続して実施する必要があります。

◆事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。

ただし、廃棄物処理法第3条第1項において事業系一般廃棄物は自己処理が原則とされていることから、多量排出事業者を対象に減量計画作成の指導や資源化の推進等を図る必要があります。

3) 筑前町

◆ごみの減量化・資源化について

筑前町のごみ排出量は、過去 5 か年において約 4%減少し、排出原単位は令和元年度以降減少傾向にあります。更なるごみの減量化・資源化を図るため、今後も継続してごみの減量化・資源化に向けた施策を実施する必要があります。

また、今後新たな品目の資源化を検討する場合、収集量の確保や収集体制・処理体制の構築が必要なことから、その際は、組合及び他の構成市町村と連携を図り、処理・資源化の検討を進める必要があります。

◆収集運搬について

収集運搬体制については、当面の間現在の収集運搬体制を継続しますが、今後、ごみ分別区分の見直し等を実施する際は、必要に応じて収集運搬体制の見直しを検討する必要があります。

また、ごみ処理施設への搬入が特定の日に集中し、周辺環境や施設内の渋滞・安全低下を招くことを防止するため、繁忙期(年末など)のごみ搬入について、時期を分散して計画的に行っていただくなど、今後も継続して住民への呼び掛けを図る必要があります。

◆野焼き、不法投棄等について

ごみの野焼きを防止するため、防災無線での周知・啓発や苦情があった際の現場指導について、今後も継続して実施する必要があります。

また、不法投棄を防止するため、環境美化推進委員による定期巡回や行政区長への看板配布について、今後も継続して実施する必要があります。

◆事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。

ただし、廃棄物処理法第 3 条第 1 項において事業系一般廃棄物は自己処理が原則とされていることから、多量排出事業者を対象に減量計画作成の指導や資源化の推進等を図る必要があります。

4) 大刀洗町

◆ごみの減量化・資源化について

大刀洗町のごみ排出量は、過去5か年において約3%増加しており、排出原単位は令和2年度以降減少傾向にあります。平成30年度と令和4年度では同程度の水準であることから、更なるごみの減量化・資源化を図るため、今後も継続してごみの減量化・資源化に向けた施策を実施する必要があります。

また、今後新たな品目の資源化を検討する場合、収集量の確保や収集体制・処理体制の構築が必要なことから、その際は、組合及び他の構成市町村と連携を図り、処理・資源化の検討を進める必要があります。

◆収集運搬について

収集運搬体制については、当面の間現在の収集運搬体制を継続しますが、今後、ごみ分別区分の見直し等を実施する際は、必要に応じて収集運搬体制の見直しを検討する必要があります。

また、ごみ処理施設への搬入が特定の日に集中し、周辺環境や施設内の渋滞・安全低下を招くことを防止するため、繁忙期(年末など)のごみ搬入について、時期を分散して計画的に行っていただくなど、今後も継続して住民への呼び掛けを図る必要があります。

◆不法投棄について

ごみの不法投棄を防止するため、

大刀洗町衛生組合(各地区の代表者)を中心としたパトロールや不法投棄防止を呼び掛ける看板設置について、今後も継続して実施する必要があります。

◆事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。

ただし、廃棄物処理法第3条第1項において事業系一般廃棄物は自己処理が原則とされていることから、多量排出事業者を対象に減量計画作成の指導や資源化の推進等を図る必要があります。

第2節 中間処理施設の現況

1. 既存施設の概要

組合圏域における中間処理施設は「サン・ポート」です。

サン・ポートの概要を表2-2-1、サン・ポート敷地図を図2-2-1、ごみ処理施設フロー図を図2-2-2、リサイクルプラザフロー図を図2-2-3に示します。

表2-2-1 ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標

施設名称	廃棄物再生処理センター「サン・ポート」		
建設場所	福岡県朝倉郡筑前町栗田8番地3		
敷地面積	約64,000m ²		
工期	平成12年10月～平成15年3月		
ごみ処理施設	処理能力	120t/24h (60t/24h×2炉)	
	処理方式	高温ガス化直接溶融炉	
	処理対象物	可燃性一般廃棄物	
	排ガス処理設備	第一集じん器(サイクロン) 第二集じん器(バグフィルター) 消石灰、活性炭吹き込み ダイオキシン分解触媒	
	排水処理	クローズドシステム (無放流、場内再利用)	
	溶融物処理	スラグ・メタルとも全量再利用	
	余熱利用設備	発電設備(1,880kw) 場内空調、給湯	
公害防止基準 (O ₂ 12%換算) ※計画目標値 水銀は法基準値	ばいじん量	0.02g/Nm ³	
	硫黄酸化物	50ppm	
	塩化水素	50ppm	
	窒素酸化物	100ppm	
	一酸化炭素	30ppm	
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/Nm ³	
	水銀	50μg/Nm ³	
	リサイクルプラザ	処理能力	不燃ごみ系 11t/3h 可燃粗大ごみ系 3t/2h びん類系 6t/2h 缶類系 5t/3h 紙類 4t/5h ペットボトル系 0.5t/5h プラスチック系 0.5t/5h 計 30t/5h
		処理方式	機械選別+手選別
		選別の種類	粗大ごみ 破砕選別 硬金属類 保管 雑物 破砕選別 缶類 圧縮成型 ビン類 3種類手選別 (無色・茶色・その他色) 紙類(新聞、雑誌、段ボール) 圧縮梱包 古布 保管 紙製容器包装 圧縮梱包 容器包装プラスチック 圧縮梱包 紙パック 圧縮梱包 ペットボトル 圧縮梱包 有害ごみ 保管



図2-2-1 サン・ポート敷地図

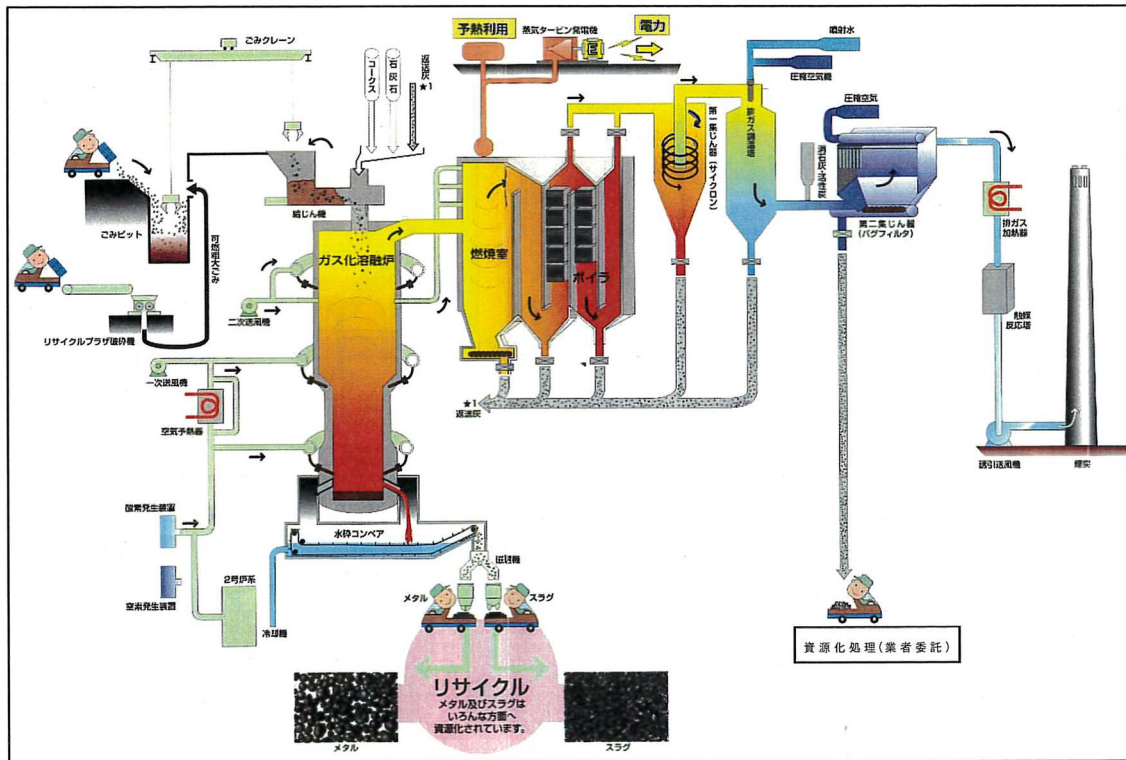


図2-2-2 ごみ処理施設フロー図

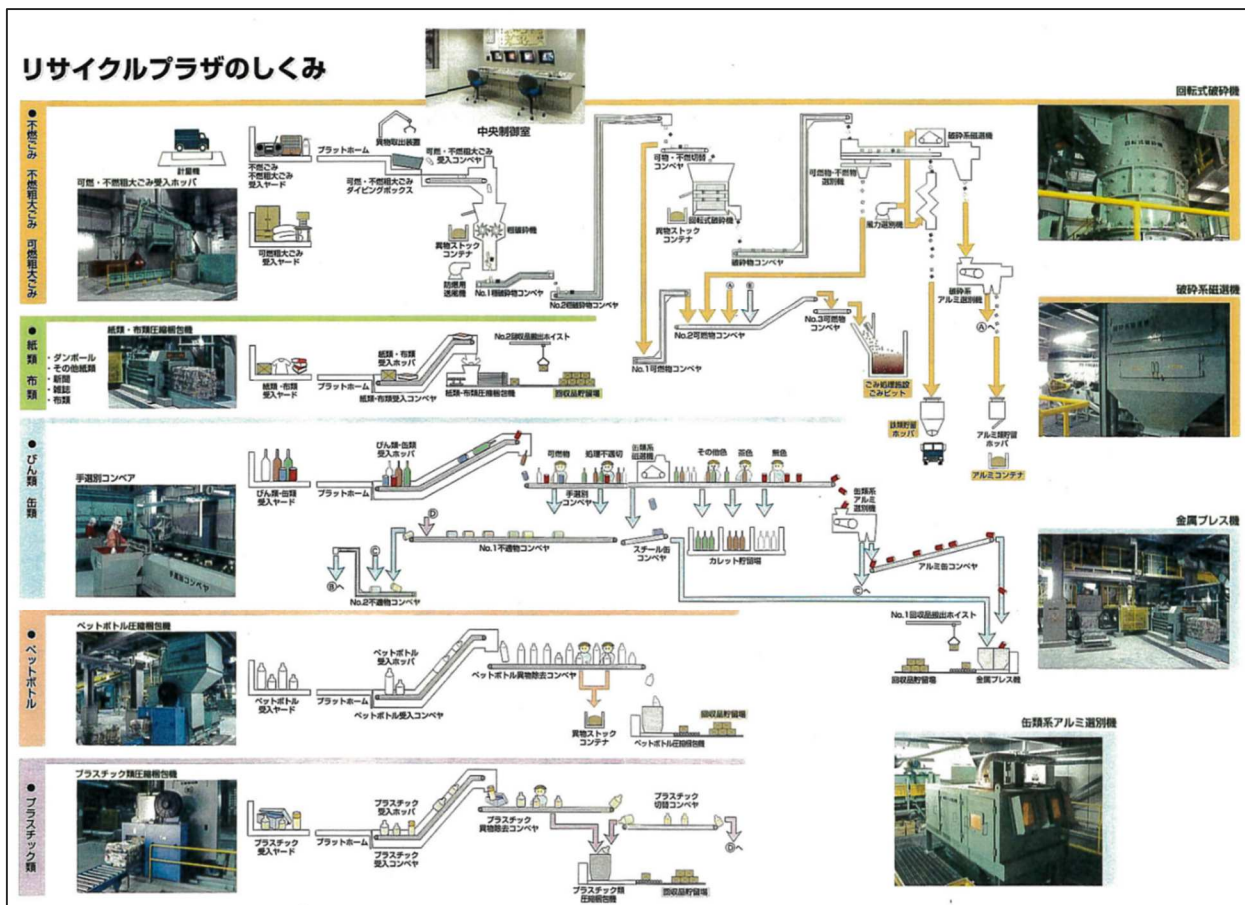


図2-2-3 リサイクルプラザフロー図

2. 中間処理の実績

1) 溶融処理量（ごみ処理施設）

本組合圏域のごみ処理施設(ガス化溶融処理施設)では、可燃ごみ、直接搬入ごみ(可燃ごみ)及び資源化残渣の中間処理を行っています。

令和4年度の中間処理実績について、中間処理（溶融処理）対象量に対する資源化物の発生割合は、溶融スラグが約9%、溶融飛灰が3%、溶融メタル等が約1%であり、処理対象量の約87%を減量化しています。

本組合圏域の溶融処理対象量は、図2-2-4に示すとおりです。

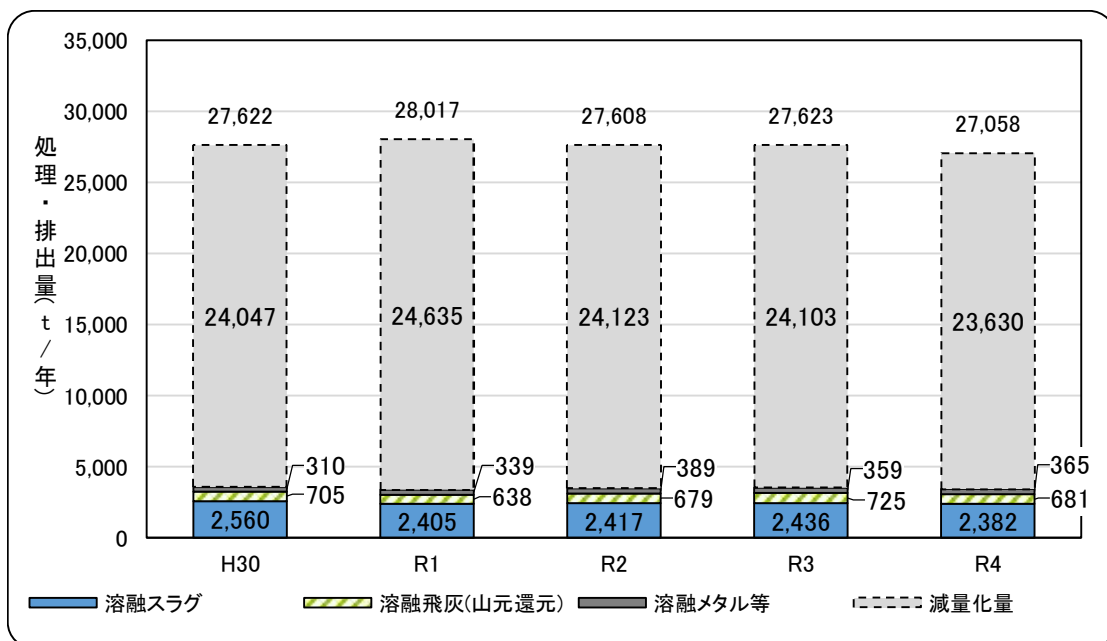


図2-2-4 溶融処理対象量（組合圏域）

2) 資源化処理量（リサイクルプラザ）

本組合圏域のリサイクルプラザでは、資源ごみ、粗大ごみ、直接搬入ごみ（資源ごみ・粗大ごみ）の資源化処理を行っており、粗大ごみは破碎・選別による資源回収、資源ごみは、選別・圧縮による資源回収を行っています。また、資源化残渣についてはごみ処理施設にてガス化溶融処理を行っています。

本組合圏域のリサイクルプラザ処理対象量は図2-2-5、資源化内訳は図2-2-6に示すとおりです。

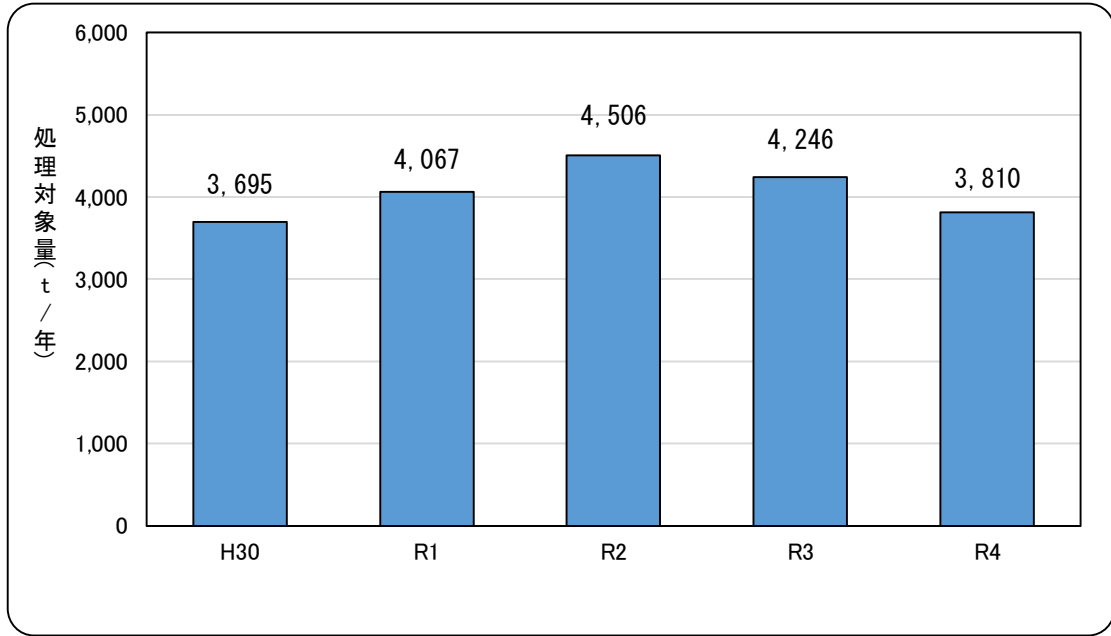


図2-2-5 リサイクルプラザ処理対象量（組合圏域）

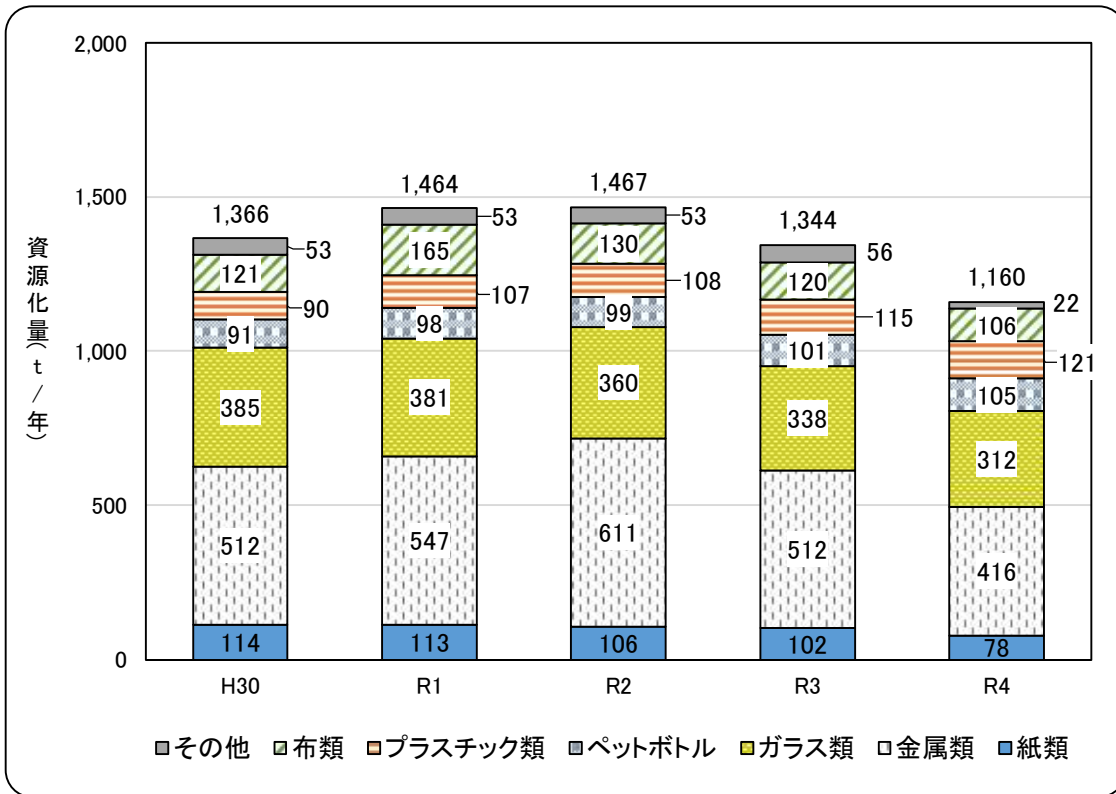


図2-2-6 資源化の内訳（組合圏域）

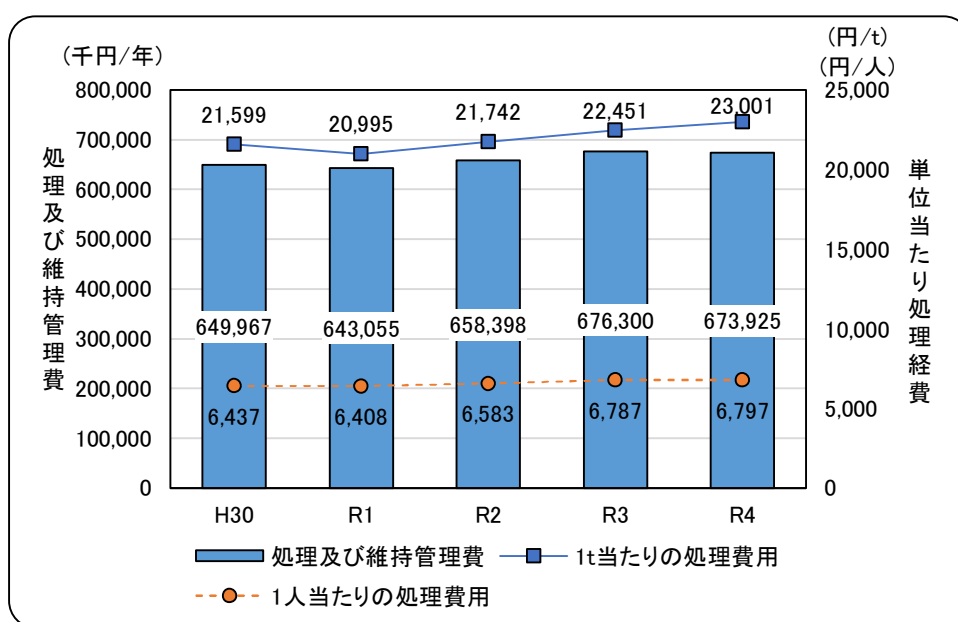
3. 最終処分の実績

本組合圏域では、中間処理(ガス化熔融処理)に伴う残渣物を全てスラグやメタル等の資源物として回収しているため、最終処分は行っていません。

4. ごみ処理に係るコスト解析

ごみ処理に係るコストについて、令和4年度の処理及び維持管理費は673,925千円/年であり、近年はやや増加傾向で推移しています。

令和4年度のごみ処理量1t当たりの処理経費は23,001円/tであり、令和元年度以降微増傾向にあります。また、人口1人当たりの処理経費は6,797円/人であり、近年はやや増加傾向で推移しています。



※環境省 一般廃棄物処理実態調査を基に作成

図2-2-7 ごみ処理に係るコスト

5. 組合圏域のごみ処理状況

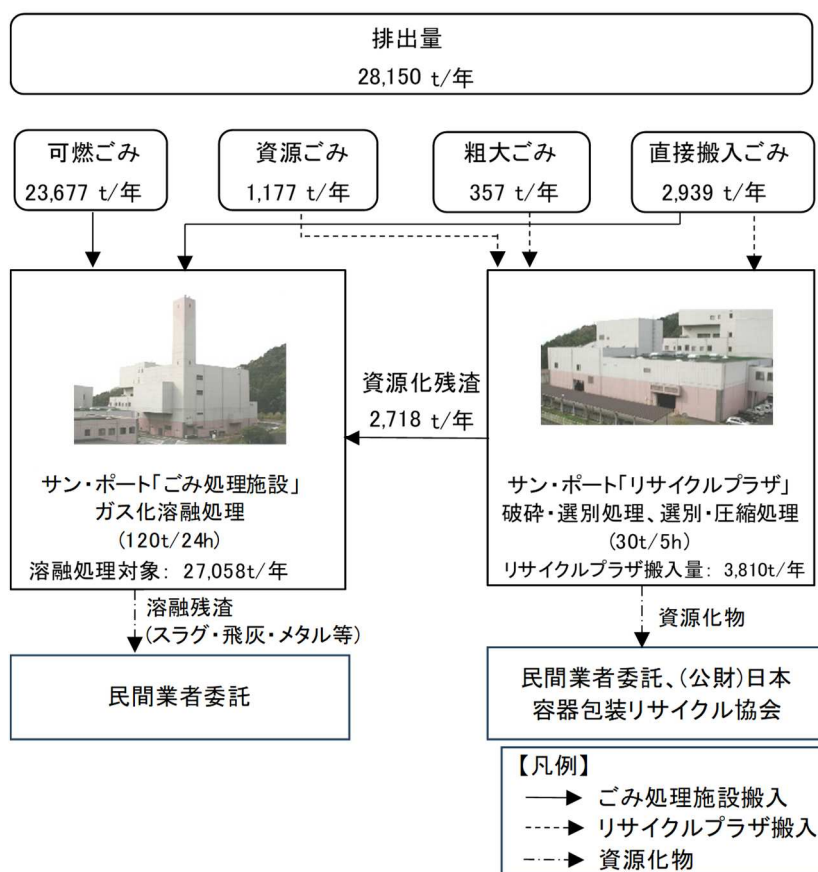
本組合圏域における令和4年度の中間処理状況は図2-2-8、図2-2-9に示すとおりであり、構成市町村より排出される各種ごみについて、サン・ポートで適正処理を行っています。

また、各市町村の直接資源化物*及び集団回収物、表2-2-2に示すサン・ポートに持ち込めないごみについては、各市町村にて資源化や適正処理または処理先に関する案内を行っています。

※朝倉市：古紙、紙パック

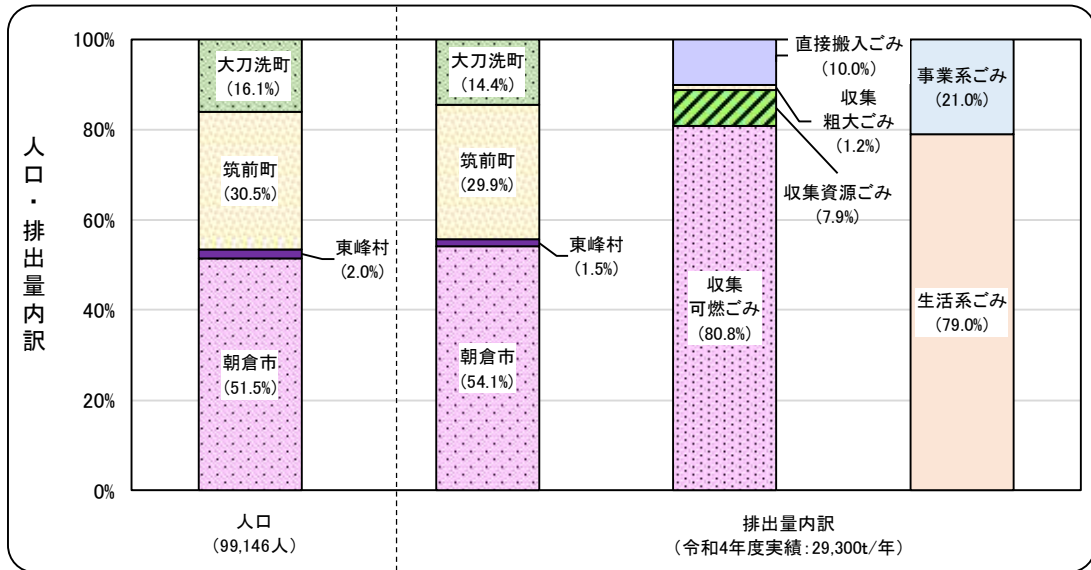
筑前町：古紙、紙パック、白色トレー、布類、廃食用油、（令和6年4月より小型家電、製品プラスチック(プラスチック素材100%のもの)の直接資源化を開始)

大刀洗町：古紙、紙パック、食品トレー、布類、廃食用油、プラスチック製品、（令和6年4月より小型家電の直接資源化を開始)



※構成市町村で処理を行っている直接資源化量・集団回収量は除く

図2-2-8 組合圏域ごみ処理状況(令和4年度実績)



※排出量は、集回収量を除く

図2-2-9 組合圏域ごみ排出量の内訳 (令和4年度実績)

表2-2-2 サン・ポートに持ち込めないごみ

家電4品目	テレビ (有機EL含む)、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン (室外機を含む)、洗濯機、衣類乾燥機 ※家電リサイクル法により、メーカーなどが回収・リサイクルを行う。
パソコン	※資源有効利用促進法により、メーカーなどが回収・リサイクルを行う。
危険物	消火器、ガスボンベ (卓上コンロは除く)、農薬・劇薬類、化学薬品等 ※販売店や専門の処理業者等へ相談・依頼を行う。
処理困難物	医療器具及び廃棄物、オートバイ (50ccを超えるもの)、車、自動販売機、耐火金庫、タイヤ (ホイールは搬入可)、漬け物石、廃油 (灯油、オイルなど)、バッテリー、ペンキ類 (シンナー、ワックスなど) ※販売店や専門の処理業者等へ相談・依頼を行う。
その他	土砂、石、泥類
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物 (事業系一般廃棄物を除く) 例) ドラム缶200L (事業活動に伴って排出された物)、農業用ビニール類 (肥料袋、畦シート、塩ビパイプなどの使用済プラスチック類を含む)、農耕機械 (田植機、小型トラクター、コンバインなど)、農薬薬剤散布機 ※産業廃棄物処理業者へ相談・依頼を行う。
区域外ごみ	1市2町1村 (朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町) 以外からのごみ

6. 可燃ごみの性状

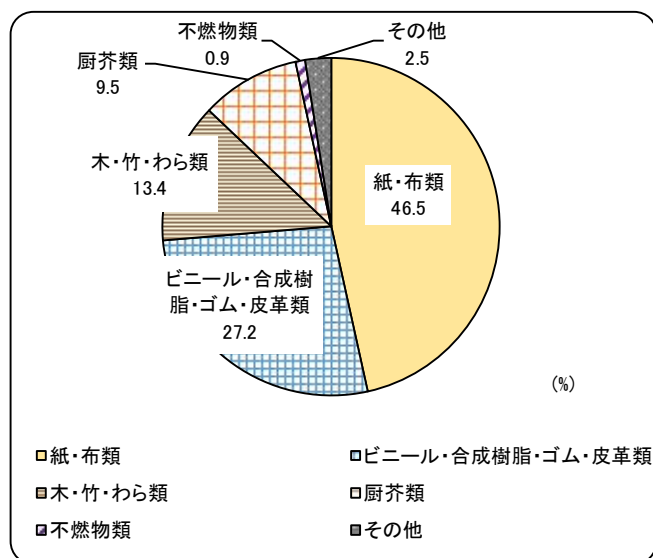
サン・ポートにて処理している可燃ごみの性状は、表2-2-3及び図2-2-10、図2-2-11に示すとおりです。

令和4年度における年4回の測定平均値では、ごみ組成のうち紙・布類が約5割を占めており、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が多い傾向にありました。

また、三成分については、水分が47.4%、可燃分が48.2%、灰分が4.4%であり、ごみ質としては、計画条件の基準～高質側の傾向にあります。

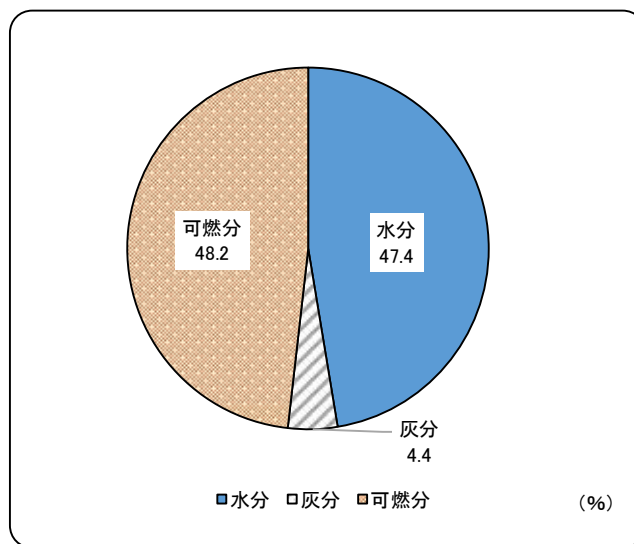
表2-2-3 可燃ごみの単位体積重量と低位発熱量

年度	単位体積重量(kg/m ³)	低位発熱量(kcal/kg)
R4	126.0	2,302.5



※年間4回測定の平均値

図2-2-10 可燃ごみの組成(令和4年度実績)



※年間4回測定の平均値

図2-2-11 可燃ごみの三成分(令和4年度実績)

7. 中間処理における課題

ごみの中間処理は、収集・運搬されたごみを減容化・資源化・安定化させるという、ごみ処理の中では最も重要な過程です。

サン・ポートは平成15年4月の供用開始より、21年が経過(令和6年3月末時点)していることから、適正処理継続のために、今後、施設の老朽化の対策について検討する必要があります。

第3節 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

各市町村及び本組合圏域のごみ排出量について、現状のまま推移した場合の予測を図2-3-1～図2-3-15に示します。

1. 朝倉市

朝倉市のごみ排出量・排出原単位について、目標年度(令和15年度)のごみ排出量は13,192t/年であり、人口の減少に伴い排出量が減少する見込みです。また、目標年度(令和15年度)の排出原単位は887.9g/人・日であり、今後微増傾向で推移する見込みです。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の減少に伴い減少する見込みであり、目標年度(令和15年度)の処理量は12,224t/年となる見込みです。

資源化量及び資源化率について、目標年度(令和15年度)の資源化量は2,479t/年であり、今後減少傾向で推移する見込みです。また、目標年度(令和15年度)の資源化率は18.8%であり、令和4年度実績を維持する見込みです。

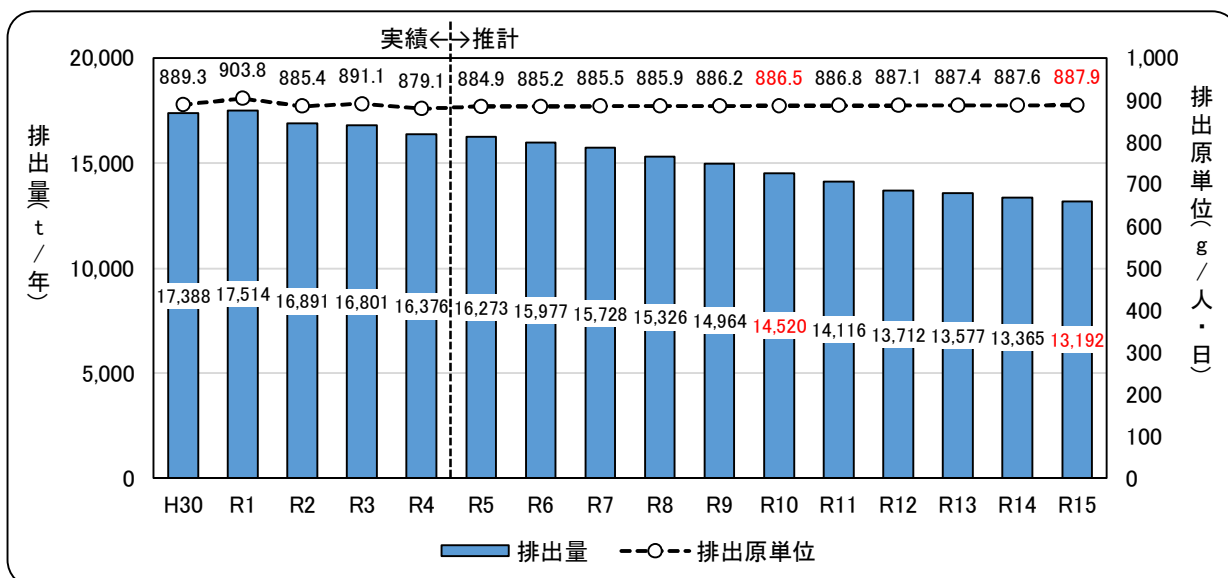


図2-3-1 朝倉市 ごみ排出量・排出原単位の予測

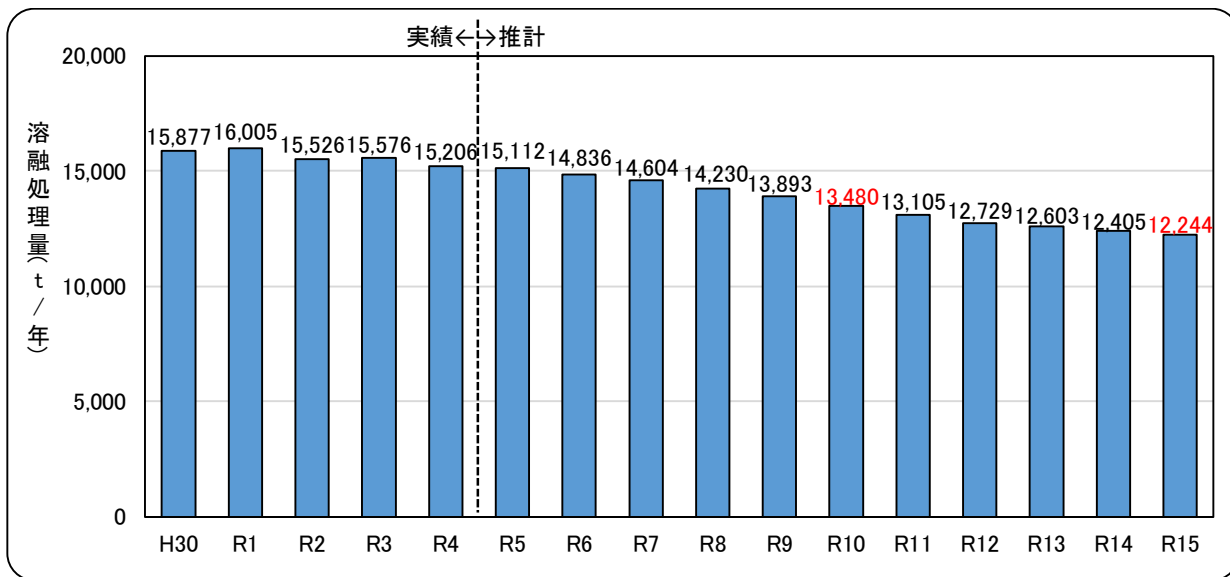


図2-3-2 朝倉市 融融処理対象量の予測

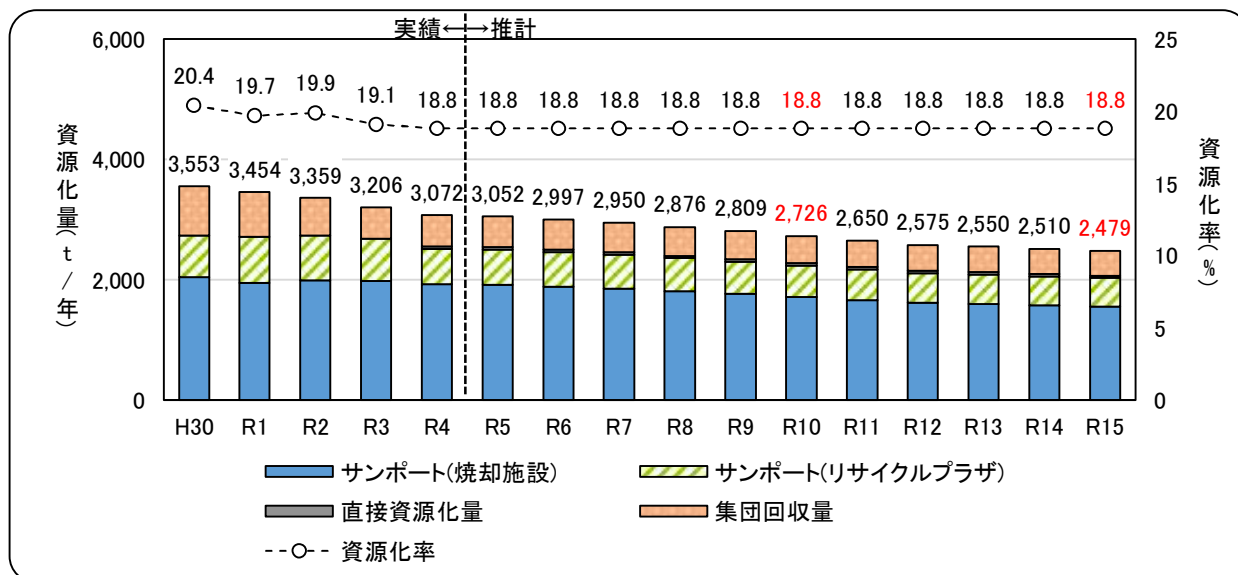


図2-3-3 朝倉市 資源化量・資源化率の予測

2. 東峰村

東峰村のごみ排出量・排出原単位について、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量は 406t/年であり、人口の減少に伴い排出量が減少する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の排出原単位は 696.9g/人・日であり、今後微増傾向で推移する見込みです。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の減少に伴い減少する見込みであり、目標年度(令和 15 年度)の処理量は 371t/年となる見込みです。

資源化量及び資源化率について、目標年度(令和 15 年度)の資源化量は 115t/年であり、今後減少傾向で推移する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の資源化率は 28.3%であり、令和 4 年度実績を概ね維持する見込みです。

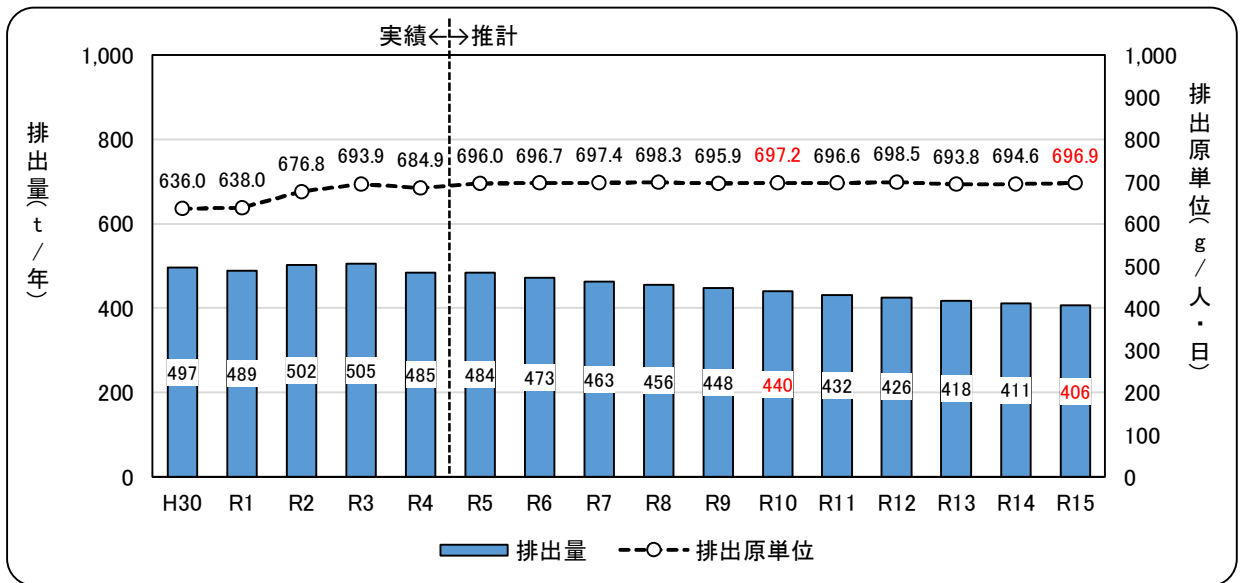


図 2-3-4 東峰村 ごみ排出量・排出原単位の予測

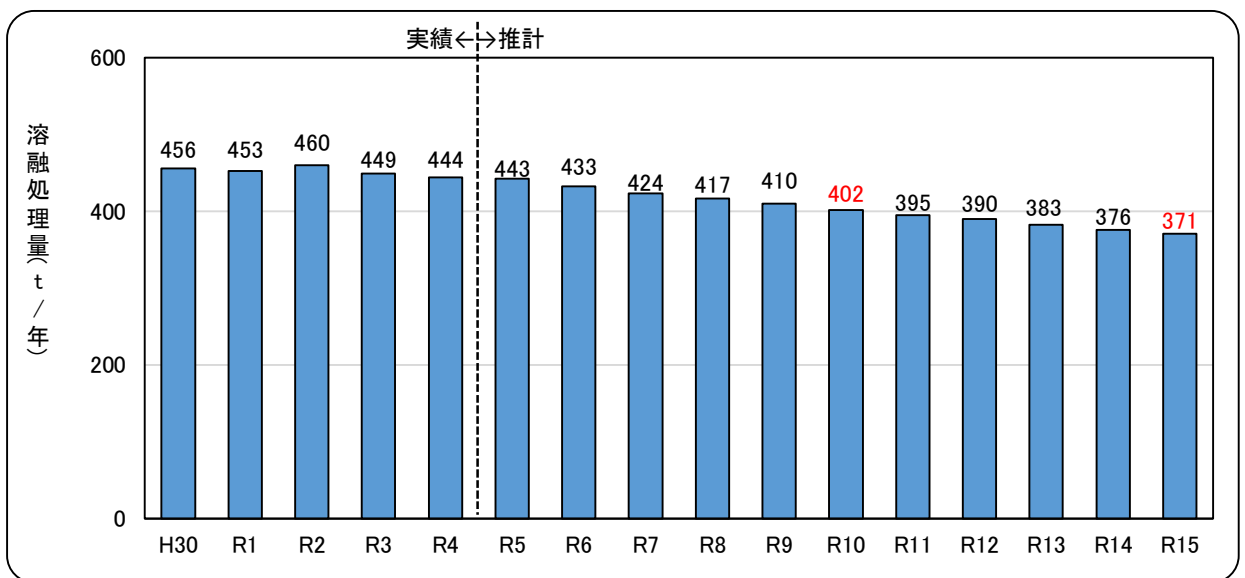


図 2-3-5 東峰村 溶融処理対象量の予測

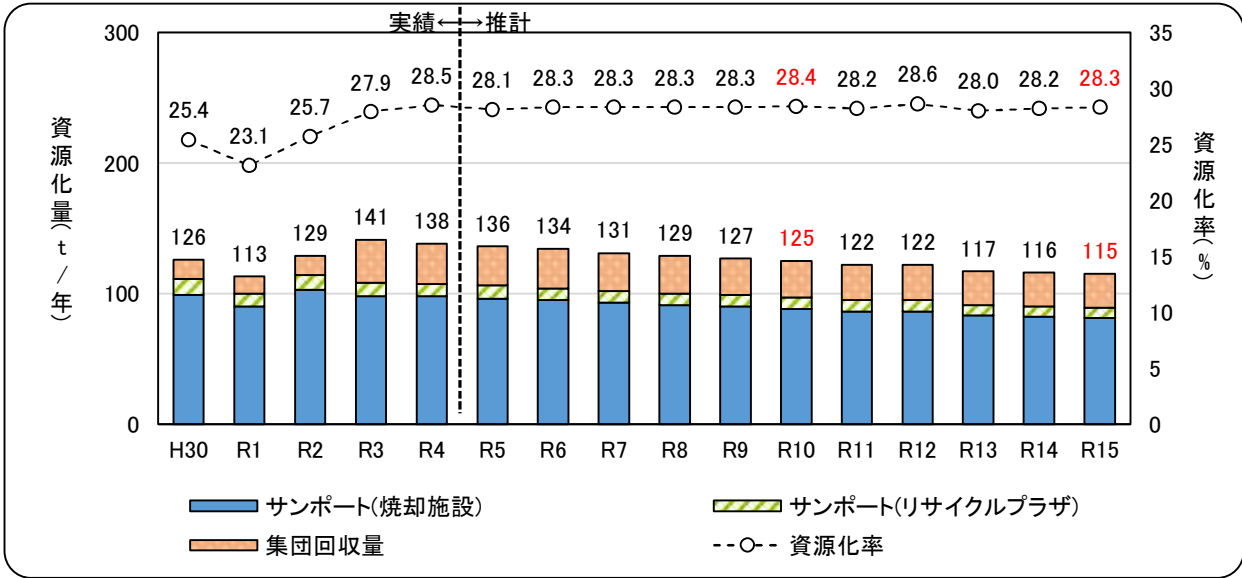


図2-3-6 東峰村 資源化量・資源化率の予測

3. 筑前町

筑前町のごみ排出量・排出原単位について、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量は 7,879t/年であり、人口の減少に伴い排出量が減少する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の排出原単位は 755.2g/人・日であり、今後減少傾向で推移する見込みです。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の減少に伴い減少する見込みであり、目標年度(令和 15 年度)の処理量は 6,781t/年となる見込みです。

資源化量及び資源化率について、目標年度(令和 15 年度)の資源化量は 1,925t/年であり、今後減少傾向で推移する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の資源化率は 24.4%であり、減少傾向で推移する見込みです。

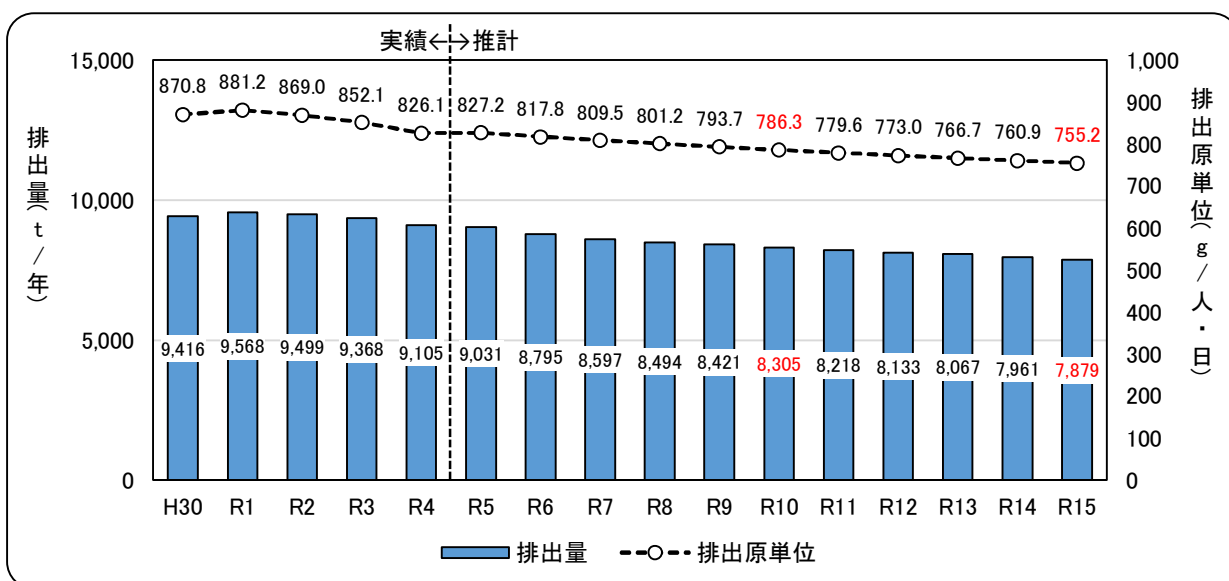


図 2-3-7 筑前町 ごみ排出量・排出原単位の予測

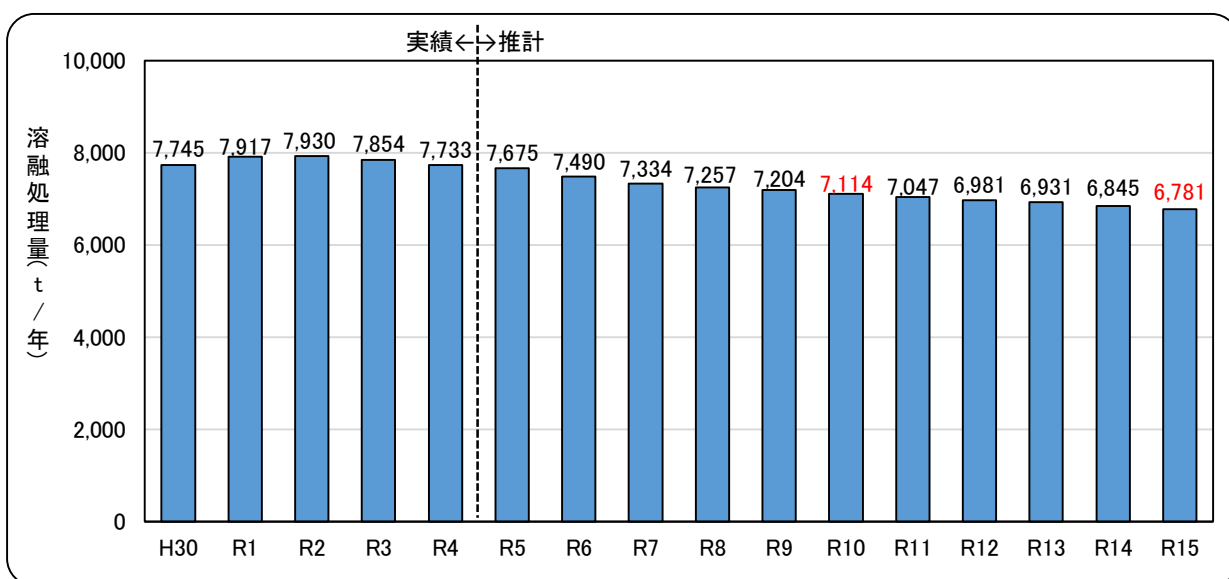


図 2-3-8 筑前町 溶融処理対象量の予測

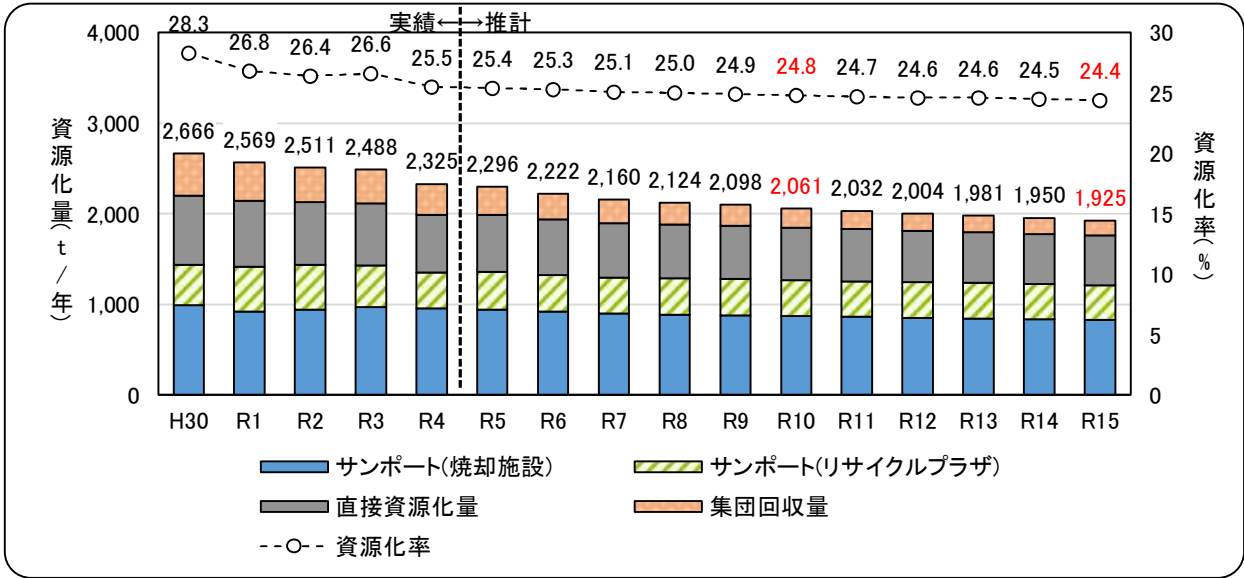


図2-3-9 筑前町 資源化量・資源化率の予測

4. 大刀洗町

大刀洗町のごみ排出量・排出原単位について、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量は 3,911t/年であり、人口の減少に伴い排出量が減少する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の排出原単位は 750.1g/人・日であり、概ね実績と同程度で推移する見込みです。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の減少に伴い減少する見込みであり、目標年度(令和 15 年度)の処理量は 3,363t/年となる見込みです。

資源化量及び資源化率について、目標年度(令和 15 年度)の資源化量は 1,046t/年であり、今後減少傾向で推移する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の資源化率は 26.7%であり、令和 4 年度実績を概ね維持する見込みです。

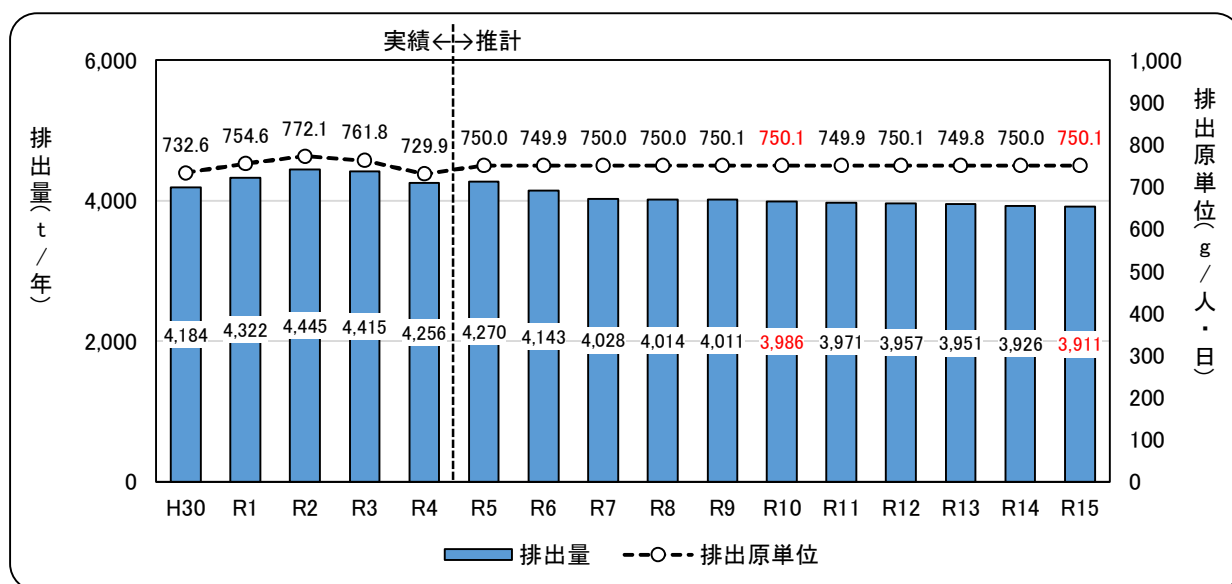


図 2-3-10 大刀洗町 ごみ排出量・排出原単位の予測

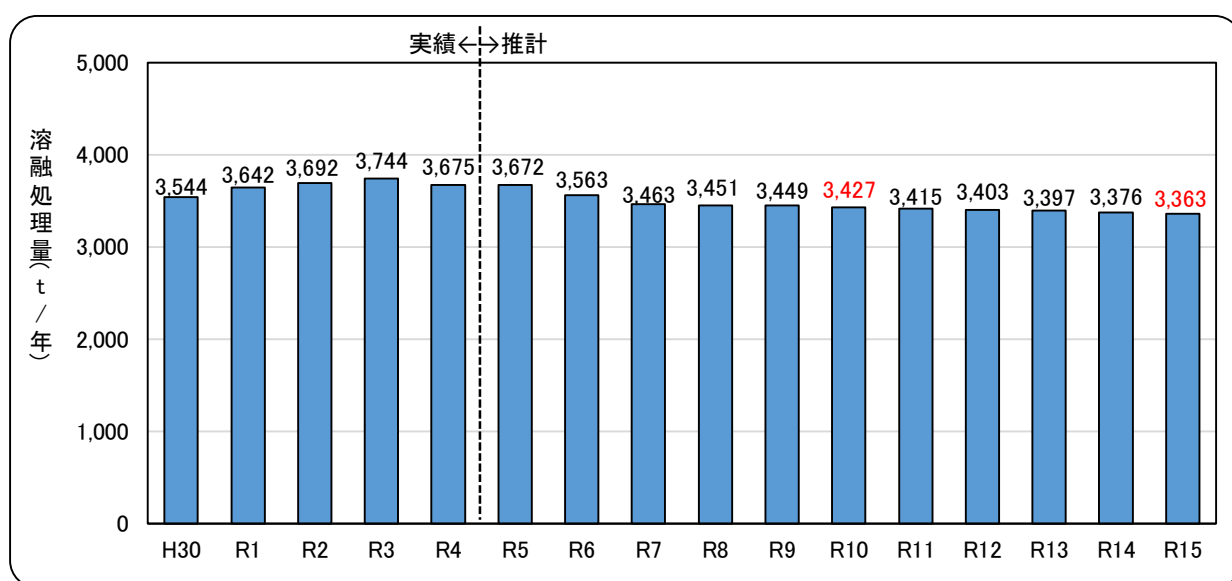


図 2-3-11 大刀洗町 溶融処理対象量の予測

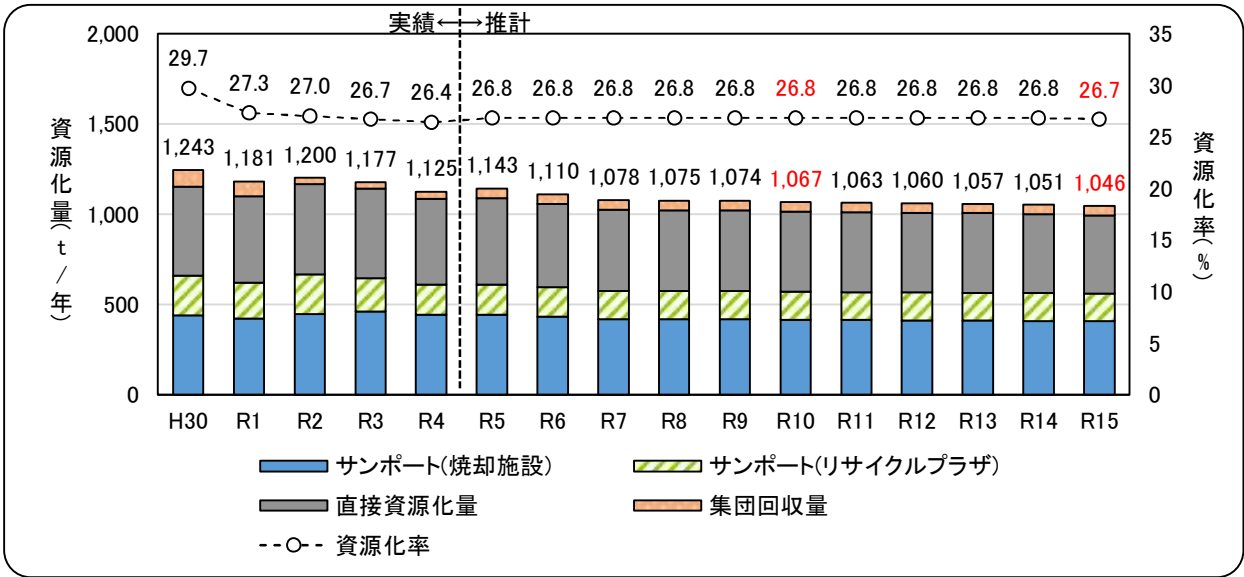


図2-3-1 2 大刀洗町 資源化量・資源化率の予測

5. 組合圏域

組合圏域のごみ排出量・排出原単位について、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量は 25,388t/年であり、人口の減少に伴い排出量が減少する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の排出原単位は 816.7g/人・日であり、今後減少傾向で推移する見込みです。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の減少に伴い減少する見込みであり、目標年度(令和 15 年度)の処理量は 22,759t/年となる見込みです。

資源化量及び資源化率について、目標年度(令和 15 年度)の資源化量は 5,565t/年であり、今後減少傾向で推移する見込みです。また、目標年度(令和 15 年度)の資源化率は 21.9%であり、令和 4 年度実績を概ね維持する見込みです。

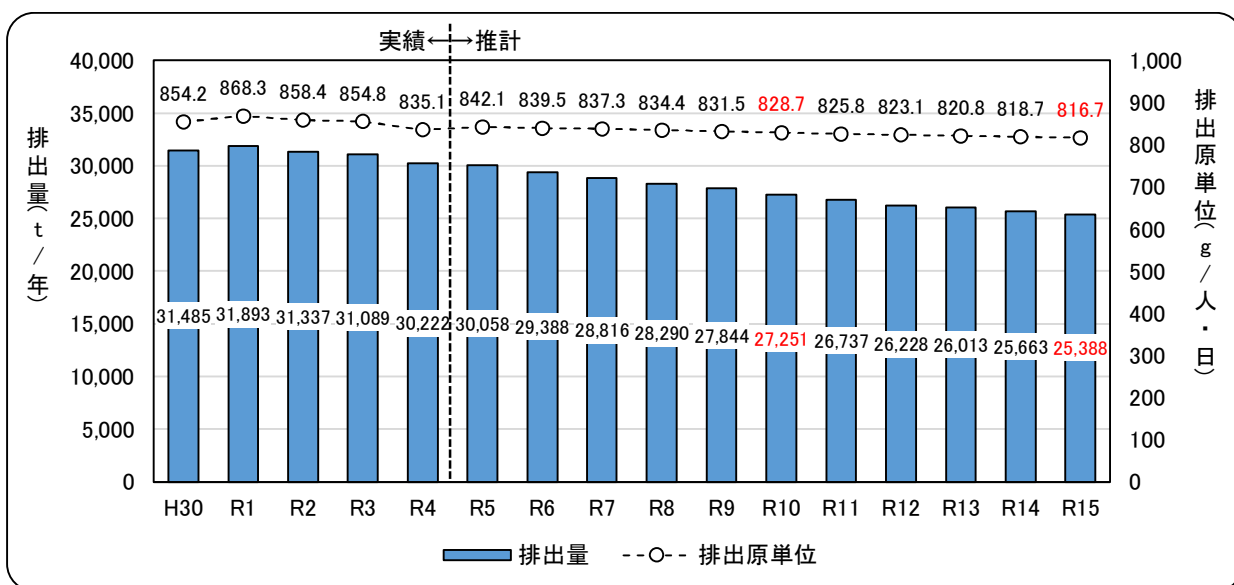


図 2-3-13 組合圏域(各市町村計) ごみ排出量・排出原単位の予測

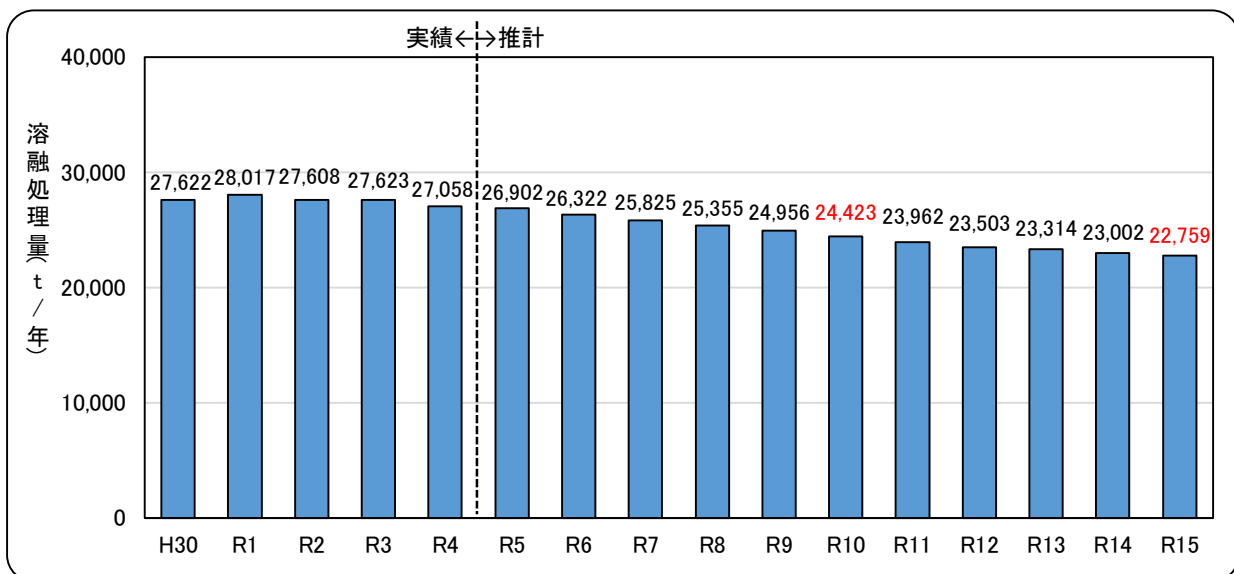


図 2-3-14 組合圏域(各市町村計) 溶融処理対象量の予測

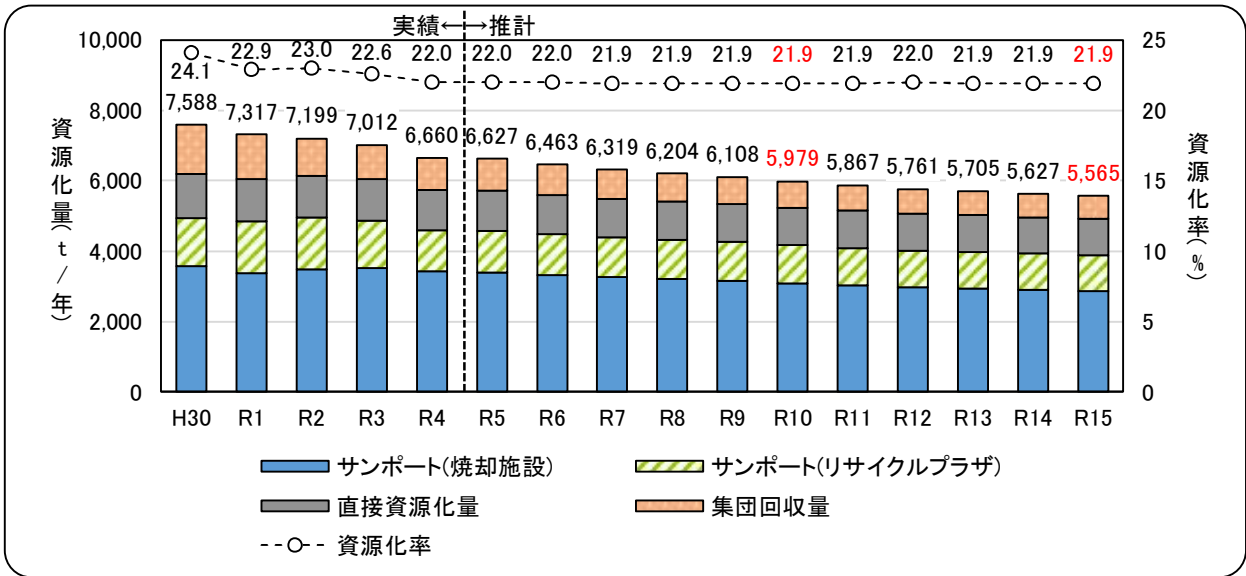


図2-3-15 組合圏域(各市町村計) 資源化量・資源化率の予測

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 減量化・資源化の目標

本組合圏域の減量化・資源化目標について、図3-1-1～図3-1-15に示します。

1. 朝倉市

朝倉市のごみ減量化目標について、排出原単位の増加割合を抑制することにより、目標年度(令和15年度)のごみ排出量を13,159t/年、排出原単位を885.7g/人・日にすることを目標とします。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の削減に合わせて、目標年度(令和15年度)に12,204t/年まで削減することを目標とします。

資源化量及び資源化率については、可燃ごみ排出量を削減しつつ、資源ごみの適正な分別を推進することにより、目標年度(令和15年度)の資源化量を2,478t/年、資源化率を18.8%とすることを目標とします。

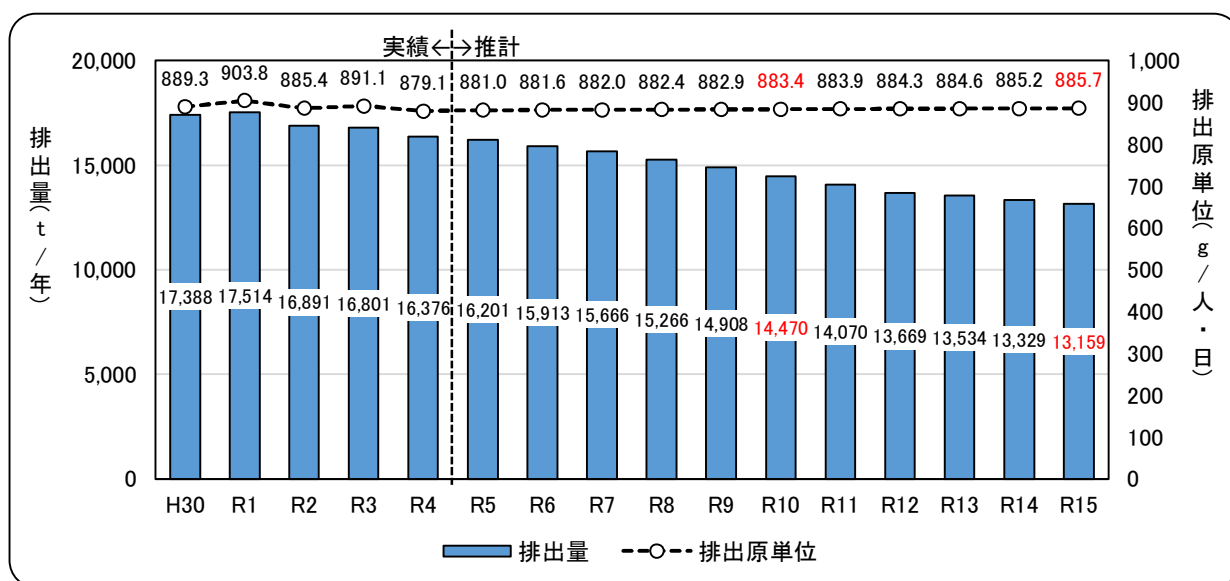


図3-1-1 朝倉市 ごみ排出量・排出原単位の目標

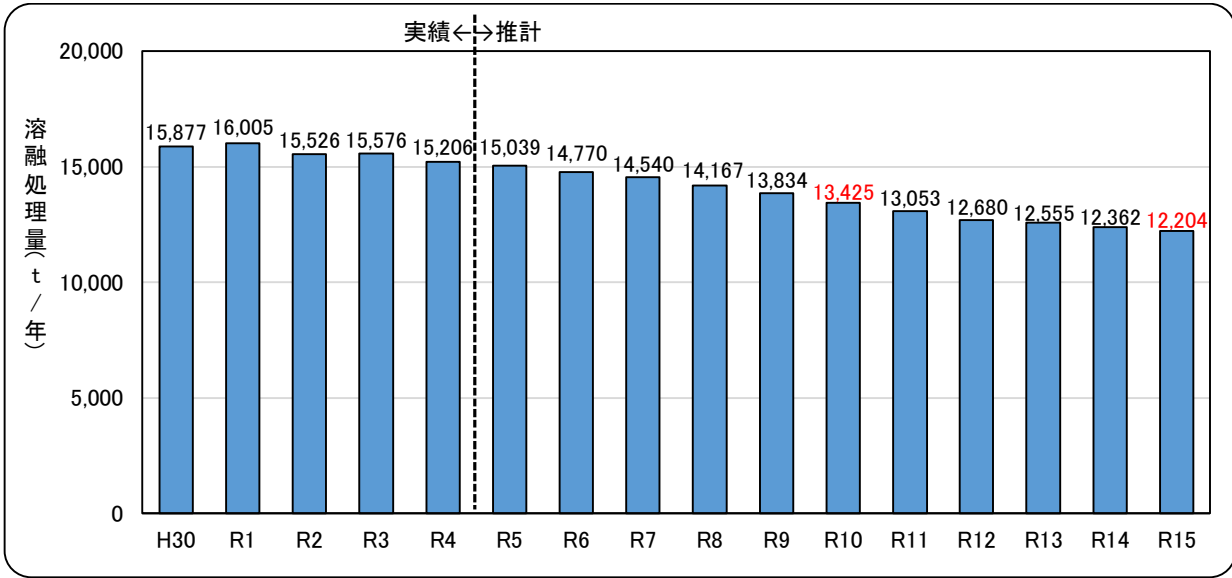


図3-1-2 朝倉市 溶融処理対象量の目標

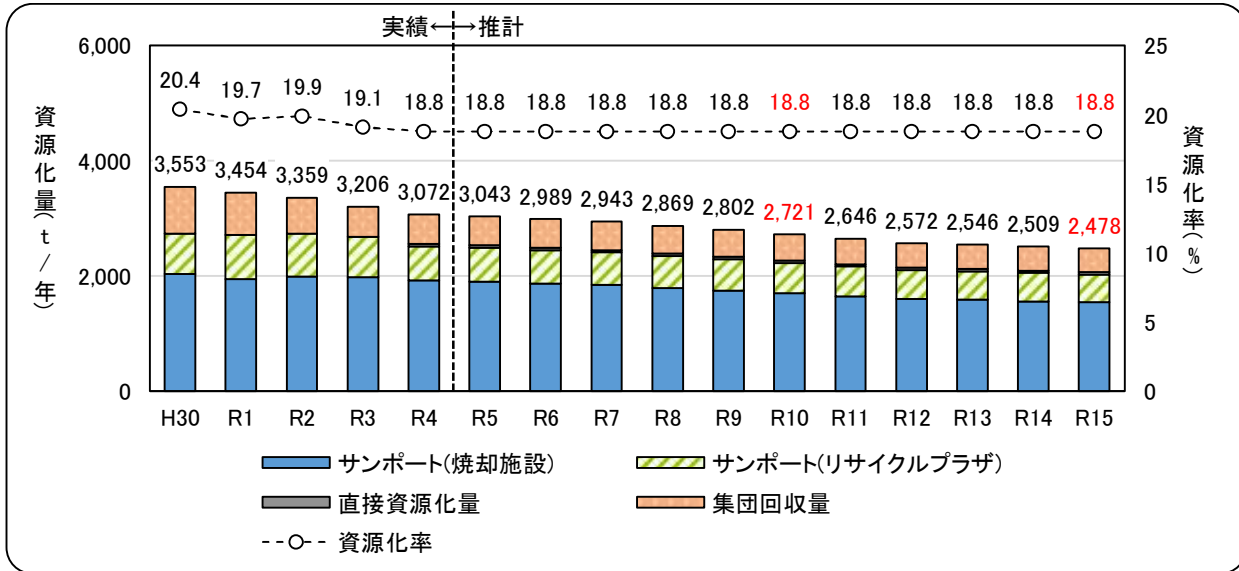


図3-1-3 朝倉市 資源化量・資源化率の目標

2. 東峰村

東峰村のごみ減量化目標について、より一層のごみ排出量の削減を推進することにより、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量を 379t/年、排出原単位を 650.6g/人・日にすることを目標とします。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の削減に合わせて、目標年度(令和 15 年度)に 344t/年まで削減することを目標とします。

資源化量及び資源化率については、可燃ごみ排出量を削減しつつ、資源ごみの適正な分別を推進することにより、目標年度(令和 15 年度)の資源化量を 107t/年、資源化率を 28.2%とすることを目標とします。

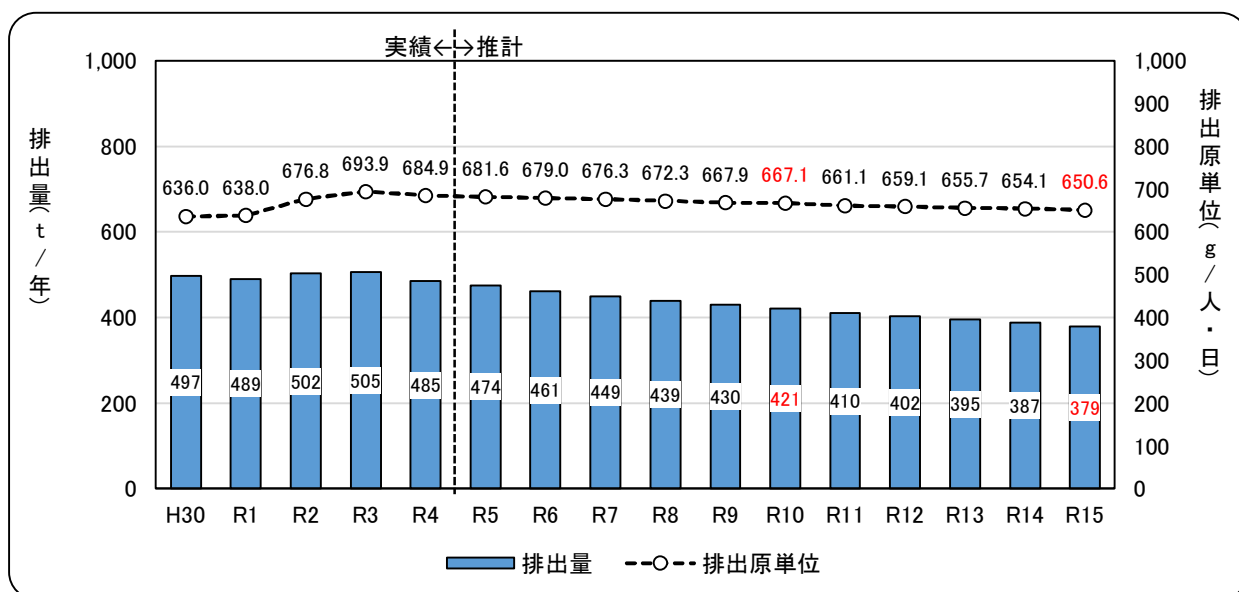


図3-1-4 東峰村 ごみ排出量・排出原単位の目標

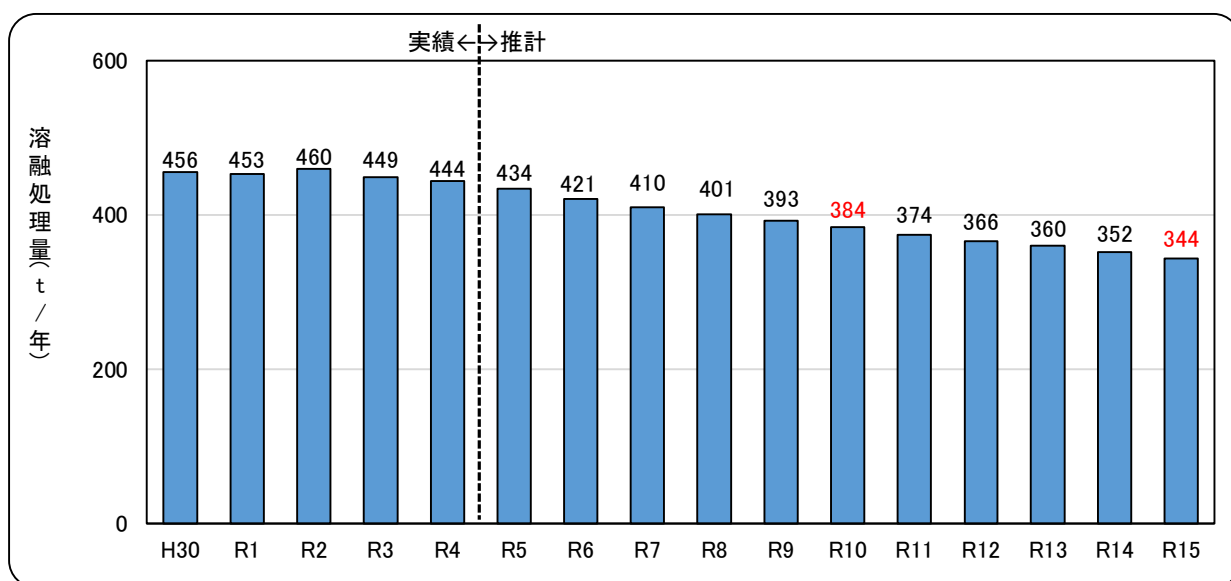


図3-1-5 東峰村 溶融処理対象量の目標

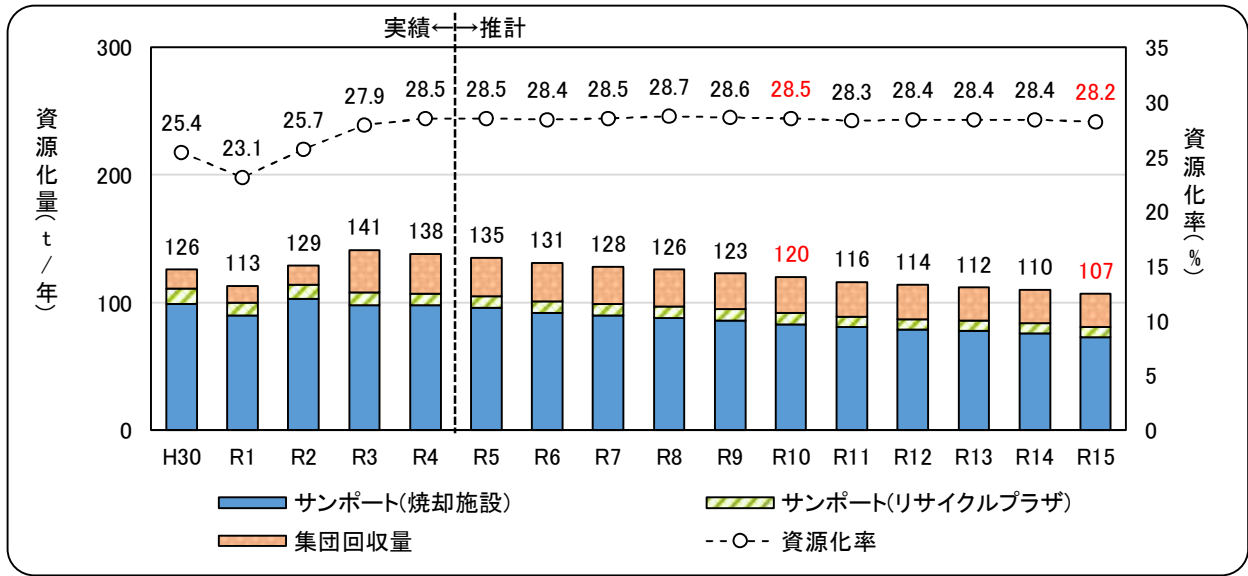


図3-1-6 東峰村 資源化量・資源化率の目標

3. 筑前町

筑前町のごみ減量化目標について、より一層のごみ排出量の削減を推進することにより、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量を 7,864t/年、排出原単位を 753.8g/人・日にすることを目標とします。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の削減に合わせて、目標年度(令和 15 年度)に 6,753t/年まで削減することを目標とします。

資源化量及び資源化率については、可燃ごみ排出量を削減しつつ、資源ごみの適正な分別を推進することにより、目標年度(令和 15 年度)の資源化量を 1,937t/年、資源化率を 24.6%とすることを目標とします。

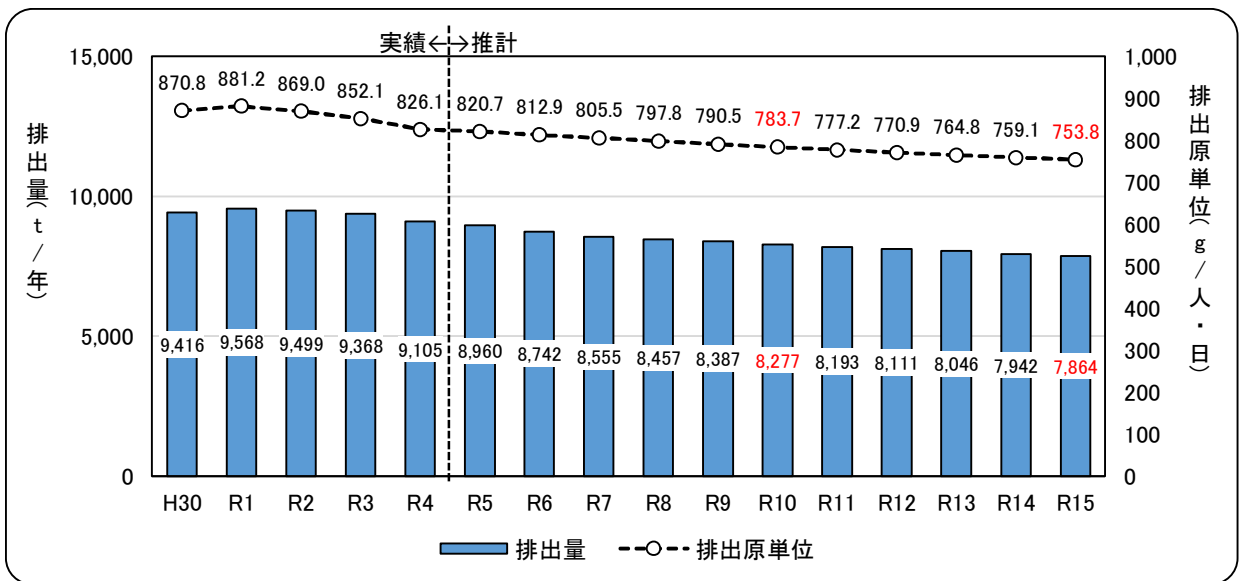


図3-1-7 筑前町 ごみ排出量・排出原単位の目標

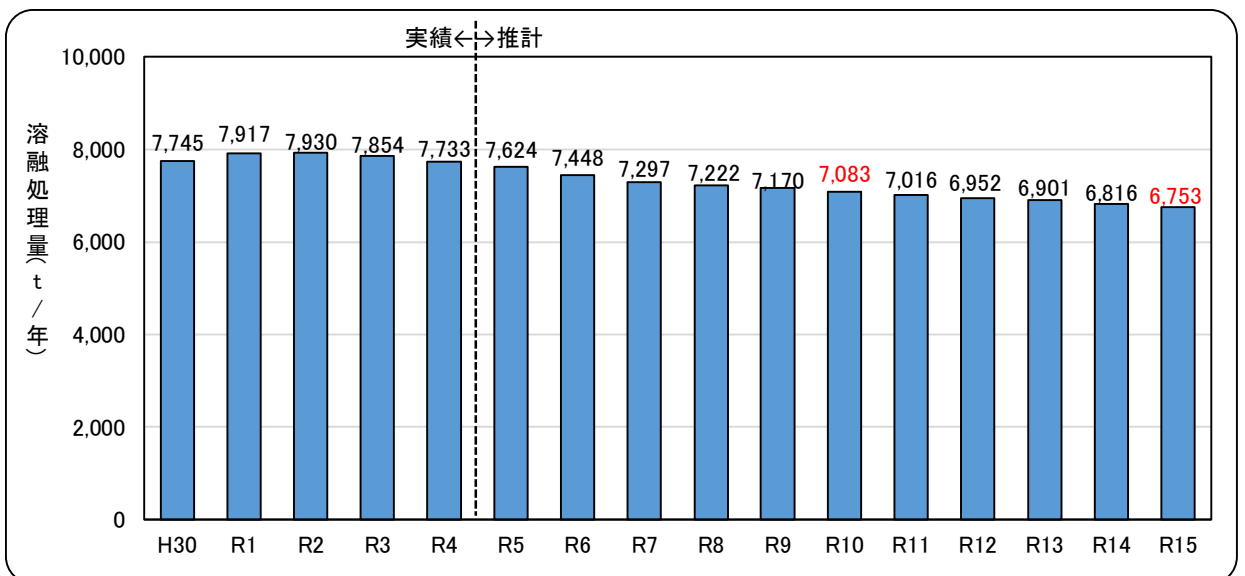


図3-1-8 筑前町 溶融処理対象量の目標

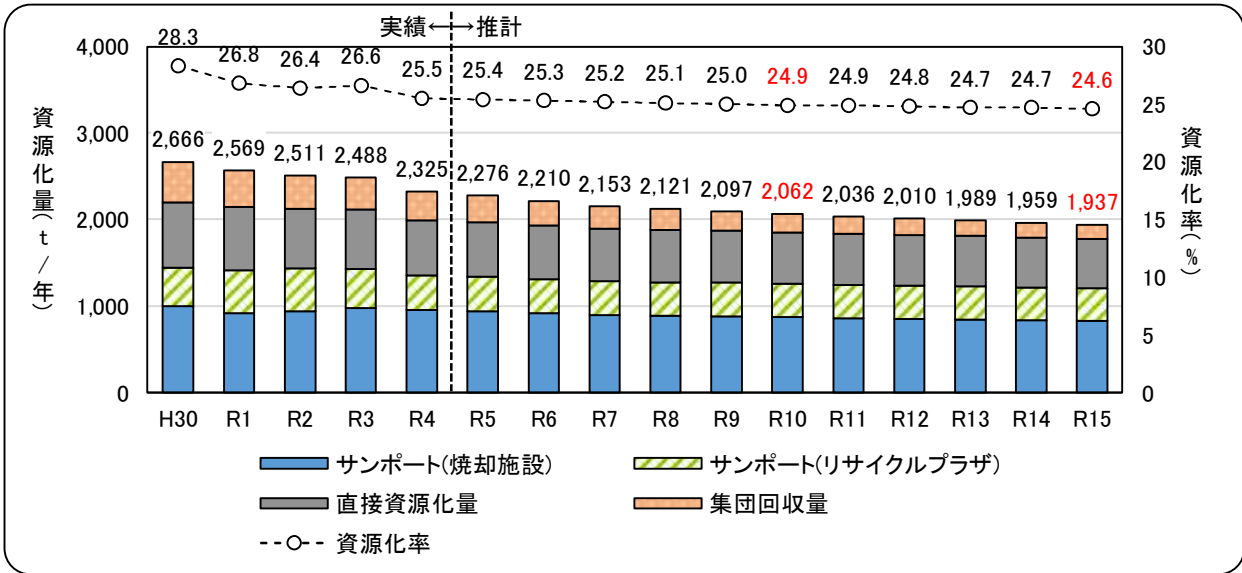


図3-1-9 筑前町 資源化量・資源化率の目標

4. 大刀洗町

大刀洗町のごみ減量化目標について、より一層のごみ排出量の削減を推進することにより、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量を 3,663t/年、排出原単位を 702.5g/人・日にすることを目標とします。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、ごみ排出量の削減に合わせて、目標年度(令和 15 年度)に 3,116t/年まで削減することを目標とします。

資源化量及び資源化率については、可燃ごみ排出量を削減しつつ、資源ごみの適正な分別を推進することにより、目標年度(令和 15 年度)の資源化量を 1,012t/年、資源化率を 27.6%とすることを目標とします。

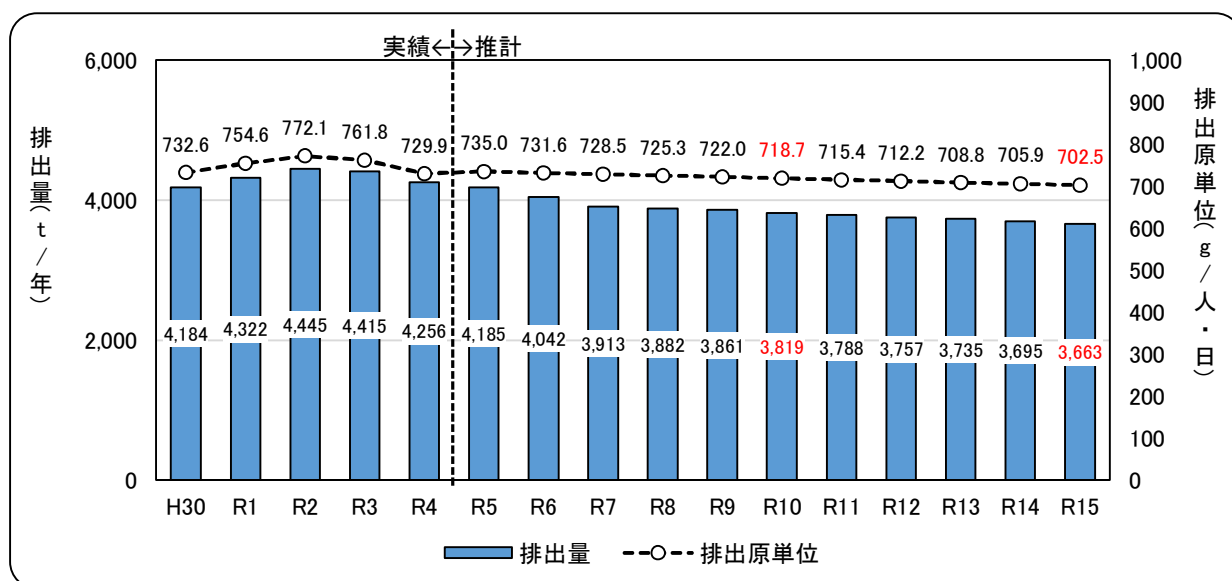


図3-1-10 大刀洗町 ごみ排出量・排出原単位の目標

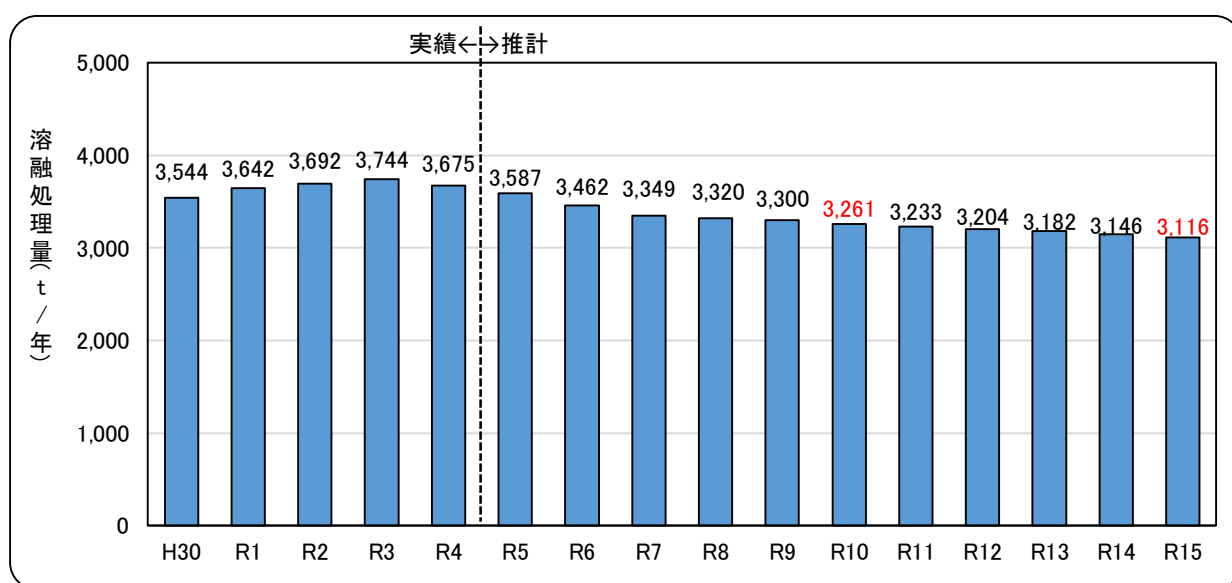


図3-1-11 大刀洗町 溶融処理対象量の目標

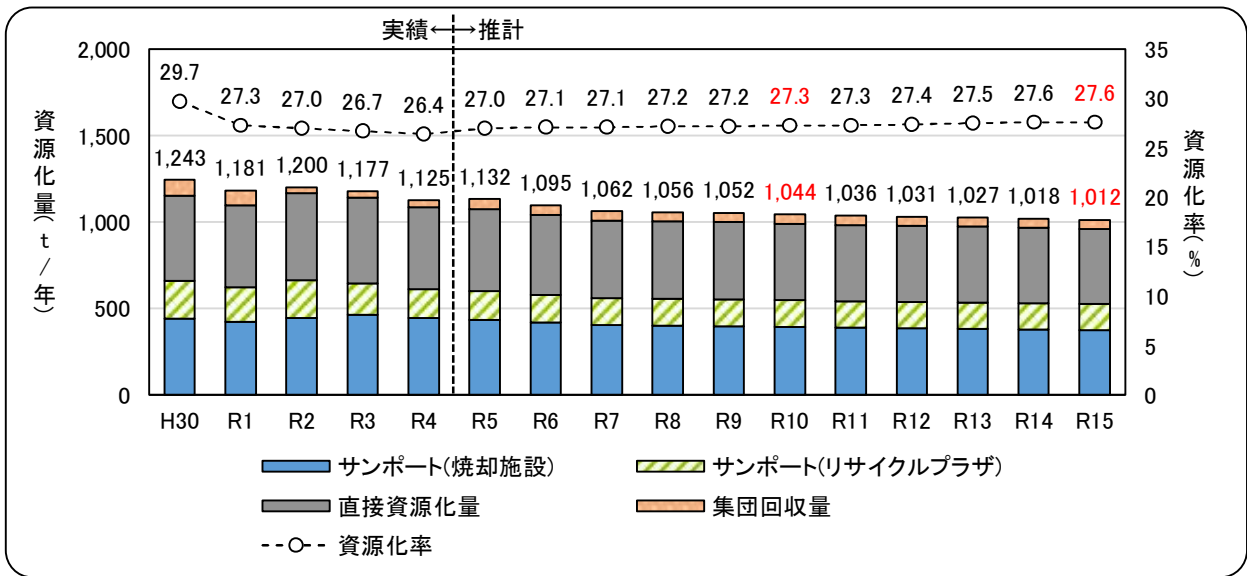


図3-1-1-2 大刀洗町 資源化量・資源化率の目標

5. 組合圏域

以上を踏まえた組合圏域全体のごみ減量化目標について、目標年度(令和 15 年度)のごみ排出量を 25,065t/年、排出原単位を 806.3g/人・日にすることを目標とします。

ごみ処理施設(サンポート)における溶融処理量は、目標年度(令和 15 年度)に 22,417t/年まで削減することを目標とします。

資源化量及び資源化率については、目標年度(令和 15 年度)の資源化量を 5,534t/年、資源化率を 22.1%とすることを目標とします。

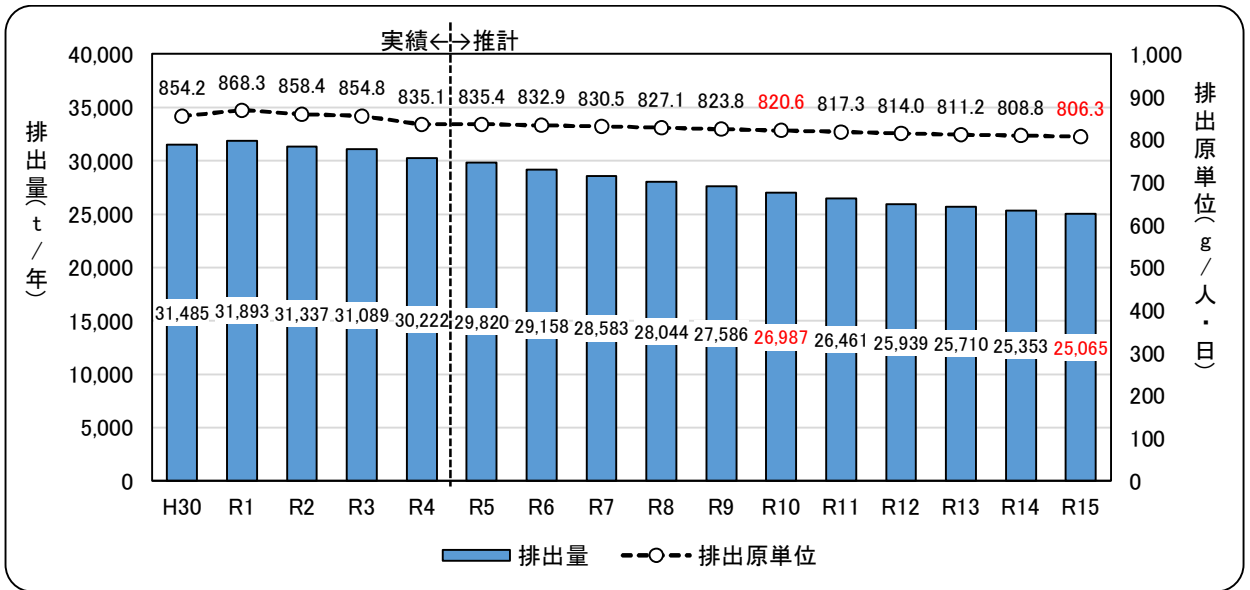


図3-1-13 組合圏域(各市町村計) ごみ排出量・排出原単位の目標

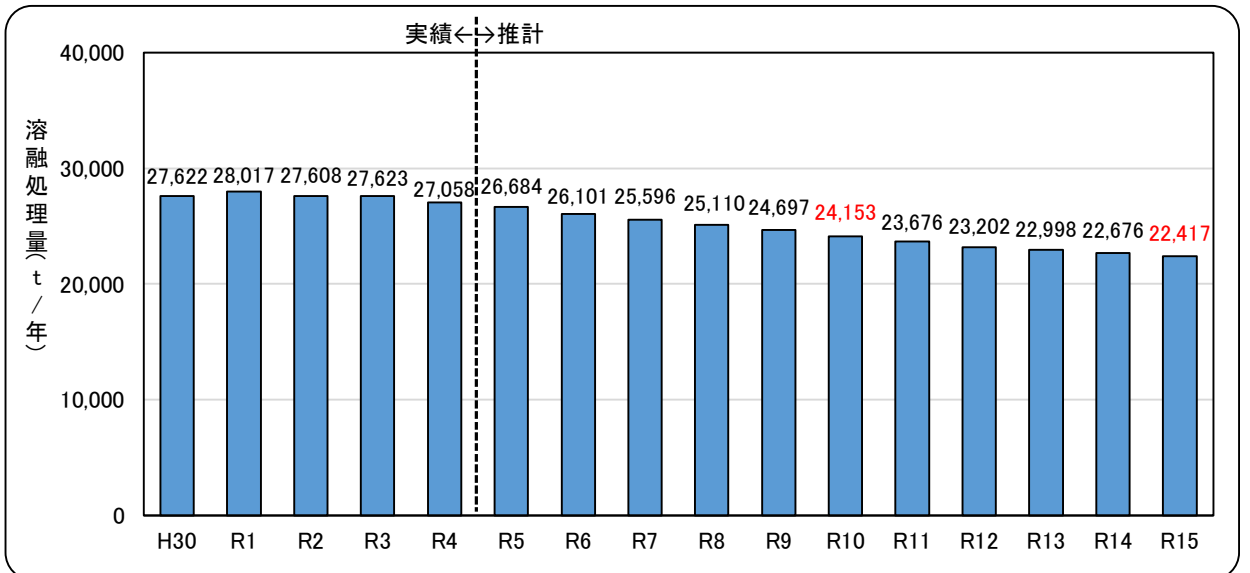


図3-1-14 組合圏域(各市町村計) 溶融処理対象量の目標

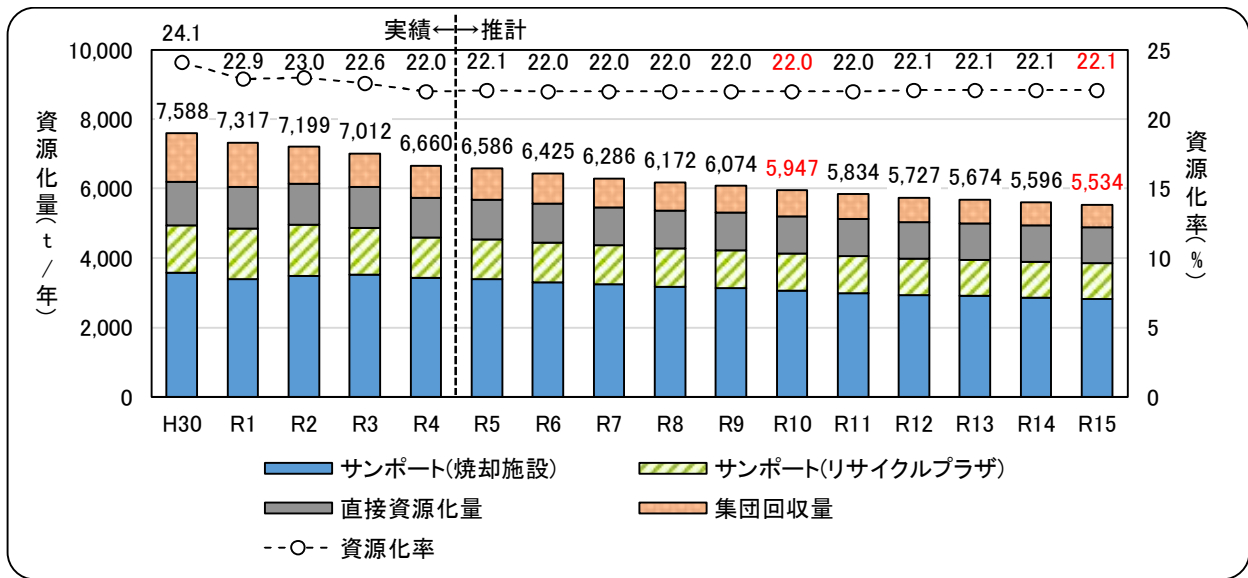


図3-1-15 組合圏域(各市町村計) 資源化量・資源化率の目標

第2節 ごみ処理に関する取組み体系図

1. ごみ処理に関する取組み体系図

各市町村のごみ処理に関する取組み体系図について、表3-2-1～表3-2-4に示します。

1) 朝倉市

朝倉市のごみ処理に関する取組み体系図について、表3-2-1に示します。

表3-2-1 朝倉市 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●：さらに推進 ★：重点施策

ごみ処理の 基本方針	取組み項目	前計画での 取組み	今後の 取組み
基本方針1 リデュース（排出抑制）の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	★
基本方針2 リユース（再使用）の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル（再生利用）の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの検討	★	★
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	●
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	●	●
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	★	★
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	●	●
	取組み項目3-7 製品プラスチックリサイクルの検討	—	★
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	●	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	●	●

2) 東峰村

東峰村のごみ処理に関する取組み体系図について、表3-2-2に示します。

表3-2-2 東峰村 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●：さらに推進 ★：重点施策

ごみ処理の基本方針	取組み項目	前計画での取組み	今後の取組み
基本方針1 リデュース（排出抑制）の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	●	●
基本方針2 リユース（再使用）の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル（再生利用）の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの検討	●	★
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	★	★
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	●	●
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	●
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	●	●
	取組み項目3-7 製品プラスチックリサイクルの検討	—	★
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	●	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	★	★
	取組み項目4-7 高齢者ごみ出し支援への取組み強化	★	★

3) 筑前町

筑前町のごみ処理に関する取組み体系図について、表3-2-3に示します。

表3-2-3 筑前町 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●：さらに推進 ★：重点施策

ごみ処理の基本方針	取組み項目	前計画での取組み	今後の取組み
基本方針1 リデュース（排出抑制）の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	●
基本方針2 リユース（再使用）の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル（再生利用）の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの推進	●	★
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	●
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	★	●
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	●
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	●	●
	取組み項目3-7 製品プラスチックリサイクルの推進	—	★
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	●	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	★	●

4) 大刀洗町

大刀洗町のごみ処理に関する取組み体系図について、表3-2-4に示します。

表3-2-4 大刀洗町 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●：さらに推進 ★：重点施策

ごみ処理の 基本方針	取組み項目	前計画での 取組み	今後の 取組み
基本方針1 リデュース（排出抑制）の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	●
基本方針2 リユース（再使用）の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル（再生利用）の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの推進	★	★
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	★
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	★	★
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	●
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	●	●
	取組み項目3-7 製品プラスチックリサイクルの推進	—	★
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	●	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	●	●

2. 重点施策の実施計画

各市町村の重点施策について、表3-2-5～表3-2-8に示します。

1) 朝倉市

朝倉市の重点施策について、表3-2-5に示します。

表3-2-5 朝倉市 ごみ処理に関する重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)
重点施策2	多量排出事業者への指導 (取組み項目1-2)
重点施策3	小型家電リサイクルの検討 (取組み項目3-2)
重点施策4	リサイクルルートの確保 (取組み項目3-5)
重点施策5	製品プラスチックリサイクルの検討 (取組み項目3-7)
重点施策6	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討 (取組み項目4-4)

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進(取組み項目1-1)

広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。また、集団回収への協力の呼び掛け、生ごみの水切り等のごみ減量のための情報提供を行います。

◆重点施策2 多量排出事業者への指導(取組み項目1-2)

事業所から排出される事業系一般廃棄物について、前年度の排出量、当該年度の減量及び適正処理等に関する計画書を提出・実行するよう指導を行います。

◆重点施策3 小型家電リサイクルの検討(取組み項目3-2)

小型家電の更なるリサイクルを推進するため、今後、市役所等に回収ボックスを設置することを検討します。

◆重点施策4 リサイクルルートの確保(取組み項目3-5)

重点施策3と並行し、小型家電だけではなくその他のリサイクルについて検討していき、ごみ排出量の減量、資源化率の向上に努めます。

◆重点施策5 製品プラスチックリサイクルの検討(取組み項目3-7)

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されたことを踏まえ、今後、製品プラスチックの分別・再商品化の実施方法について検討し、令和11年度までに製品プラスチックの分別収集及び再商品化を実施していきます。

◆重点施策6 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討(取組み項目4-4)

朝倉市や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

また、朝倉市災害廃棄物処理計画(令和2年6月策定)に基づいて、緊急時や災害時における住民等への対応、組合のごみ処理への対応など、災害時の廃棄物処理に係る体制を確立するため、教育や訓練を実施します。

2) 東峰村

東峰村の重点施策について、表3-2-6に示します。

表3-2-6 東峰村 ごみ処理に関する重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)
重点施策2	小型家電リサイクルの検討 (取組み項目3-2)
重点施策3	行政における減量・リサイクルの推進 (取組み項目3-3)
重点施策4	製品プラスチックリサイクルの検討 (取組み項目3-7)
重点施策5	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討 (取組み項目4-4)
重点施策6	不法投棄の監視強化 (取組み項目4-6)
重点施策7	高齢者のごみ出し支援への取組強化 (取組み項目4-7)

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進(取組み項目1-1)

広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。また、古紙等集団回収奨励金制度の継続、生ごみの水切り等のごみ減量のための情報提供を行います。

◆重点施策2 小型家電リサイクルの検討(取組み項目3-2)

小型家電の更なるリサイクルを推進するため、今後、村役場等に回収ボックスを設置することを検討します。

◆重点施策3 行政における減量・リサイクルの推進(取組み項目3-3)

村役場より排出されるごみの減量化に努めます。また、リサイクルを推進することで資源化率の向上を図ります。

◆重点施策4 製品プラスチックリサイクルの検討(取組み項目3-7)

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されたことを踏まえ、今後、製品プラスチックの分別・再商品化の実施方法について検討し、令和11年度までに製品プラスチックの分別収集及び再商品化を実施していきます。

◆重点施策5 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討(取組み項目4-4)

東峰村や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

また、東峰村災害廃棄物処理計画(令和2年11月策定)に基づいて、緊急時や災害時における住民等への対応、組合のごみ処理への対応など、災害時の廃棄物処理に係る体制を確立するため、教育や訓練を実施します。

◆重点施策6 不法投棄の監視強化（取組み項目4-6）

私有地への不法投棄については、多くはありませんが、不法投棄防止を目的とした月2回の巡回を引き続き実施します。

◆重点施策7 高齢者のごみ出し支援への取組強化（取組み項目4-7）

東峰村では、高齢者の割合が大きく、ごみ出し困難者が増えています。

そのため、高齢者等のごみ出し困難者の支援への取組を強化することにより、適正な分別を行い、資源化率の向上を図ります。

3) 筑前町

筑前町の重点施策について、表3-2-7に示します。

表3-2-7 筑前町 ごみ処理に関する重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進（取組み項目1-1）
重点施策2	小型家電リサイクルの推進（取組み項目3-2）
重点施策3	製品プラスチックリサイクルの推進（取組み項目3-7）
重点施策4	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討（取組み項目4-4）

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進（取組み項目1-1）

広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。また、生ごみの水切り等によるごみ減量を啓発するとともに、生ごみ処理機等購入費補助金制度を拡充し、ごみ減量に向けて継続した取り組みを推進します。

◆重点施策2 小型家電リサイクルの推進（取組み項目3-2）

小型家電の更なるリサイクルを推進するため、令和6年度から小型家電の分別収集を開始します。

◆重点施策3 製品プラスチックリサイクルの推進（取組み項目3-7）

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されたことを踏まえ、令和6年度から製品プラスチックの分別収集及び再商品化を開始します。

◆重点施策4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討（取組み項目4-4）

筑前町や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

また、筑前町災害廃棄物処理計画(令和3年2月策定)に基づいて、緊急時や災害時における住民等への対応、組合のごみ処理への対応など、災害時の廃棄物処理に係る体制を確立するため、教育や訓練を実施します。

4) 大刀洗町

大刀洗町の重点施策について、表3-2-8に示します。

表3-2-8 大刀洗町 ごみ処理に関する重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)
重点施策2	小型家電リサイクルの推進 (取組み項目3-2)
重点施策3	行政における減量・リサイクルの推進 (取組み項目3-3)
重点施策4	事業系ごみの分別収集の徹底 (取組み項目3-4)
重点施策5	製品プラスチックリサイクルの推進 (取組み項目3-7)
重点施策6	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討 (取組み項目4-4)

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)

資源回収ステーション事業による3R活動をはじめ、広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。

また、生ごみ処理機購入費補助金や古紙等集団回収奨励補助金制度を継続するとともに、生ごみの水切り等のごみ減量のための情報提供を行います。

◆重点施策2 小型家電リサイクルの推進 (取組み項目3-2)

小型家電のリサイクルを推進するため、令和6年度から小型家電を選別し、認定事業者への引き渡しを行います。また、役場庁舎に回収ボックスを設置し、リサイクルの啓発に努めます。

◆重点施策3 行政における減量・リサイクルの推進 (取組み項目3-3)

各校区センターで住民主体の資源分別等を行う資源回収ステーション事業に取組み、住民のごみや環境意識の啓発、リサイクルの推進を図ります。

また、町内保育園、小学校や民間企業、役場庁舎等にペットボトルキャップ回収箱を設置し、小学1年生の引きだしにリサイクルする活動を実施することにより、リサイクルの推進を図ります。

◆重点施策4 事業系ごみの分別収集の徹底 (取組み項目3-4)

事業所から排出される段ボールを無料分別収集することにより、リサイクルの推進を図ります。

◆重点施策5 製品プラスチックリサイクルの推進 (取組み項目3-7)

大刀洗町においては、町役場に回収ボックスを設置し、製品プラスチックの回収・リサイクルを行っています。しかし、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されたことを踏まえ、リサイクルの更なる啓発・推進を図ります。

◆重点施策6 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討（取組み項目4-4）

大刀洗町や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

また、大刀洗町災害廃棄物処理計画(令和4年3月策定)に基づいて、緊急時や災害時における住民等への対応、組合のごみ処理への対応など、災害時の廃棄物処理に係る体制を確立するため、教育や訓練を実施します。

第3節 ごみ処理体制

1. 維持・管理体制

1) 組織

組合圏域におけるごみ処理組織の概要を図3-3-1に示します。

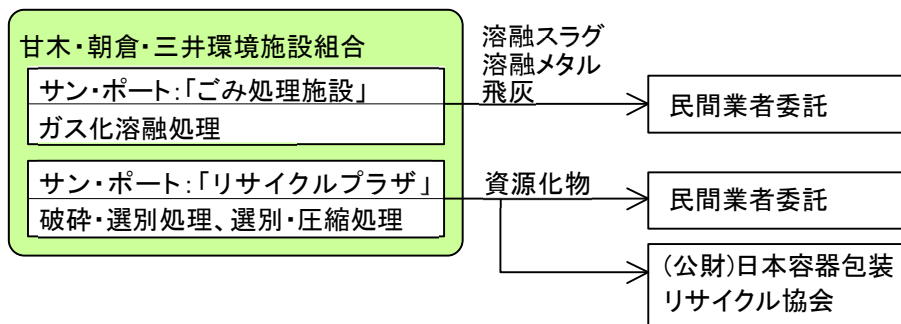


図3-3-1 ごみ処理組織の概要

2) 管理運営体制

収集・運搬については各市町村で管理し、運営は行政自ら（直営）、行政が許可業者に委託及び事業所が許可業者に依頼して行います。

中間処理については甘木・朝倉・三井環境施設組合が管理を行います。

組合圏域における管理運営体制を表3-3-1に示します。

表3-3-1 組合圏域における管理運営体制

項目	管理	運営
収集・運搬	各市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・行政自ら(直営) ・行政が許可業者に委託 ・事業所が許可業者に依頼
中間処理	甘木・朝倉・三井環境施設組合	運転業務を民間業者に委託 (ごみ処理施設・リサイクルプラザ)

第4節 分別収集計画

本組合圏域のごみ分別区分は、当面は現状の区分を維持することとしますが、次期焼却施設の供用(令和14年度予定)に向けて、今後、分別・再商品化の実施方法について検討し、令和11年度までに本地域全域において製品プラスチックの分別収集及び再商品化を実施していきます。

第5節 収集運搬計画

1. 収集運搬に関する基本方針

収集運搬は構成市町村により行うものとし、ごみの発生・排出状況に対してより効率的な収集運搬体制の整備を図り、収集運搬時において、生活環境に支障をきたさないように配慮します。

2. 収集区域の範囲

各市町村 全域

3. 収集運搬体制

各市町村の収集運搬体制は、表3-5-1に示すとおりであり、当面は現体制を維持するものとしてします。

表3-5-1 各市町村の収集運搬体制

市町村	収集運搬体制
朝倉市	直営、委託、許可
東峰村	委託、許可
筑前町	委託、許可
大刀洗町	委託、許可

4. 収集運搬方法

各市町村の収集運搬方法は、当面は現体制を維持するものとしてしますが、将来的にごみ分別区分の見直しを検討する際に、必要に応じてより効率的な収集運搬方法について検討します。

第6節 中間処理計画

1. 中間処理に関する基本方針

- ・周辺環境の保全と公害防止に努めます。
- ・資源化を促進することで、資源化を中心とした効率的なごみ処理体制を整備しつつ、将来を見据えた廃棄物循環型社会の構築を図ります。

2. 管理主体

本組合圏域の中間処理施設(サン・ポート)について、その管理主体は、甘木・朝倉・三井環境施設組合であり、今後も現体制を維持するものとします。

3. 中間処理の方法及び目標年次における対象量

1) 中間処理の方法

本組合圏域では、現在、ごみの中間処理をサン・ポートで行っており、「ごみ処理施設」におけるガス化溶融処理、「リサイクルプラザ」における資源化処理(破碎・選別、選別・圧縮)を行っています。

当面は、現体制を維持して中間処理を行います。サン・ポート(ごみ処理施設)については施設の老朽化が進行していることから、次期施設の供用開始(令和 14 年度予定)に向けて、今後の施設整備事業を推進するとともに、次期施設の供用開始まで現施設の計画的な維持管理に努めます。

一方、サン・ポート(リサイクルプラザ)については、今後も現施設を継続して利用するため、計画的な維持管理を行うとともに、基幹的設備改良工事の実施など、適切な時期に延命化対策を検討します。

また、これらの実施にあたっては、周辺環境の保全と公害防止に努めながら、効率的なごみ処理体制の整備を計画するとともに、循環型社会の構築を図ります。

2) 中間処理量

本組合圏域の中間処理量について、「ごみ処理施設」における可燃ごみ及び資源化残渣の処理量(現在は、溶融処理)は図3-6-1に示すとおりであり、中間目標年度(令和 10 年度)において 24,153t/年、目標年度(令和 15 年度)において 22,417t/年と見込まれます。

「リサイクルプラザ」における処理対象量は図3-6-2に示すとおりであり、中間目標年度(令和 10 年度)において 3,525t/年、目標年度(令和 15 年度)において 3,334t/年と見込まれます。

可燃ごみ及び資源化残渣の処理量については、現状のまま推移した場合でも施設の処理能力(33,254t/年)を超えない見込みですが、令和 14 年度より次期施設が供用開始する予定のため、適切な時期に次期施設の施設規模等について検討を図ります。

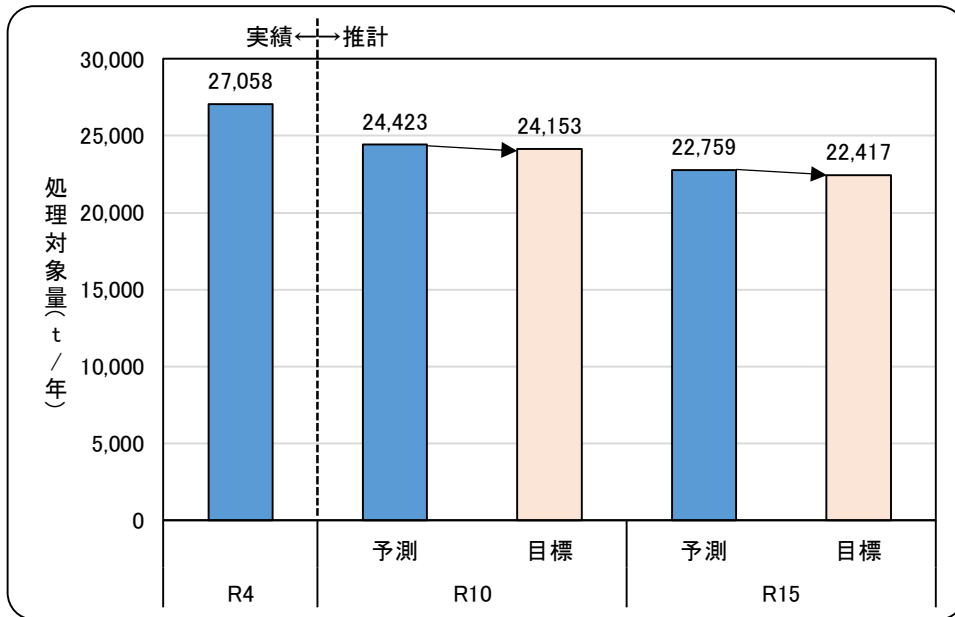


図3-6-1 可燃ごみ及び资源化残渣処理対象量

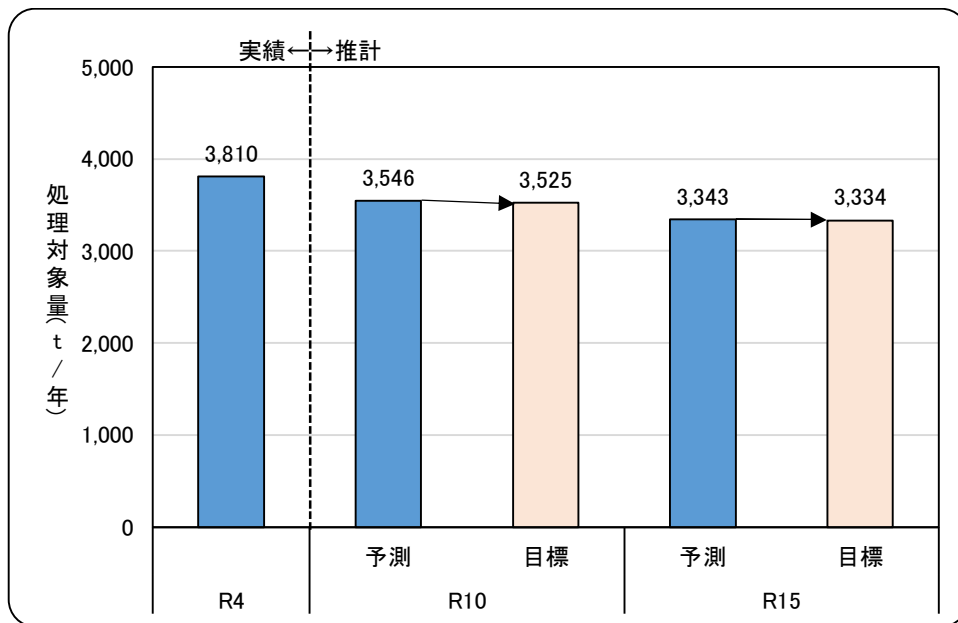


図3-6-2 资源化処理対象量

3) 可燃ごみに含まれる製品プラスチックの分別収集について

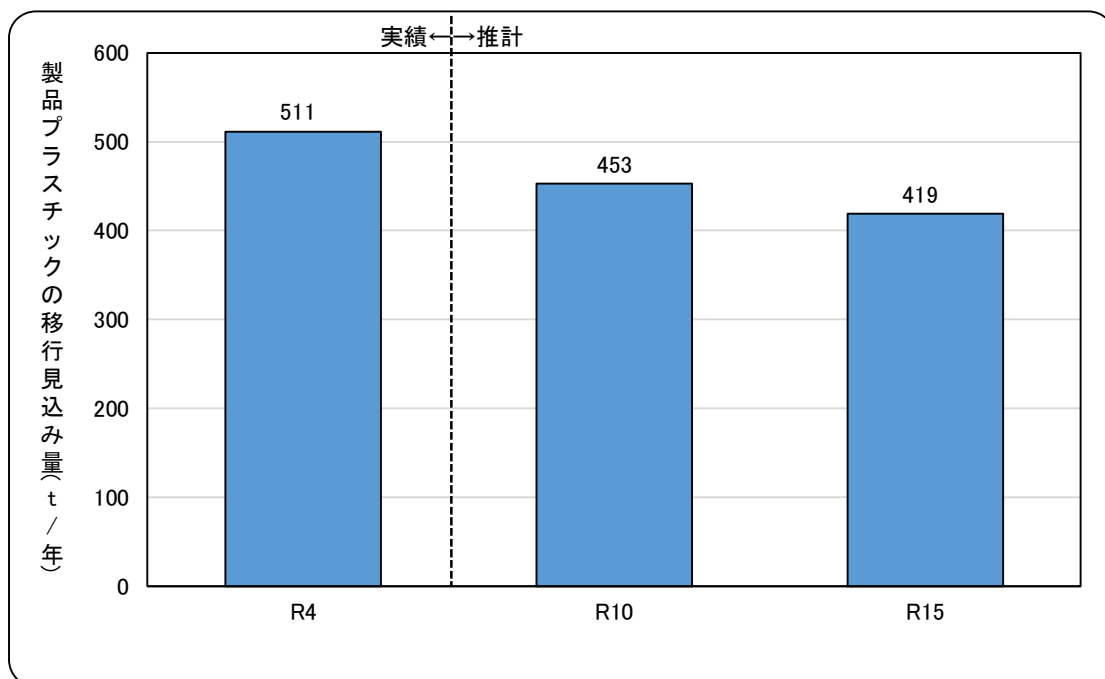
本組合圏域では、令和 11 年度までに本地域全域において製品プラスチックの分別収集及び再商品化を実施する予定です。

製品プラスチックの分別収集及び再商品化の実施に伴い、製品プラスチックが収集可燃ごみから資源ごみへと移行することになります。

その移行見込み量について、既存の資料等から潜在量や住民の協力率を設定して試算すると、中間目標年度(令和 10 年度)において 453t/年、目標年度(令和 15 年度)において 419t/年と想定されます。

ただし、上記の移行見込み量は他都市の事例を参考に試算したものであり、本組合圏域とは傾向が異なる可能性があるため、今後、収集可燃ごみの組成調査を行うなど、製品プラスチックの排出状況について実態の把握を行うことが望ましいと考えられます。

また、ごみ分別区分の見直しにあたっては、住民の方に分別へ協力いただけるよう、周知啓発を行います。



※移行見込み量＝製品プラスチックの潜在量×分別への協力率として試算。

※製品プラスチックの潜在量：「環境省 令和 3 年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業結果」より、収集可燃ごみ中の 4.2%と仮定。

※分別への協力率：「福岡県古賀市 第 3 次古賀市ごみ処理基本計画策定のための市民アンケート調査(プラスチック製品の分別について)」より、51.4%と仮定。

図 3-6-3 (参考)製品プラスチックの可燃ごみへの移行見込み量

第7節 最終処分計画

本組合圏域では、当面はごみ処理施設での中間処理(ガス化溶融処理)を行い、次期焼却施設の供用(令和 14 年度予定)開始後もガス化溶融処理を行う予定のため、今後も最終処分は行わない予定です。

第8節 計画の進行管理

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。

この考えに基づき、本計画は、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善・代替案)のPDCA サイクルにより、継続的改善を図っていきます。

また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行っていきます。

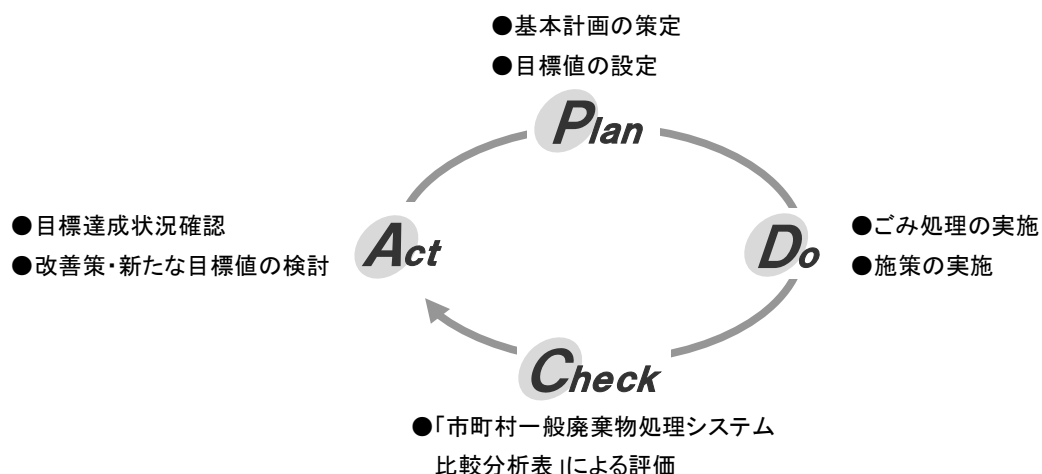


図3-8-1 PDCA サイクルによる計画の進行管理イメージ